

石川県中央会 会報 特集号

目 次

中小企業の労働事情

- ◆石川県における中小企業の労働事情..... 2
～平成 17 年度中小企業労働事情実態調査結果～
調査のあらまし..... 2
調査結果の概要..... 2

事業協同組合の組織状況

- ◆事業協同組合の組織状況 24
～平成 17 年度協同組合実態調査結果～
調査のあらまし..... 24
調査結果の概要..... 24

若年者の再就職調査結果

- ◆若年者の再就職に関する意向調査結果（石川県地域労使就職支援機構）..... 35
第 1 章 アンケート回答者について..... 35
第 2 章 若年者の再就職に関する意向調査 36
第 3 章 課題..... 42

Attention

- ◆平成 18 年度石川県商工労働観光主要施策の概要..... 44
- ◆共生によるまちづくり・中小企業活力強化集会開催される 49

Information

- ◆平成 18 年度中央会役員会、表彰式並びに通常総会の日程について..... 50
- ◆個別専門相談室開催のご案内 50
- ◆平成 18 年度中小企業制度融資説明会のご案内..... 51
- ◆65 歳雇用導入プロジェクト事業だより 52
- ◆県内の情報連絡員報告（2 月） 54

中央会からのお知らせ

- ◆組合決算期を迎えたら～決算関係書類等の提出をお忘れなく～ 58

会社法 Q&A

- ◆会社法 Q&A ～新しい会社法がはじまります～ 60

石川県における中小企業の労働事情

～平成 17 年度中小企業労働事情実態調査結果～

I 調査のあらまし

1. 目的

この調査は、中小企業における労働事情を的確に把握し、適正な中小企業労働対策の樹立並びに時宜を得た中央会労働指導方針の策定に資することを目的とする。

2. 調査機関

石川県中小企業団体中央会

3. 調査実施方法

郵送による調査

4. 調査対象事業所数

800企業

5. 調査時点

平成17年7月1日現在

6. 調査実施期間

平成17年7月1日より7月15日まで

7. 調査内容

- (1) 経営に関する事項
- (2) 労働時間に関する事項
- (3) 雇用に関する事項
- (4) 賃金に関する事項
- (5) その他労働に関する事項

II 調査結果の概要

1. 回答事業所内容

(1) 回答事業所数

調査対象 800 事業所のうち、回答は 320 票 (40.0%) であった。内訳は次のとおりである。(表 1-1)

表 1-1 業種別・規模別回答事業所数 (単位：事業所数)

業種		規模	規模計	1～9人	10～29人	30～99人	100～300人
事業所計			320	68	114	111	27
製造業計			176	26	64	67	19
	食料品		27	3	9	12	3
	繊維・同製品		28	5	8	14	1
	木材・木製品		20	6	11	2	1
	出版・印刷・同関連		15	3	8	3	1
	窯業・土石		12	3	7	2	—
	化学工業		1	—	—	1	—
	金属・同製品		41	4	12	18	7
	機械器具		22	1	4	12	5
	その他		10	1	5	3	1
非製造業計			144	42	50	44	8
	情報通信業		13	4	4	4	1
	運輸業		19	2	7	8	2
	建設業		28	10	8	9	1
	卸売業		31	6	13	10	2
	小売業		22	8	8	5	1
	サービス業		31	12	10	8	1

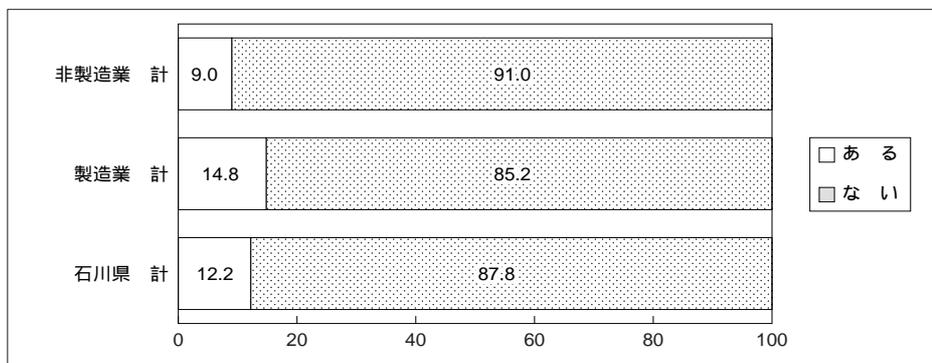
(2) 労働組合の有無

労働組合の組織状況は 39 事業所で 12.2%の結成率であった。(図 1-1)

製造業では 26 事業所の 14.8%、非製造業では 13 事業所の 9.0%となっており、製造業の方が労働組合の結成率は高いが、実に 87.8%の企業が労働組合を結成していない状況である。(表 1-2)

図 1-1 労働組合の有無

(単位：%)



業種別の結成比率をみると、製造業では、「繊維・同製品」の 28.6%が最も多く、次いで「機械器具製造業」の 22.7%となっている。非製造業では「サービス業」の 16.1%が最も労働組合の結成率が高い。(表 1-2)

表 1-2 業種別・規模別労働組合結成状況

(単位：%、()内は事業所数)

	ある	ない
製造業 小計	14.8(32)	85.2
食料品	3.7	96.3
繊維・同製品	28.6	71.4
木材・木製品	10.0	90.0
出版・印刷同関連	-	100.0
窯業・土石	-	100.0
化学工業	-	100.0
金属・同製品	19.5	80.5
機械器具	22.7	77.3
その他製造	20.0	80.0
非製造業 小計	9.0(13)	91.0
情報通信業	15.4	84.6
運輸業	15.8	84.2
建設業	-	100.0
卸売業	3.2	96.8
小売業	9.1	90.9
サービス業	16.1	83.9
全 国	8.3	91.7

(3) 常用労働者の構成

常用労働者数は総数 12,658 人で、性別内訳は男性 8,742 人 (69.1%)、女性 3,916 人 (30.9%)となっている。

表 1-3 常用労働者数

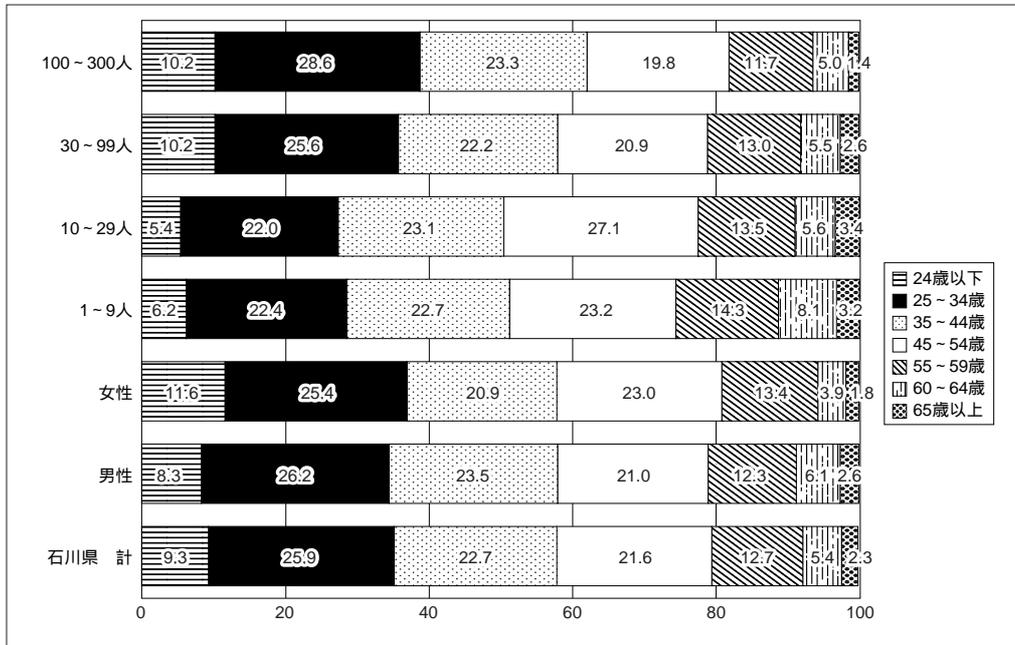
(単位：人、()内は%)

業種	男 性	女 性
業 種 計	8,742 人 (69.1%)	3,916 人 (30.9%)
製 造 業 計	5,580 人 (69.8%)	2,417 人 (30.2%)
非 製 造 業 計	3,162 人 (67.8%)	1,499 人 (32.2%)

常用労働者の年齢別構成をみると、「25～34歳」の25.9%が最も多くなっている。また、60歳以上の高齢層は7.7%であった。

又、規模別では小規模企業において「25～34歳」以下の占める割合が少なく、大規模企業になるほど「25～34歳」以上の占める割合が多くなっている。(図1-2)

図1-2 常用労働者の性別・規模別年齢構成比 (単位：%)



(4) 従業員の構成

先に述べたとおり、常用労働者における男女別構成比を見てみると、男性66.9%、女性33.1%であったが、(図1-3) 従業員構成比率を男女別に見てみると、男性従業員では約9割、女性従業員では約6割が正社員となっている。(図1-4)

図1-3 常用労働者における男女別構成比 (単位：%)

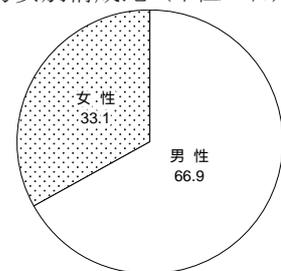
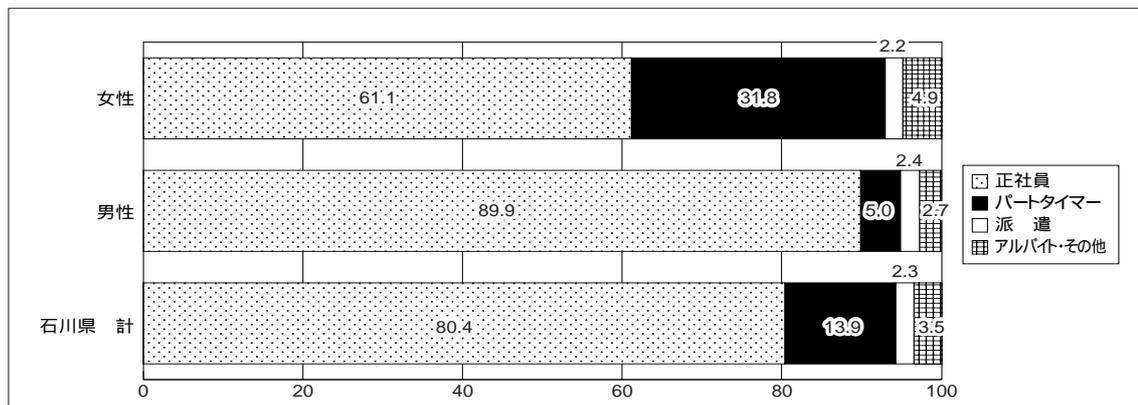


図1-4 男女別従業員構成比率 (単位：%)



2. 経営状況と経営上のあい路

(1) 経営状況

1年前と比べた現在の経営状況は、「悪い」42.8% (39.4%)、「変わらない」42.2% (42.3%)、「良い」15.0% (18.3%)の順となっており、()内の昨年度調査の数字と比較しても、経営状況の悪化傾向が伺える。(図2-1)

なお、規模別でみると「1～9人」の規模は「悪い」としたところは55.9%、又、「100～300人」の規模では29.6%と大きくなるにつれ「悪い」とした事業所が少ない結果となっている。また、「変わらない」と回答した事業所は規模に関係なく概ね40%前後となっている。

業種別では業種間のばらつきはあるものの、製造業に比べて非製造業の経営状況は悪い。(図2-2)特に、建設業においては「悪い」とする事業所が7割近くもあり、業種によっては業況悪化の深刻さがうかがわれる。

図2-1 経営状況(年度別推移)

(単位：%)

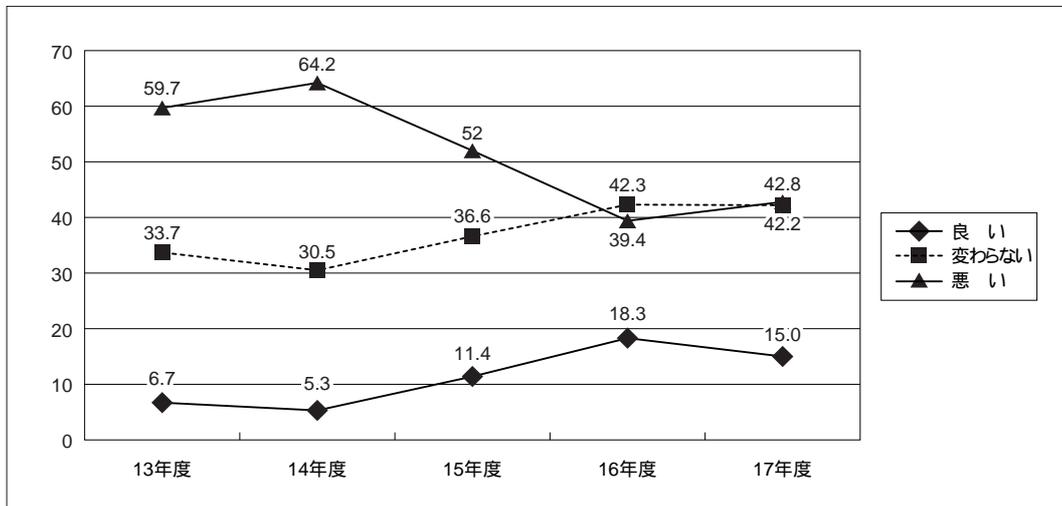
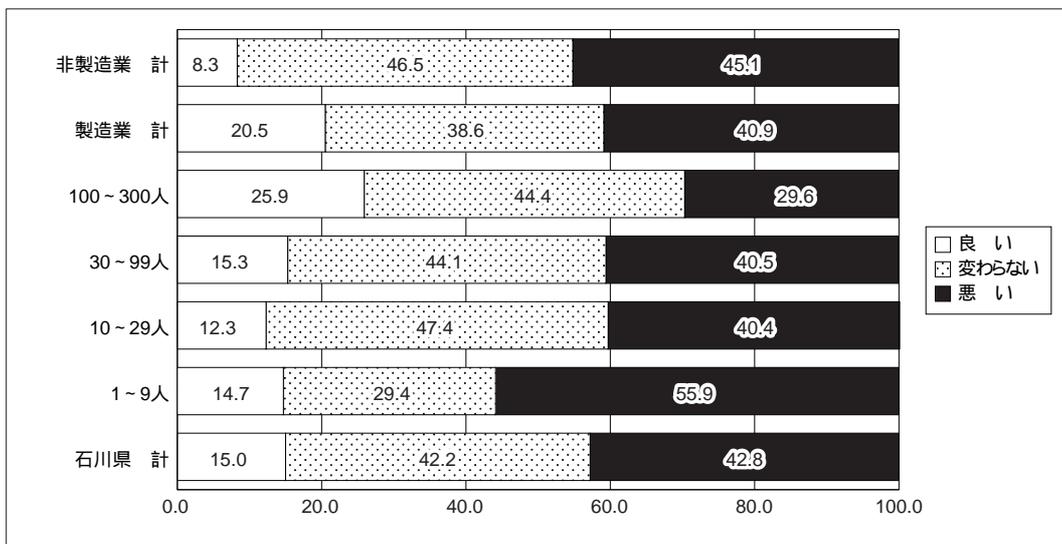


図2-2 経営状況(規模別等)

(単位：%)

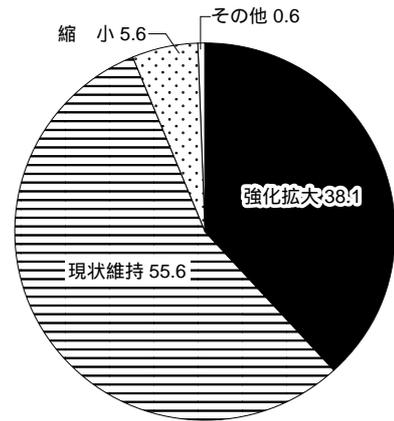


(2) 主要事業の今後の方針

現在行っている主要な事業に対する今後の方針は、業種計で「現状維持」が55.6%、「強化拡大」38.1%、「縮小」5.6%の順となっており（図2-3）、昨年度調査と比較して、「現状維持」の回答がやや減少し、「強化拡大」の回答はやや増加し、「縮小」の回答はやや増加している。

又、業種別では、製造業・非製造業ともにほとんど差異はなかったものの、「強化拡大」との回答は製造業が高く、「現状維持」との回答は非製造業が高かった。

図2-3 主要事業の今後の方針（単位：%）

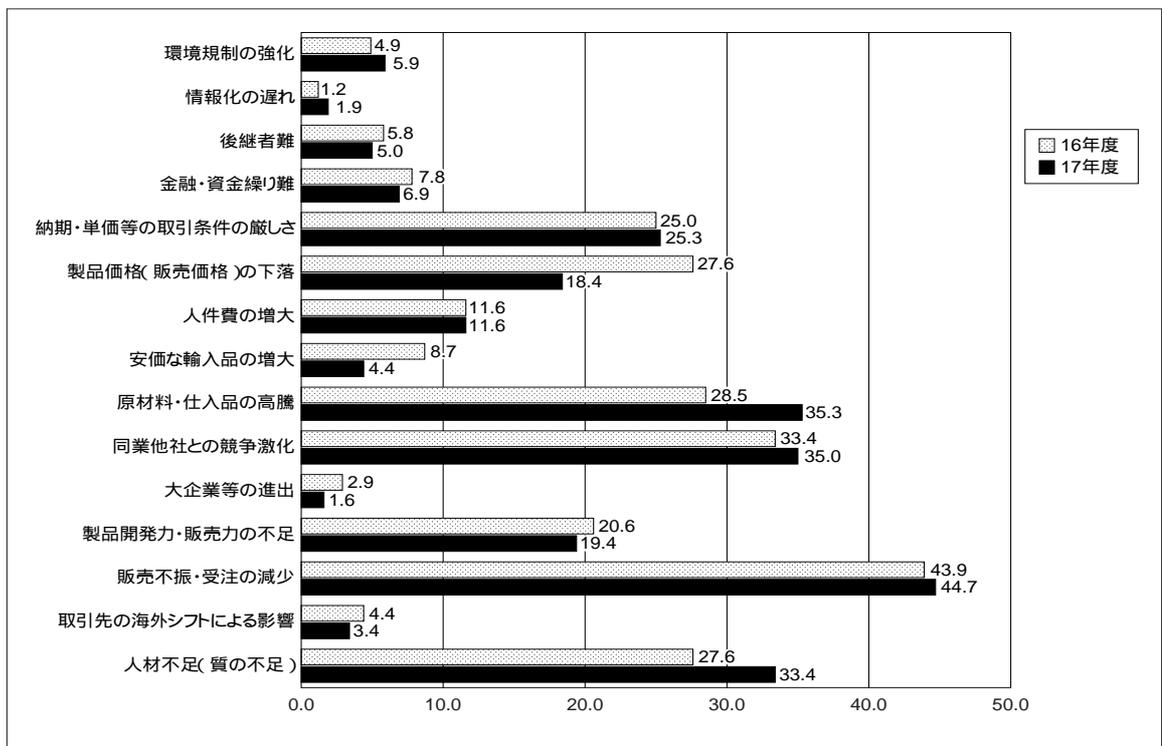


(3) 経営上のあい路（複数回答）

中小企業を経営していく上で障害となっていることについての設問に対して、今年度は「販売不振・受注の減少」（44.7%）、「原材料・仕入品の高騰」（35.3%）が1位・2位を占めている。いずれも昨年度より増加しているが、「原材料・仕入品の高騰」において昨年度は28.5%だったのに対し、今年度は更に大きく増加しており、2位に浮上している（昨年度3位）。（図2-4）

図2-4 経営上のあい路（複数回答）

（単位：%）



業種別にみると、製造業では、「原材料・仕入品の高騰」が44.9%、「販売不振・受注の減少」38.6%、「人材不足（質の不足）」34.7%が多く、非製造業では、「販売不振・受注の減少」52.1%、「同業他社との競争激化」45.8%、「原材料・仕入品の高騰」23.6%が多い。（表2-2）

表 2-2 業種別にみた経営上のあい路上位 3 項目

(単位：%)

業種	順位	1 位		2 位		3 位	
業 種 計		販売不振・受注の減少	44.7	原材料・仕入品の高騰	35.3	同業他社との競争激化	35.0
製 造 業 計		原材料・仕入品の高騰	44.9	販売不振・受注の減少	38.6	人材不足 (質の不足)	34.7
食 料 品		販売不振・受注の減少、 人材不足 (質の不足)、 製品開発力・販売力の 不足	44.4	同業他社との競争激化	40.7	原材料・仕入品の高騰	37.0
織 維 ・ 同 製 品		販売不振・受注の減少	46.4	人材不足 (質の不足)	32.1	原材料・仕入品の高騰、 安価な輸入品の増大、 納期・単価等の取引条 件の厳しさ	25.0
木 材 ・ 木 製 品		販売不振・受注の減少	60.0	製品価格 (販売価格) の下落	35.0	納期・単価等の取引条 件の厳しさ	30.0
出版・印刷・ 同関連		製品価格 (販売価格) の下落、販売不振・受 注の減少	46.7	同業他社との競争激化	33.3	人材不足 (質の不足)、 原材料・仕入品の高騰、 納期・単価等の取引条 件の厳しさ	26.7
窯業・土石		販売不振・受注の減少	58.3	原材料・仕入品の高騰	50.0	製品価格 (販売価格) の下落	33.3
化 学 工 業		販売不振・受注の減少、製品開発力・販売力の不足、原材料・仕入品の高騰					100.0
金属・同製品		原材料・仕入品の高騰	63.4	納期・単価等の取引条 件の厳しさ	48.8	人材不足 (質の不足)	34.1
機 械 器 具		人材不足 (質の不足)	63.6	原材料・仕入品の高騰	59.1	納期・単価等の取引条 件の厳しさ	40.9
そ の 他		原材料・仕入品の高騰	70.0	販売不振・受注の減少	60.0	人材不足 (質の不足)	40.0
非 製 造 業 計		販売不振・受注の減少	52.1	同業他社との競争激化	45.8	原材料・仕入品の高騰	23.6
情 報 通 信 業		人材不足 (質の不足)	53.8	人件費の増大、納期・ 単価等の取引条件の厳 しさ	46.2	販売不振・受注の減少、 同業他社との競争激化	38.5
運 輸 業		原材料・仕入品の高騰	78.9	同業他社との競争激化	47.4	環境規制の強化	31.6
建 設 業		販売不振・受注の減少	75.0	同業他社との競争激化	60.7	人材不足 (質の不足)	28.6
卸 売 業		販売不振・受注の減少	64.5	同業他社との競争激 化、納期・単価等の取 引条件の厳しさ	35.5	人材不足 (質の不足)	32.3
小 売 業		販売不振・受注の減少	59.1	人材不足 (質の不足)	40.9	原材料・仕入品の高騰	31.8
サービ業		同業他社との競争激化	61.3	販売不振・受注の減少	41.9	人材不足 (質の不足)	25.8
全 国 計		販売不振・受注の減少	47.4	同業他社との競争激化	40.0	原材料・仕入品の高騰	27.8

(4) 経営上の強み

中小企業が持つ経営上の強みについての設問に対して、「顧客への納品・サービスの速さ」(30.4%)、「製品・サービスの独自性」(27.6%)が1・2位を占めた。

一方、「情報の収集・分析力」(3.1%)、「製品(商品)・サービスの価格競争力」(6.6%)を強みとした事業所は少なかった。(図2-5)

上位5位までを規模別に見て特徴的だったのは、「顧客への納品・サービスの速さ」を強みとしているのは、[1～9人](35.3%)、[10～29人](33.3%)が1・2位を占め、「製品・サービスの独自性」では[100～300人](37.0%)が1位、「製品の品質・精度の高さ」では[10～99人](28.1%)が1位、「組織の機動力・柔軟性」では[30～99人](20.9%)が1位、「商品・サービスの質の高さ」では[30～99人](19.1%)が1位を占めており、事業の規模によつての強みの違いがうかがえた。(図2-6)

図2-5 経営上の強み(複数回答)

(単位:%)

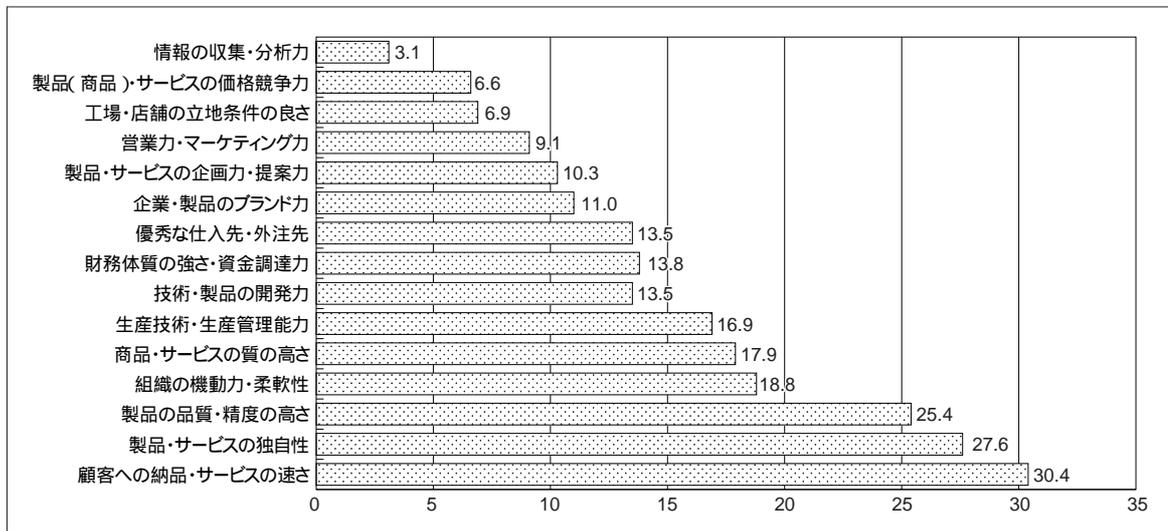
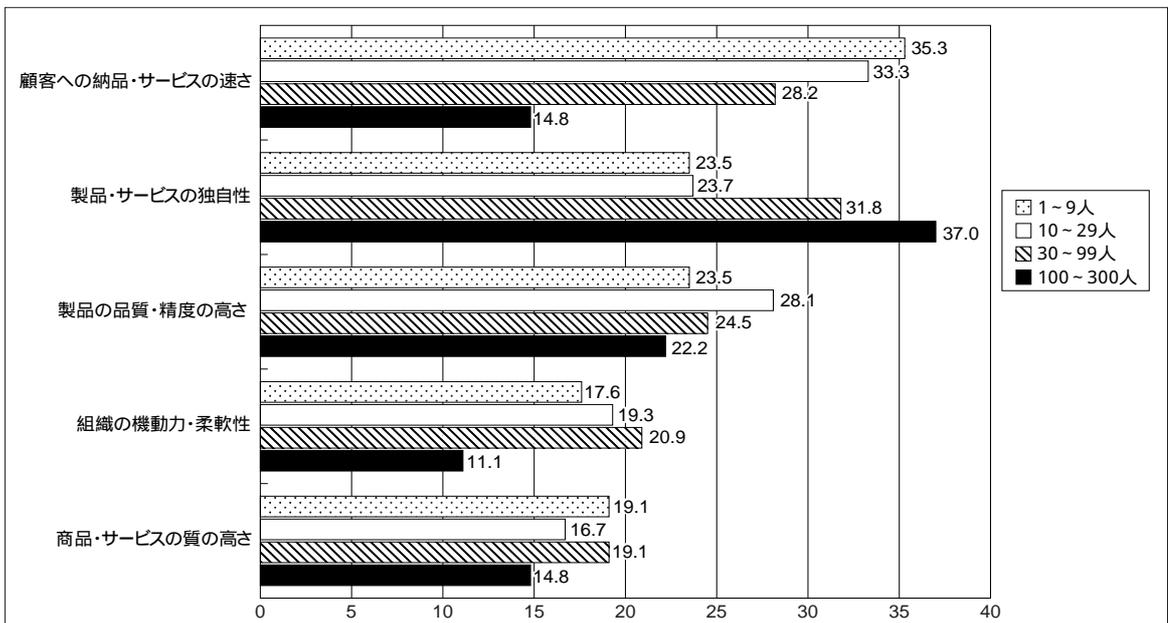


図2-6 規模別(上位5位)

(単位:%)



3. 従業員（パートタイムなど短時間労働者を除く）の労働時間

(1) 週所定労働時間

週所定労働時間は、「40 時間」は 46.6%と最も多く、40 時間以下の事業所が全体の 90.4%を占める。(図 3-1)

週 40 時間を達成できていない事業所を業種別にみると、「卸売業」(25.8%)、「運輸業」(21.1%)、「小売業」(18.2%)の順となっており、製造業では週 40 時間を超えている事業所は少ない(4.0%)。(図 3-2)また、週 40 時間を達成できていない 11.0%の事業所はすべて労働組合がない事業所であった。

図 3-1 週所定労働時間 (単位：%)

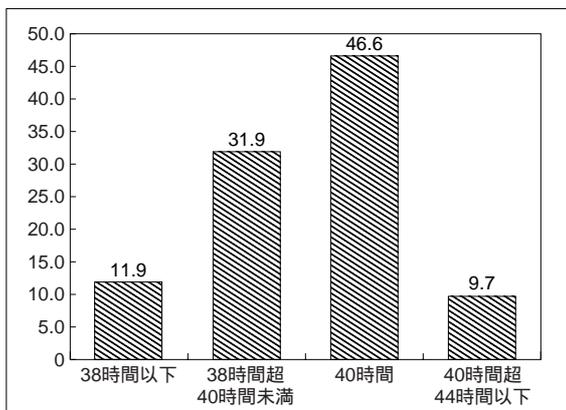
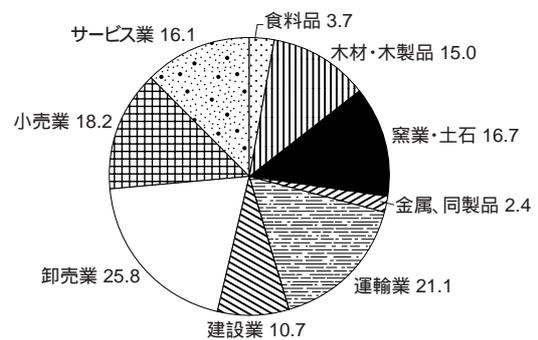


図 3-2 40 時間超 (業種別) (単位：%)



(2) 月平均残業時間

月平均残業時間は、25.6%の事業所が「残業なし」と回答しており、その中でも規模が小さいほどその割合が高くなっている。([1～9人]で48.5%)

また、「10 時間未満」(35.1%)と合わせると、「0～10 時間未満」の回答が半数以上を占めている。(表 3-1) 平均残業時間は 9.63 時間。

表 3-1 月平均残業時間 (1 人当たり) (単位：%)

規模・業種	残業なし	10 時間未満	10～20 時間未満	20～30 時間未満	30～50 時間未満	50 時間以上
計	25.6	35.1	19.8	9.3	9.3	1.0
1～9 人	48.5	26.5	13.2	5.9	5.9	—
10～29 人	27.7	42.9	16.1	6.3	6.3	0.9
30～99 人	13.6	36.4	23.6	11.8	12.7	1.8
100～300 人	4.3	17.4	39.1	21.7	17.4	—
製造業計	19.2	36.0	21.5	11.6	11.0	0.6
非製造業計	33.3	34.0	17.7	6.4	7.1	1.4
全国計	29.8	26.4	20.5	13.1	9.6	0.6

(3) 年次有給休暇の平均付与日数・取得日数

年次有給休暇の平均付与日数は、「15～20日未満」が55.5%と最も多く、その中でも規模の大きな事業所になるほどその割合が高くなっている。「100～300人」の事業所が88.9%。平均付与日数は14.98日。

また、業種別で見ても、「15～20日未満」との回答が製造業・非製造業ともに回答が高い結果となっている。(表3-2)

表3-2 年次有給休暇の平均付与日数(1人当たり) (単位：%)

規模・業種	10日未満	10日～15日未満	15日～20日未満	20日～25日未満	25日以上
計	10.2	20.8	55.5	12.7	0.7
1～9人	23.1	26.9	25.0	21.2	3.8
10～29人	9.9	19.8	52.5	17.8	—
30～99人	4.9	24.3	65.0	5.8	—
100～300人	7.4	—	88.9	3.7	—
製造業計	6.4	14.1	67.9	11.5	—
非製造業計	15.0	29.1	40.2	14.2	1.6
全国計	9.3	23.7	48.7	17.8	0.4

年次有給休暇の取得日数を見ると、「1～5日未満」(38.5%)「5～10日未満」(33.9%)が1,2位を占め、(図3-3)1人当たりの平均取得日数は5.74日であった。

業種別で見ても同様の結果であり、製造業では「1～5日未満」(35.3%)「5～10日未満」(34.6%)、非製造業では「1～5日未満」(42.5%)「5～10日未満」(33.1%)であった。(図3-4)

付与日数と取得日数から割り出される取得率を見ると、「30～50%未満」(24.4%)が最も高く(図3-5)、平均取得率は38.34%。全国平均(47.89%)から見ても低い結果となった。

図3-3 年次有給休暇の取得日数 (単位：%)

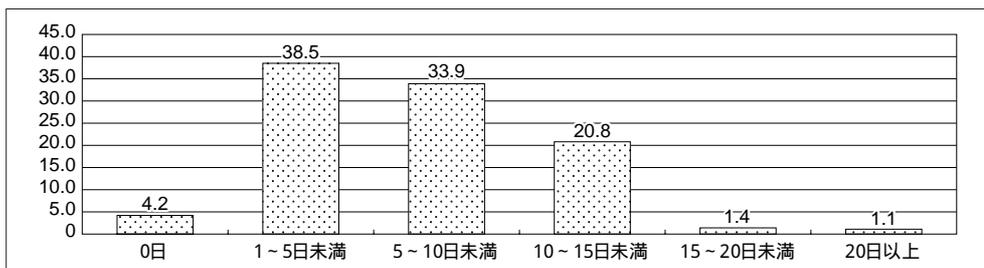


図3-4 業種別の年次有給休暇取得日数 (単位：%)

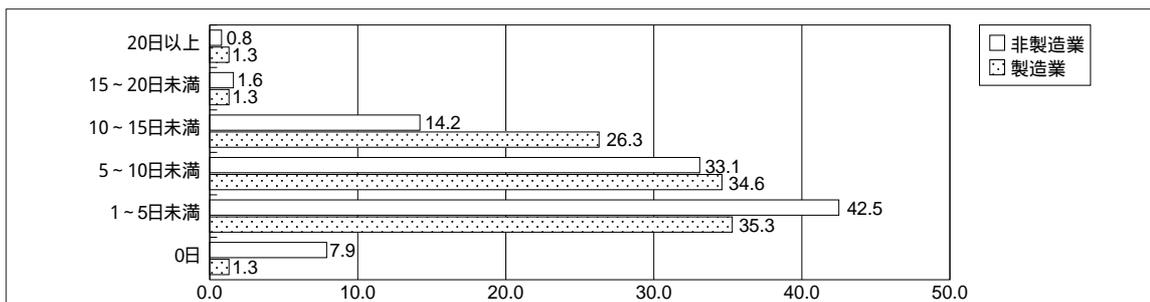
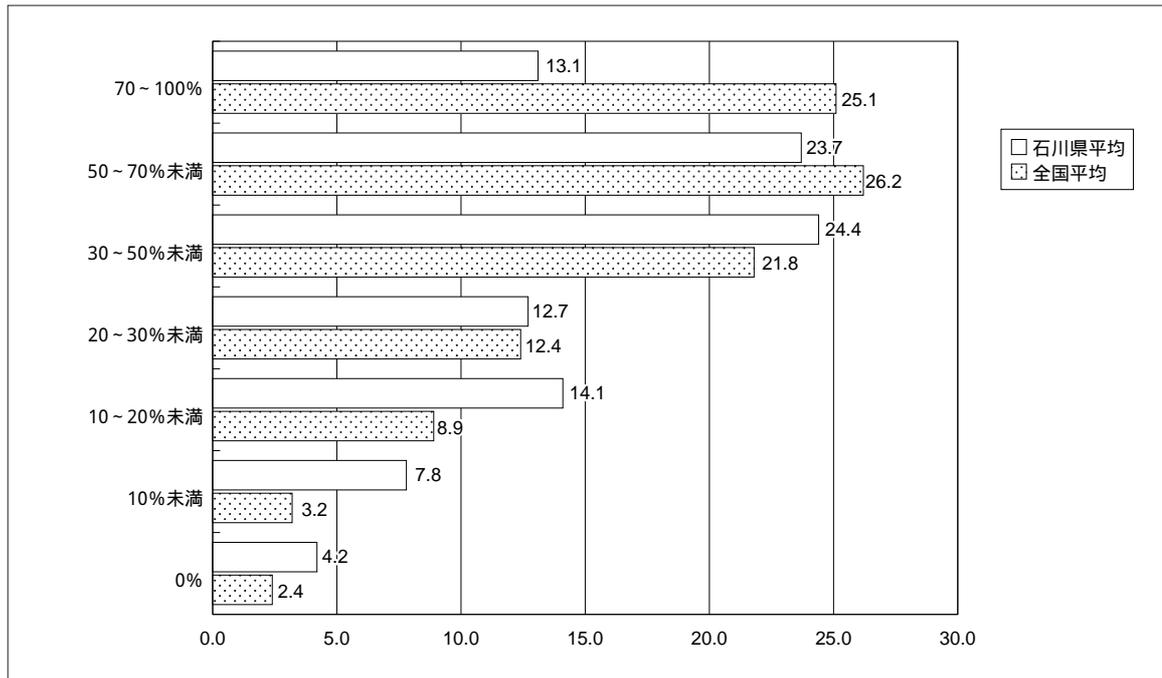


図 3-5 年次有給休暇の取得率

(単位：%)



(4) 従業員の事情に配慮した労働時間や休暇制度の有無

従業員の事情に配慮した労働時間や休暇制度の有無については、項目全てにおいて、「行っていない」との回答が「行っている」との回答を上回る結果となった。中でも「フレックスタイムによる勤務」については、「行っている」(9.1%)、「行っていない」(90.9%)と幅が一番大きい結果となった。逆に一番幅の小さかったのは、「半日休暇の付与」で、「行っている」(49.1%)、「行っていない」(59.9%)であった。(図 3-6)

業種別で見ると、「フレックスタイムによる勤務」「半日休暇の付与」とともに製造業が「行っていない」との回答が高くなっている。(図 3-7)

図 3-6 従業員の事情に配慮した労働時間や休暇制度の有無

(単位：%)

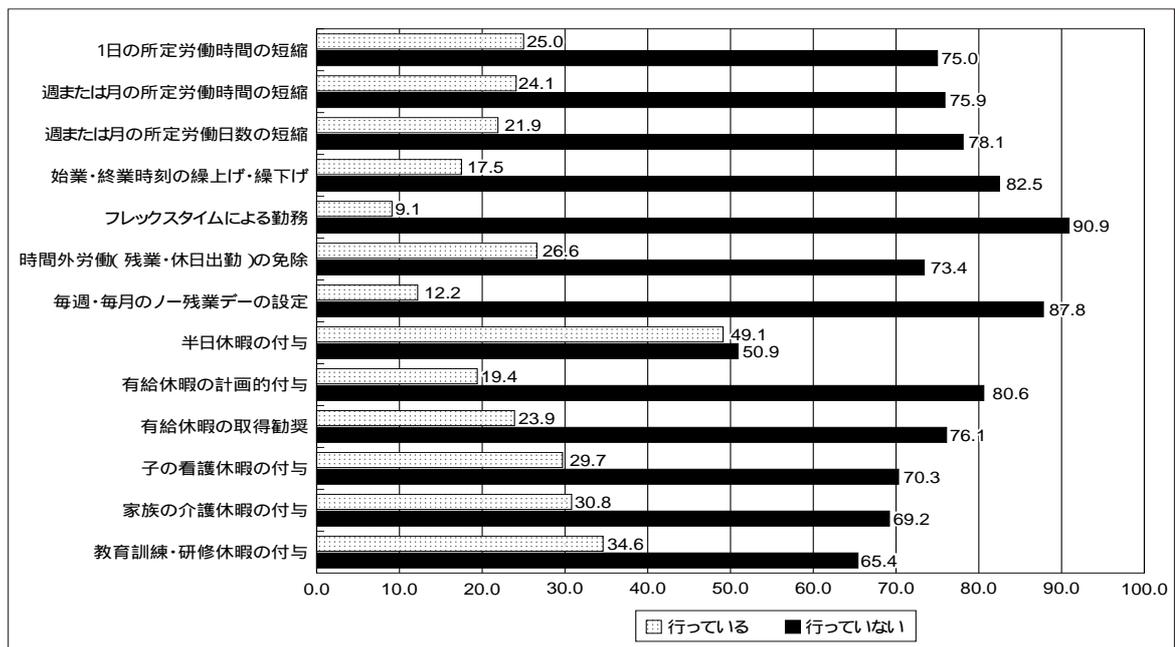
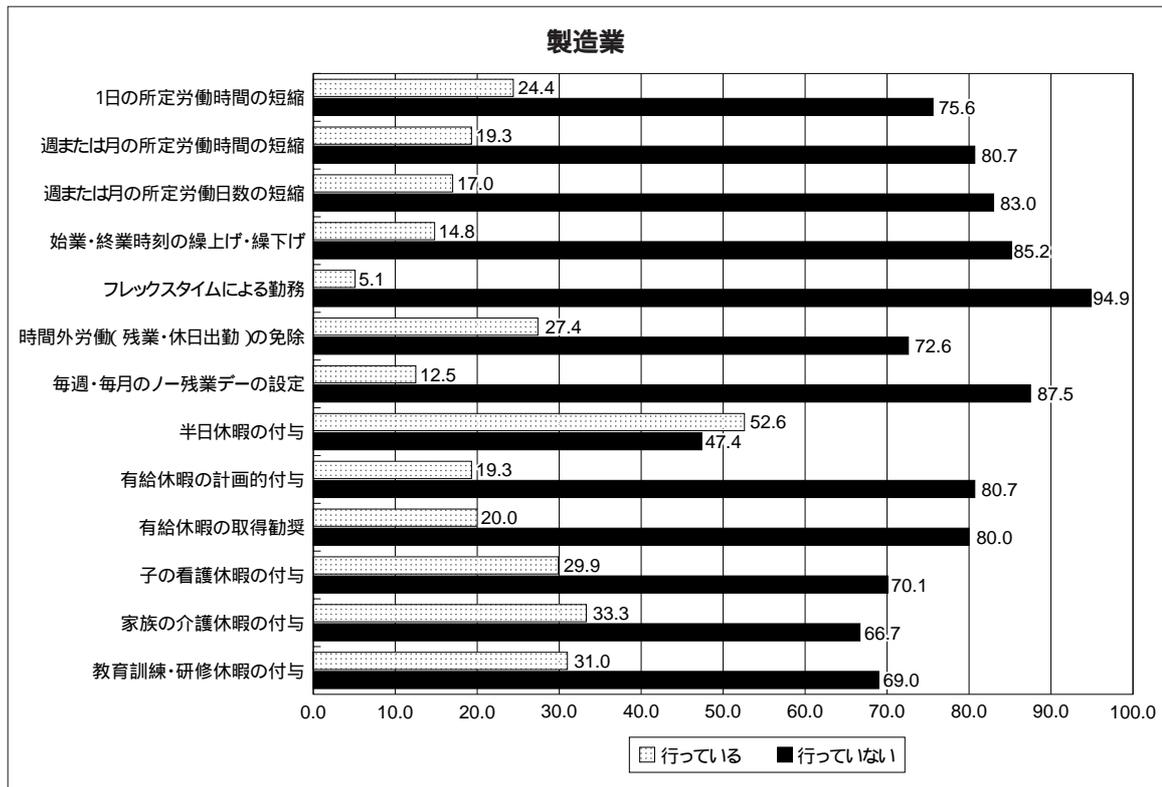


図 3-7 業種別の従業員の事情に配慮した労働時間や休暇制度の有無

(単位：%)



4. パートタイマー労働者の活用状況

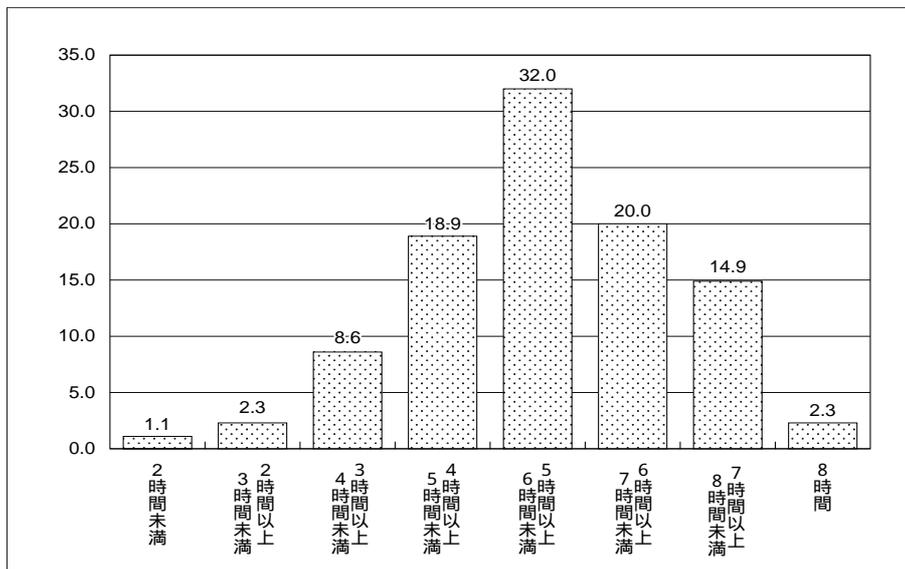
(1) 1日の所定労働時間について

パートタイマー労働者の一日の労働時間については、「5時間以上6時間未満」が32.0%、「6時間以上7時間未満」が20.0%と1,2位を占めた。(図4-1)

一日の労働時間を8時間と見た場合、4時間以上8時間という半日以上は88.1%という高い割合となった。

図 4-1 パートタイマー労働者の一日の労働時間

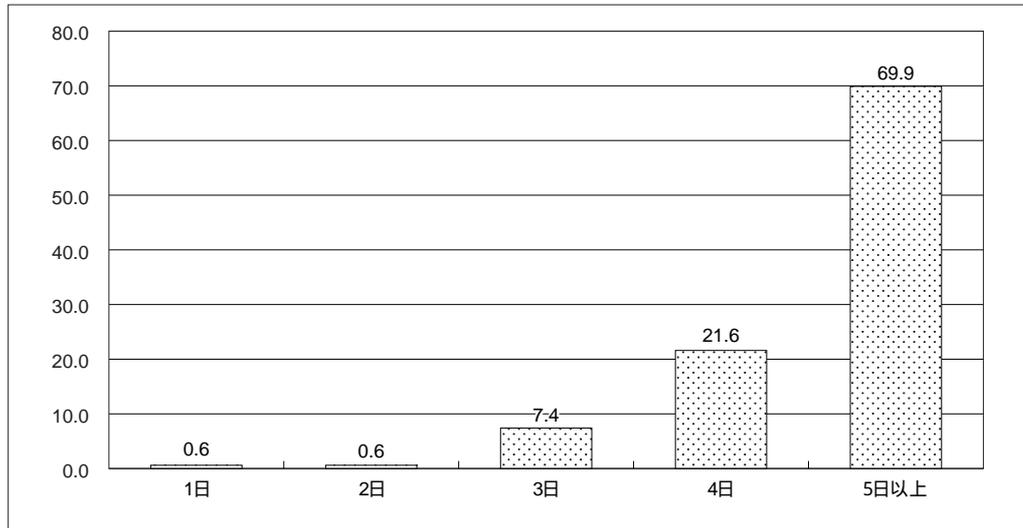
(単位：%)



(2) 1週間の勤務日数について

パートタイマー労働者の1週間の勤務日数は、「5日以上」が69.9%と半数以上の回答となった。業種別で見ても同様に、製造業（74.5%）、非製造業（63.5%）で割合に差はあるものの、いずれも高い割合となっている。（図4-2）

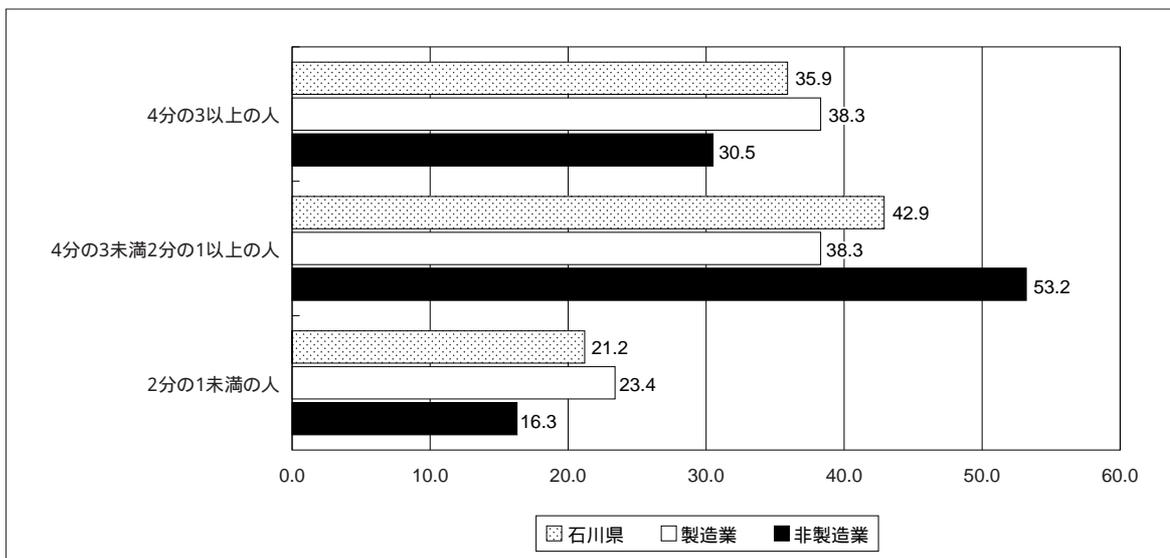
図4-2 パートタイマー労働者の1週間の勤務日数 (単位：%)



(3) 所定労働時間及び所定労働日数の割合について

所定労働時間及び所定労働日数については、「4分の3未満2分の1以上の人」が42.9%、「4分の3以上の人」が35.9%、「2分の1未満の人」が21.2%という結果となり、業種別では製造業では「4分の3未満2分の1以上の人」、「4分の3以上の人」共に38.3%、「2分の1未満の人」が23.4%。非製造業では、「4分の3未満2分の1以上の人」が53.2%、「4分の3以上の人」が30.5%、「2分の1未満の人」が16.3%という結果となった。（図4-3）

図4-3 所定労働時間及び所定労働日数 (単位：%)

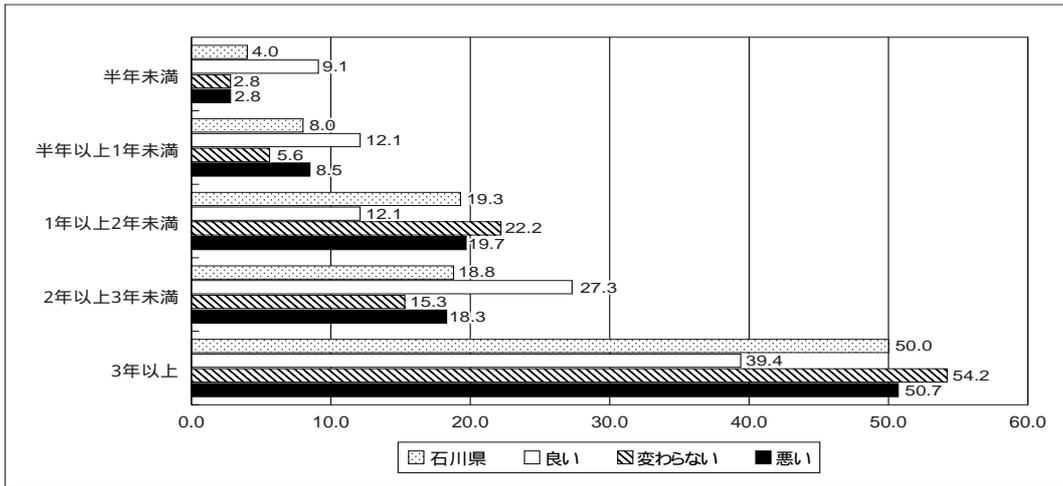


(4) パートタイム労働者の継続勤務年数について

パートタイム労働者の継続勤務年数は、「3年以上」が50.0%と半数を占め、1年以上の勤務しているパートタイム労働者は、88.1%という結果であった。(図4-4)

経営状況別で見ると、「変わらない」「悪い」との回答の事業所では、「3年以上」がいずれも50%を超える回答となっている。

図4-4 パートタイム労働者の継続勤務年数 (単位：%)



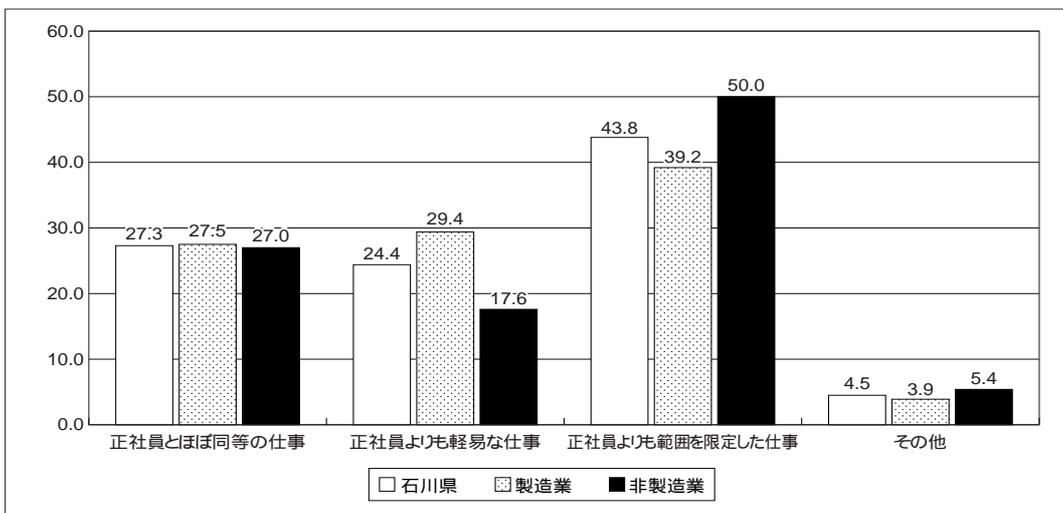
(5) パートタイム労働者の主な仕事について

パートタイム労働者の主な仕事は、「正社員よりも範囲を限定した仕事」43.8%が1位、「正社員とほぼ同等の仕事」27.3%が2位、「正社員よりも軽易な仕事」24.4%が3位という結果であった。

(図4-5)

業種別で見ると、製造業、非製造業では順位に違いがあり、製造業では、「正社員よりも軽易な仕事」が29.4%で2位、「正社員とほぼ同等の仕事」が27.5%で3位となる。

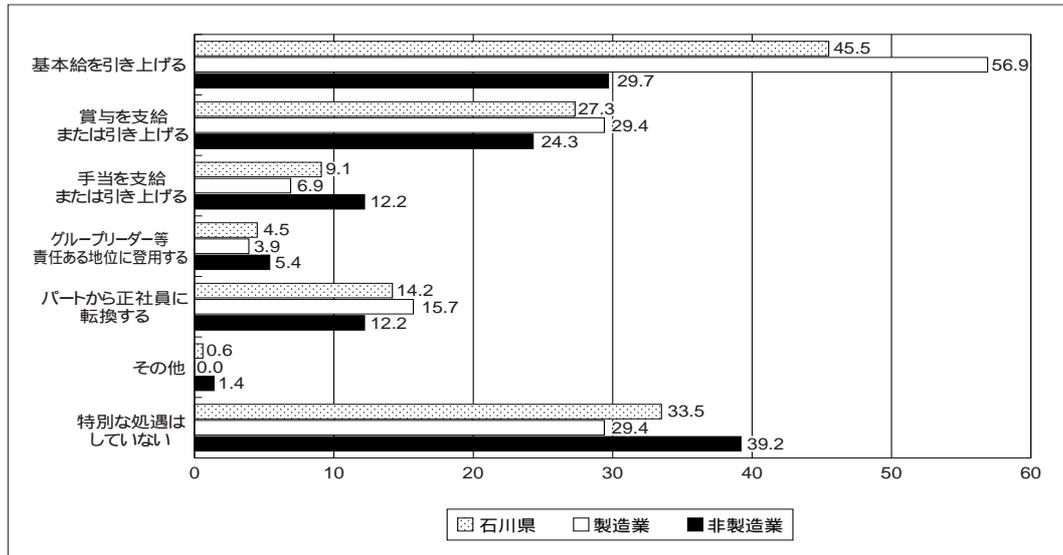
図4-5 パートタイム労働者の主な仕事 (単位：%)



(6) パートタイム労働者の処遇について（複数回答）

パートタイム労働者の処遇については、「基本給を引き上げる」が45.5%で1位、「特別な処遇はしていない」が33.5%で2位、「賞与を支給または引き上げる」が27.3%で3位であった。（図4-6）

図4-6 パートタイム労働者の処遇 (単位：%)

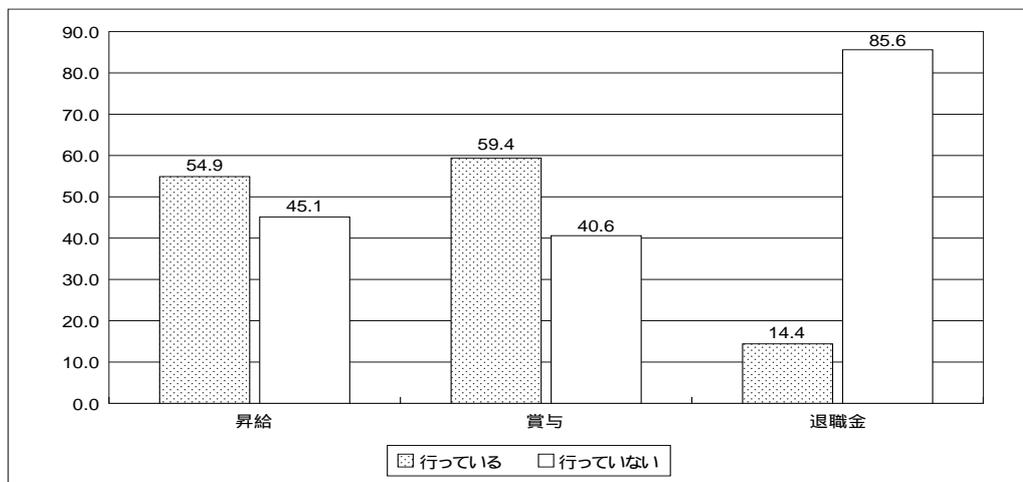


(7) パートタイム労働者の賃金改定の有無について

パートタイム労働者の賃金改定について、昇給については「行っている」が54.9%、賞与については「支給している」が59.4%、退職金については「支給していない」が85.6%という回答であった。

それぞれの項目について、規模別及び業種別においても同様の結果となり、「昇給」「賞与」については、実施していても、退職金を支給している事業所は少ない結果となった。（図4-7）

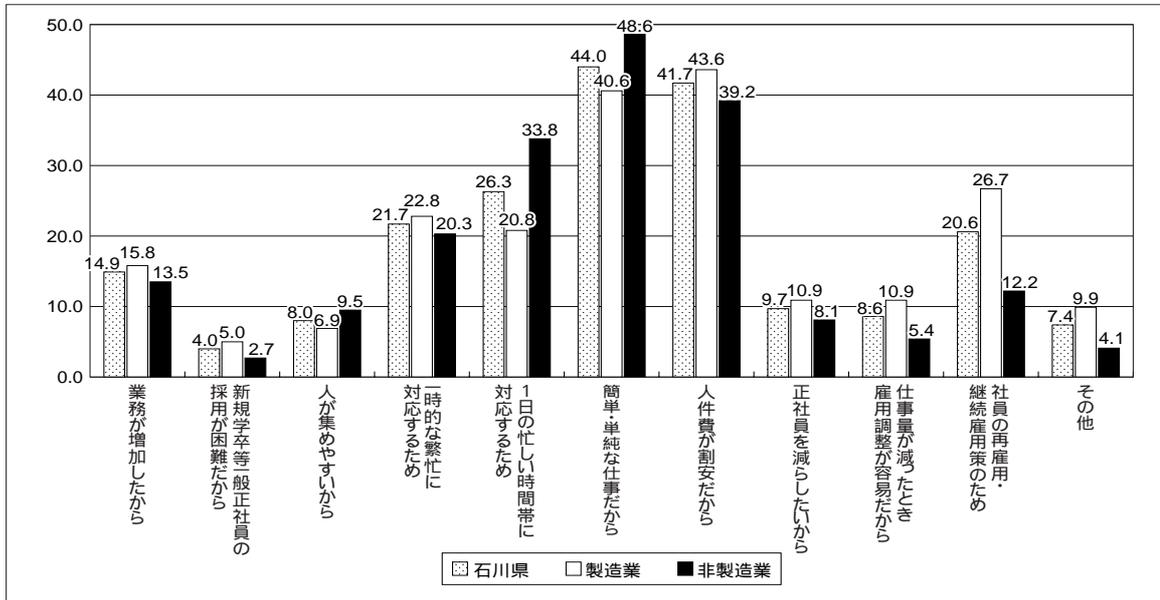
図4-7 パートタイム労働者の賃金改定 (単位：%)



(8) パートタイム労働者を活用する理由（複数回答）

パートタイム労働者の活用理由については、「簡単・単純な仕事だから」44.0%、「人件費が割安だから」41.7%、「1日の忙しい時間帯に対応するため」26.3%となっている。（図4-8）

図4-8 パートタイム労働者の活用理由（複数回答）（単位：%）



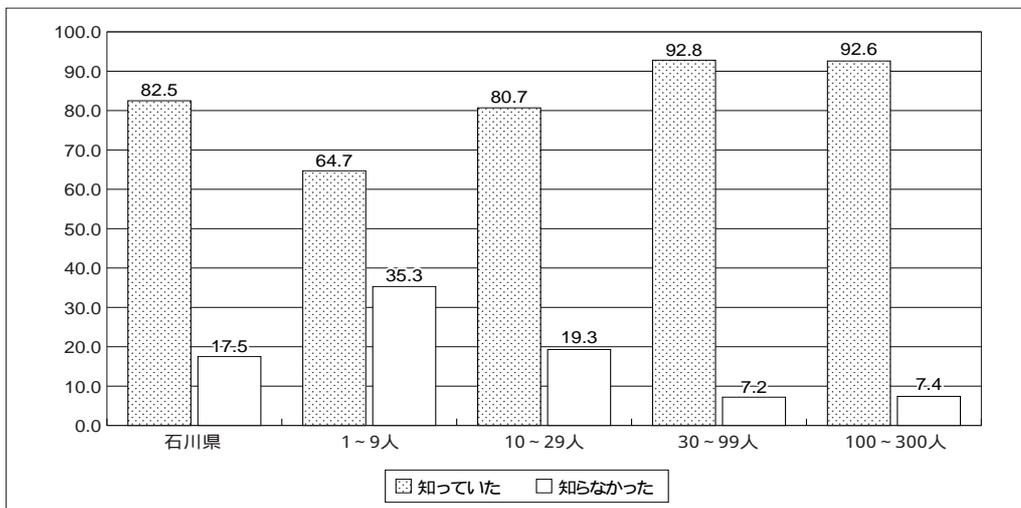
5. 高齢者の継続雇用について

(1) 制度の認知度について

平成18年4月から、高齢者雇用安定法が改正され、段階的に65歳までの高齢者雇用確保措置を講じることが義務付けられることになったが、この制度について「知っていた」という回答が82.5%であった（全国平均79.5%）。

また、規模別では、従業員が多いほど認知度は高く、「1～9人」64.7%、「100～300人」92.6%であった。（図5-1）

図5-1 制度の認知について（単位：%）



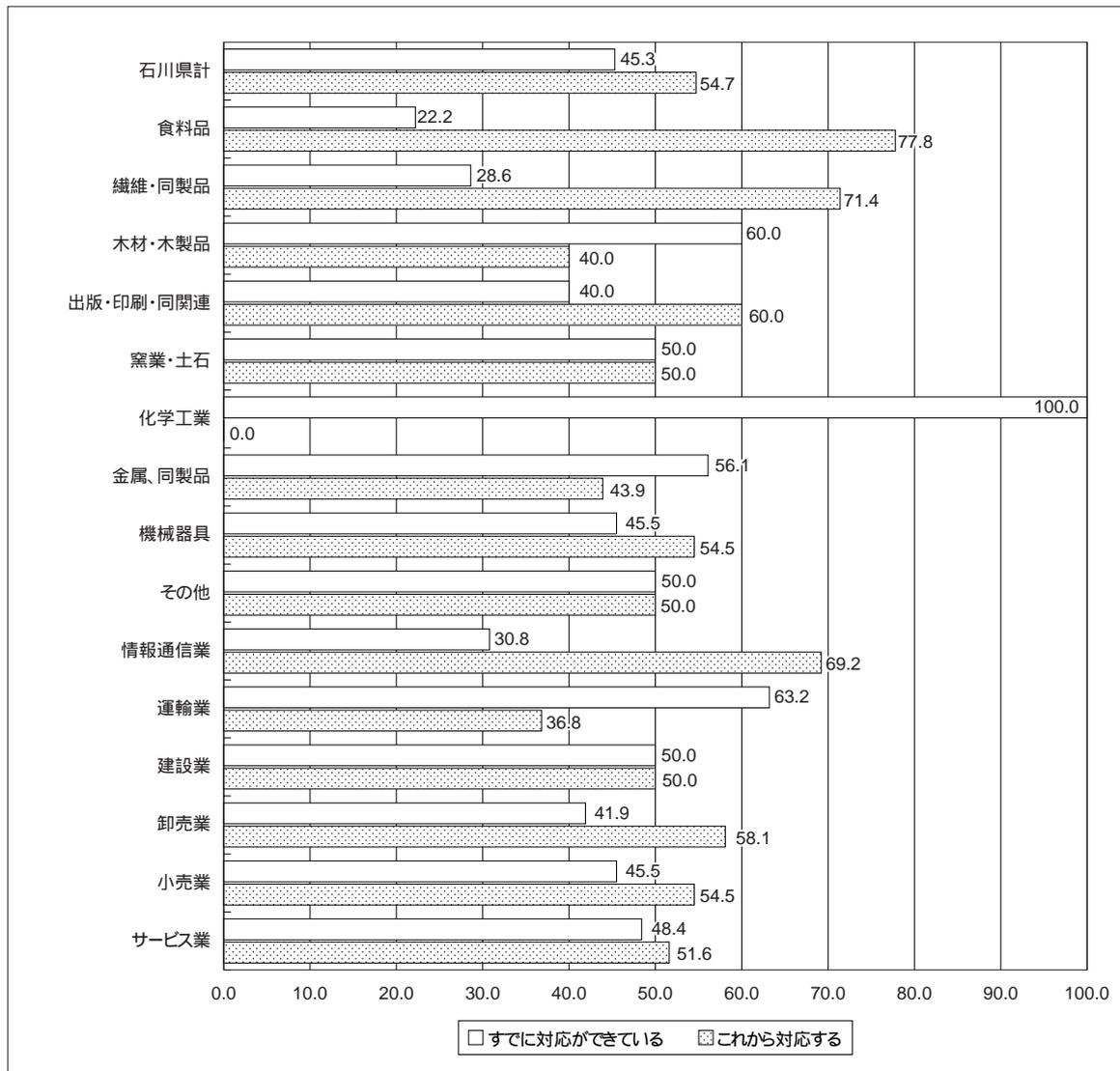
(2) 制度への対応状況について

制度への対応状況については、「すでに対応ができています」が45.3%（145事業所）、「これから対応する」が54.7%（175事業所）であった。

「すでに対応ができています」を業種別で見ると、製造業43.8%、非製造業47.2%と非製造業の割合が高く、その中で上位は、「運輸業」63.2%、「建設業」50.0%、「サービス業」48.4%となっている。（図5-2）

図5-2 制度への対応状況

（単位：％）

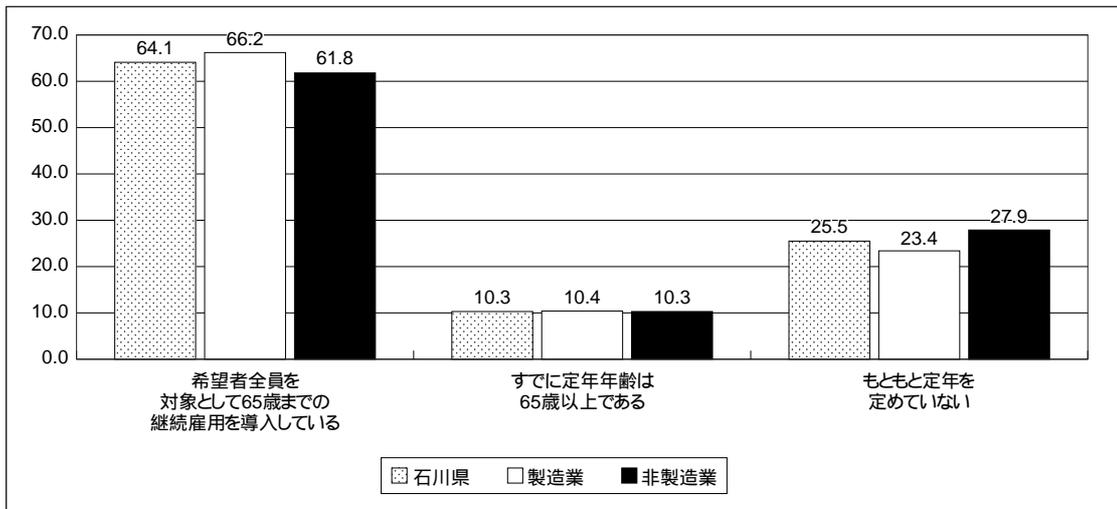


(3) a すでに対応している制度への対応方法について

前問で「すでに対応ができています」と回答があった145事業所に、どのような対応を講じているかという質問に対して、「希望者全員を対象として65歳までの継続雇用を導入している」が64.1%、「もともと定年を定めていない」が25.5%、「すでに定年年齢は65歳以上である」が10.3%という順位になった。（図5-3a）

図 5-3a すでに対応している制度への対応方法

(単位：%)

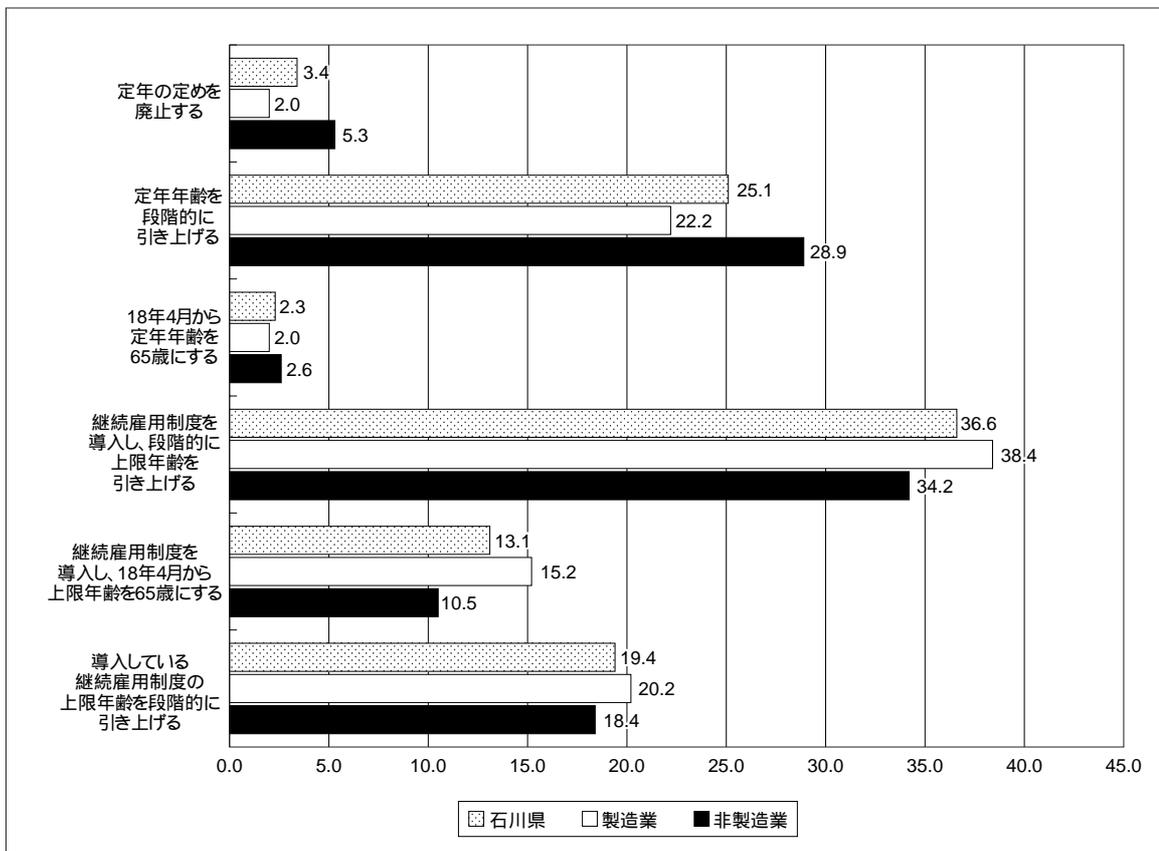


(3) b これから対応する制度への対応方法

前問で「これから対応する」と回答があった175事業所に、今後どのように対応するかという質問に対して、「継続雇用制度を導入し、段階的に上限年齢を引き上げる」が36.6%と最も多く、次いで「定年年齢を段階的に引き上げる」25.1%、「現在導入している継続雇用制度の上限年齢を段階的に引き上げる」が19.4%という順位であった。(図 5-3b)

図 5-3b これから対応する制度への対応方法

(単位：%)

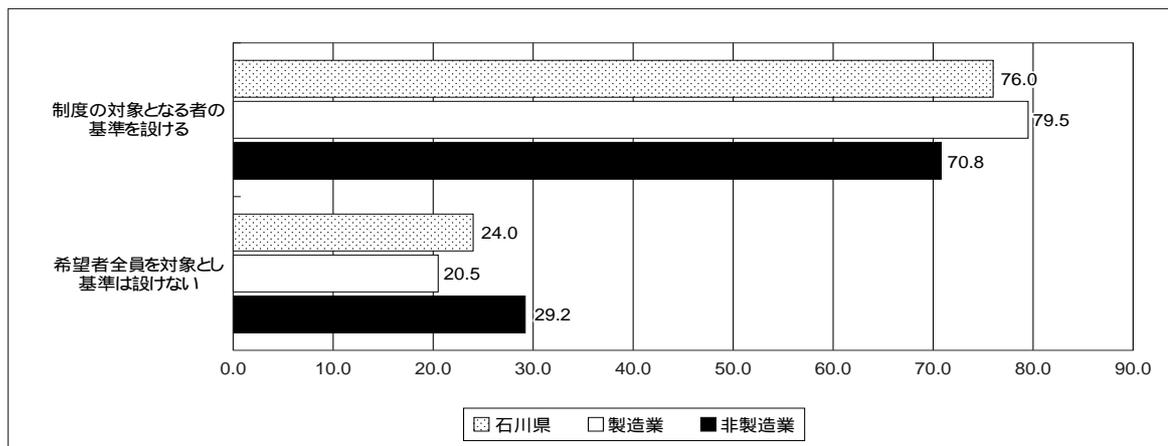


(4) 継続雇用制度導入に際しての高年齢者の採用基準

(3) bで、「継続雇用制度を導入し、段階的に上限年齢を引き上げる」(64 事業所)、「継続雇用制度を導入し、18年4月から上限年齢を65歳にする」(23 事業所)、「現在導入している継続雇用制度の上限年齢を段階的に引き上げる」(34 事業所)と3項目に回答のあった121 事業所に、継続雇用制度対象者の基準の有無についての質問に対し、「制度の対象となる者の基準を設ける」が76.0% (92 事業所)、「希望者全員を対象として基準は設けない」が24.0% (29 事業所)という結果となった。(図5-4)

図5-4 制度対象者の基準の有無

(単位：%)



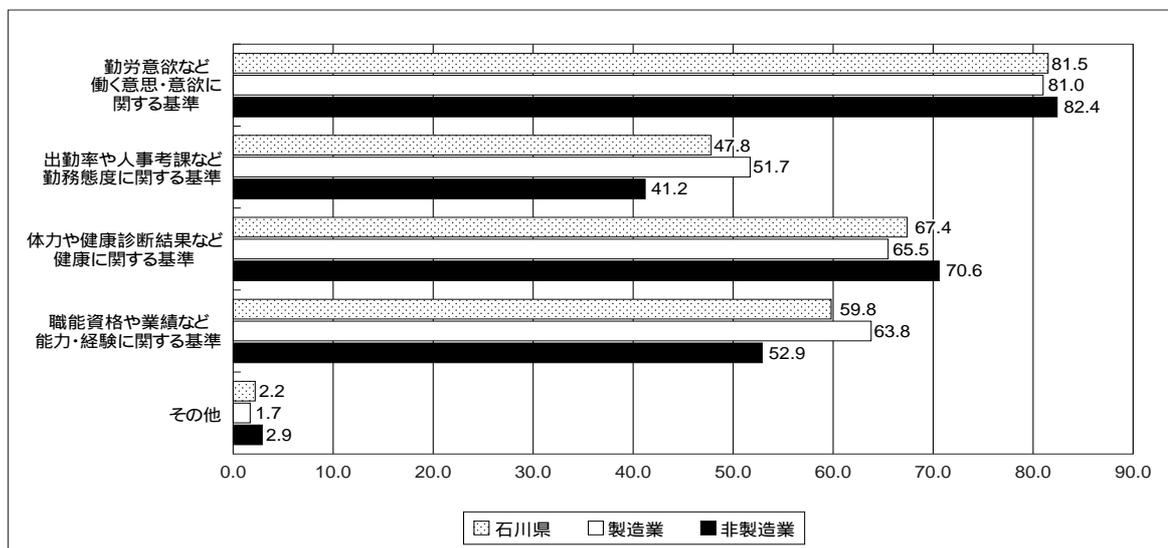
(5) 継続雇用制度導入に際しての高年齢者の具体的な基準

前問で、「制度の対象となる者の基準を設ける」との回答があった92 事業所に、どのようなことを基準とするかという質問に対し、「勤労意欲など働く意思・意欲に関する基準」が81.5%、「体力や健康診断結果など健康に関する基準」が67.4%、「職能資格や業績など能力・経験に関する基準」が59.8%という回答となり、全国平均とほぼ一致する結果となった。

(図5-5)

図5-5 制度対象者の具体的な基準

(単位：%)



6. 新規学卒者採用状況

(1) 平成17年3月の新規学卒者の採用状況

新規学卒者の採用は、「充足数」で見ると90.3%であった。傾向としては、「大学卒」が過去3年間において年々減少しており、平成16年3月と比べると16.7ポイント下回っているという結果であった。(表6-1)

表6-1 新規学卒者の学卒別採用充足率 (単位：%)

区 分	平成15年3月卒	平成16年3月卒	平成17年3月卒
高 校 卒	94.3	92.0	93.9
専 門 学 校 卒	100.0	88.9	100.0
短大(高専含む)卒	91.7	88.5	96.9
大 学 卒	98.1	91.2	81.4
合 計	95.7	91.1	90.3

又、平成17年度3月卒新規学卒者の一人当たりの平均初任給総額(平成17年6月支給額)を学歴別職種別で見ると次のとおりとなる。(表6-2)

①高校卒

高校卒業者の初任給は、単純平均で技術系が155,969円(加重平均153,352円)、事務系が150,062円(加重平均148,681円)。

②専門学校卒

専門学校卒業者の初任給は、単純平均で技術系が169,369円(加重平均166,895円)、事務系が120,000円(加重平均120,000円)。

③短大(含高専)卒

短大(含高専)卒業者の初任給は、単純平均で技術系が176,900円(加重平均176,900円)、事務系が156,346円(加重平均157,630円)。

④大学卒

大学卒業者の初任給は、単純平均で技術系が187,396円(加重平均189,383円)、事務系が187,355円(加重平均192,229円)。

表6-2 新規学卒者の初任給(加重平均) (単位：円)

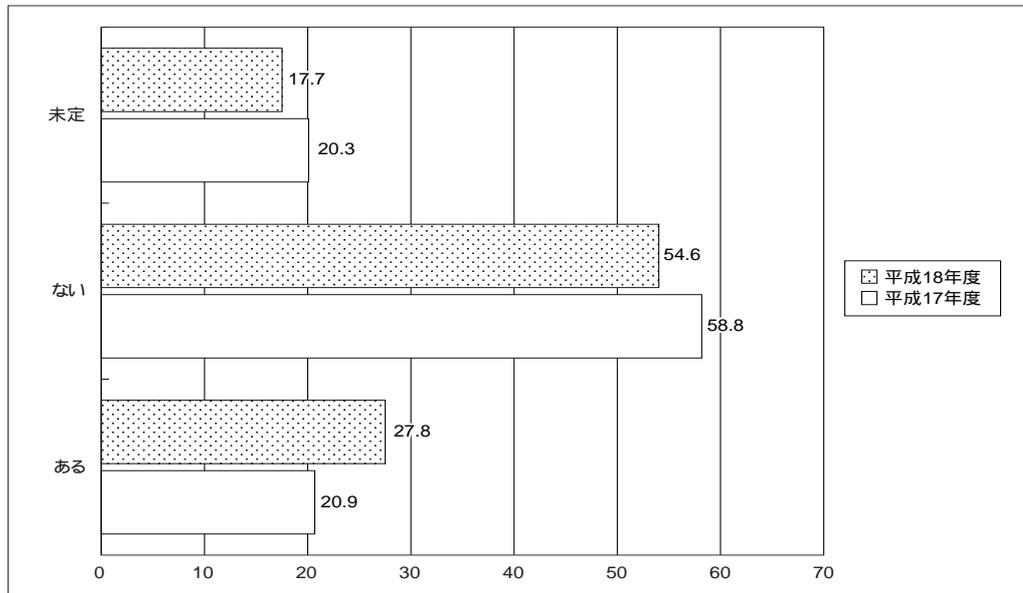
区 分	高校卒		専門学校卒		短大(含高専)卒		大学卒	
	技術系	事務系	技術系	事務系	技術系	事務系	技術系	事務系
全国平均	153,065	149,159	164,106	161,099	168,303	163,590	189,128	187,589
石川県平均	153,352	148,681	166,895	120,000	176,900	157,630	189,383	192,229
製造業	153,374	147,748	165,169	—	167,250	156,752	187,827	183,725
非製造業	153,000	149,214	172,075	120,000	183,333	158,800	191,950	194,781

(注)単純平均は、各事業所毎の一人当たり平均初任給額を足し上げ、事業所数で除した数値。加重平均は、各事業所の一人当たり平均初任給額に採用した人数を乗じて得た数の総和を採用した人数の総和で除した数値。

(2) 平成18年3月の新規学卒者の採用計画

平成18年3月新規学卒者の採用計画について、「ある」が27.8% (88事業所) (昨年度20.9%)、「ない」が54.6% (173事業所) (昨年58.8%)、「未定」が17.7% (56事業所) (昨年20.3%)となり、「ある」との回答は昨年より6.9%増加している。(図6-1)

図6-1 新規学卒者の採用計画 (単位：%)



(3) 学卒ごとの採用予定人数

前問で、「ある」と回答のあった88事業所に、学歴別の採用予定人数についての質問に対し、総数では「高校卒」が172名、「専門学校卒」が22名、「短大(含高専)」が30名、「大学卒」が116名であった。(図6-2～図6-6)

図6-2 平成18年度新規学卒者の採用予定数 (単位：人)

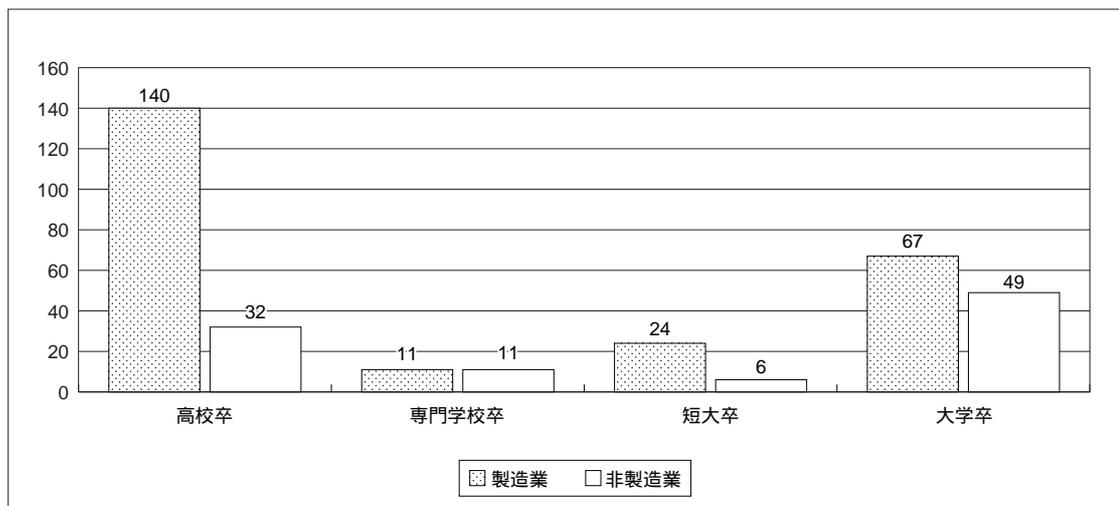


図 6-3 採用計画（高校卒）（単位：％）

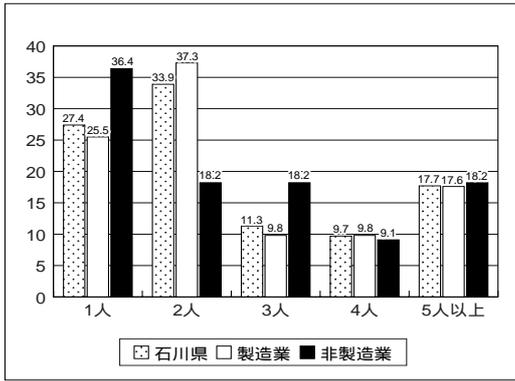


図 6-4 採用計画（専門学校卒）（単位：％）

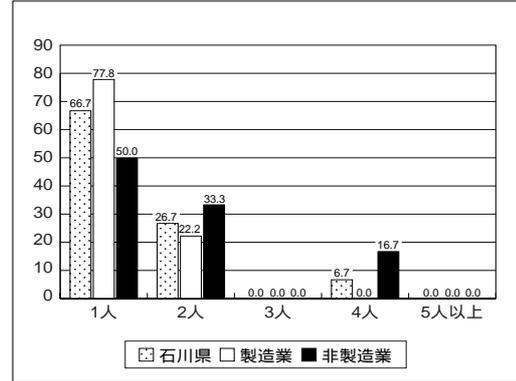


図 6-5 採用計画（短大（含高専））（単位：％）

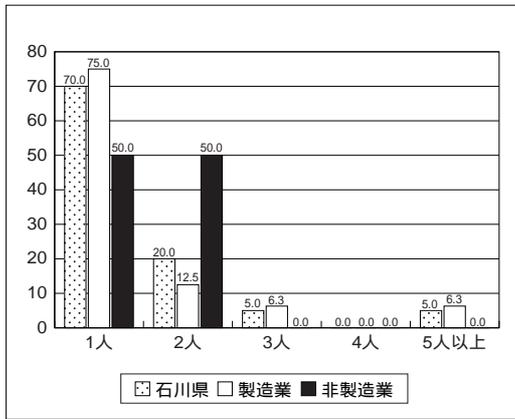
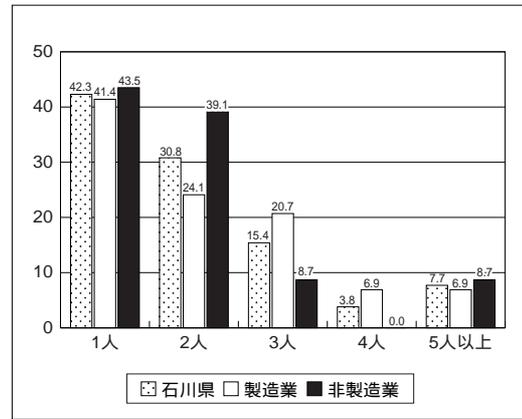


図 6-6 採用計画（大学卒）（単位：％）



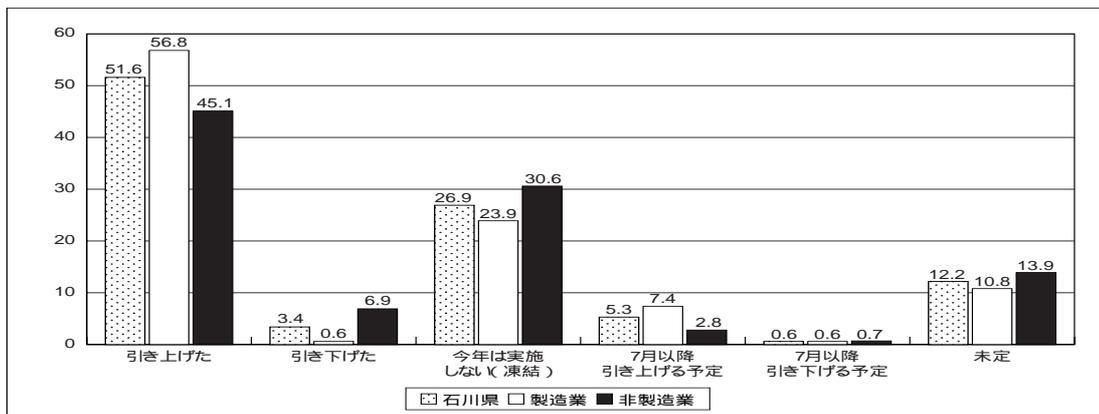
7. 賃金改定状況

(1) 賃金改定の実施状況

平成 17 年 1 月 1 日から 7 月 1 日（調査時点）までに賃金改定状況を見ると、「引き上げた」（51.6%（165 事業所））、「7 月以降引き上げる予定」（5.3%（17 事業所））は合わせて 56.9%で昨年度より 10.2%増え、「引き下げた」（3.4%（11 事業所））、「7 月以降引き下げる予定」（0.6%（2 事業所））は合わせて 4.0%で昨年度より 2.6%減、「今年は実施しない（凍結）」（26.9%（86 事業所））で昨年度より 5.6%減であった。（図 7-1）

図 7-1 賃金改定の実施状況

（単位：％）



(2) 平均昇給額及び平均所定内賃金

「引き上げた」事業所（165 事業所）の賃金改定後の平均所定賃金及び平均昇給額は、251,605 円（引き上げ額 4,874 円、昇給率 1.98%）となっており（表 7-1）、「引き下げた」事業所（11 事業所）では 254,932 円（引下げ額 16,586 円、昇給率 -6.11%）であった。（表 7-2）

表 7-1 「引き上げた」事業所

規模等	事業所数	改定前(円)	改定後(円)	昇給額(円)	昇給率(%)
1～9人	21	238,790	245,458	6,668	2.79
10～29人	60	258,255	263,112	4,857	1.88
30～99人	67	241,364	245,798	4,434	1.84
100～300人	17	237,018	241,469	4,451	1.88
製造業	100	236,526	241,127	4,601	1.95
非製造業	65	262,431	267,724	5,293	2.02
石川県計	165	246,731	251,605	4,874	1.98

表 7-2 「引き下げた」事業所

規模等	事業所数	改定前(円)	改定後(円)	昇給額(円)	昇給率(%)
1～9人	2	234,396	215,623	-18,773	-8.01
10～29人	3	262,020	247,007	-15,013	-5.73
30～99人	4	288,139	267,572	-20,567	-7.14
100～300人	2	289,647	280,851	-8,796	-3.04
製造業	1	265,421	238,478	-26,943	-10.15
非製造業	10	272,128	256,578	-15,550	-5.71
石川県計	11	271,518	254,932	-16,586	-6.11



事業協同組合の組織状況

～平成 17 年度協同組合実態調査結果～

〔調査のあらまし〕

●調査の目的

本調査は、中小企業連携組織の中核である事業協同組合が、情報化、国際化、消費者ニーズの多様化、環境、リサイクル問題の高まり等の中で、その組織・事業活動・運営体制等がどのように変化しているか実態を把握し、今後の組織連携のあり方の検討及び組合活性化等に資することを目的として実施したものである。

●調査機関

石川県中小企業団体中央会

●調査対象

石川県中小企業団体中央会に所属する事業協同組合全 597 組合

●調査の種類及び方法

郵送によるアンケート調査

●調査時点

平成 17 年 10 月 1 日現在

●調査期間

平成 17 年 10 月 1 日より 11 月 18 日まで

●調査内容

1. 組織の状況について
2. 組合事業の現況について
3. 運営体制の状況について
4. 財政の状況について
5. 環境変化の対応状況、今後の方針等について

●対象組合数

アンケート対象	597 組合
有効回答	311 組合 (非会員 42 組合)
回答率	52.1%

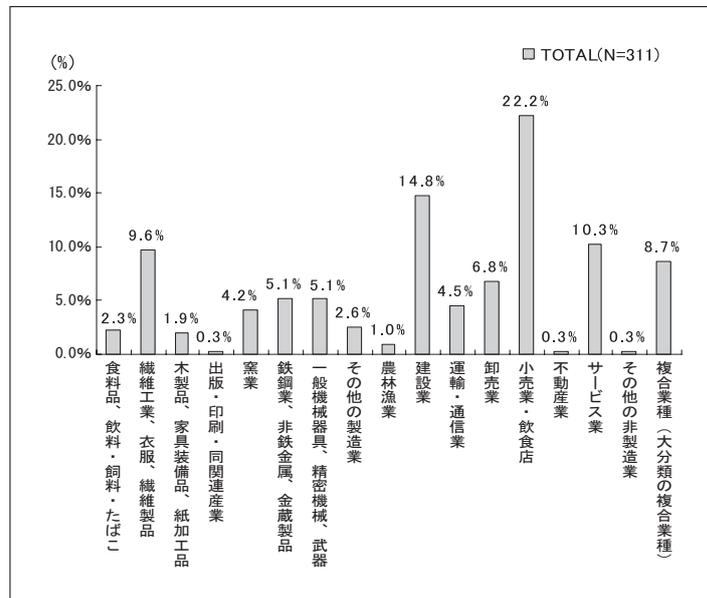
〔調査結果の概要〕

I 組織の状況

1. 業種別の構成

組合の構成について、製造業が 31.2%、非製造業が 68.8% となっている。業種で見ると、小売業・飲食店が 22.2%、建設業が 14.8%、サービス業が 10.3% と上位を占めている。(図-1)

[図- 1] 業種別構成別



業種構成を設立年で比較すると、繊維工業・衣服・その他繊維製品製造業では30年をピークに以後伸び率を下げ、平成6年にやや盛り返したものの、徐々に減少傾向にある。一般機械器具・電機・運送用・精密機械器具・武器製造業は40年を境に減少傾向である。建設業は、51年～55年、平成11年～15年の設立が多い。小売業・飲食業は、上下の変動はあるものの継続的に設立している。サービス業は、56年～60年の設立が多い。(表-1)

[表-1] 設立年別構成

(回答数)

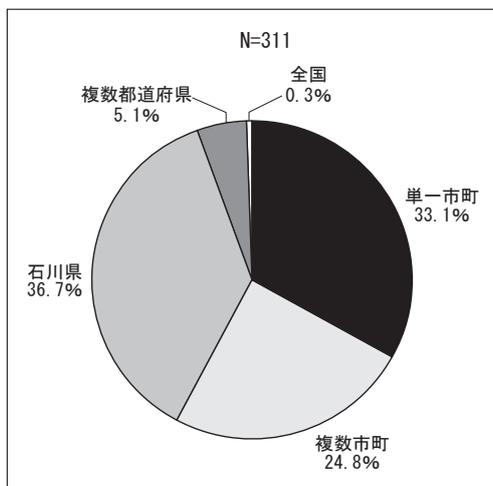
	全体	S25 年 以前	S26 ～ 30 年	S31 ～ 35 年	S36 ～ 40 年	S41 ～ 45 年	S46 ～ 50 年	S51 ～ 55 年	S56 ～ 60 年	S60 ～ 63 年	平成 元年 ～ 5 年	平成 6年 ～ 10 年	平成 11年 ～ 15 年	平成 16年 以降	不明
全体(回答数/%)	311 100%	21 6.8%	18 5.8%	21 6.8%	27 8.7%	25 8.0%	29 9.3%	38 12.2%	32 10.3%	11 3.5%	18 5.8%	27 8.7%	29 9.3%	14 4.5%	1 0.3%
食料品、飲料・飼料・たばこ	7	3			1	1					1		1		
繊維工業、衣服・繊維製品	30	4	5	3	3	2	2	2	2		1	4	1	1	
木製品、家具装備品、紙加工品	6				1			1	1			1	2		
出版・印刷・同関連産業	1						1								
窯業	13		2	1	1	3	3	2	1						
鉄鋼業、非鉄金属、金属製品	16	2	1	2	2	2	2	3	1		1				
一般機械器具、精密機械、武器	16	1	3	1	5	3	1	1	1						
その他の製造業	8	2		1	1		2	1	1						
農林漁業	3	1						1				1			
建設業	46	1		1	3	3	4	9	5	1	2	3	11	3	
運輸・通信業	14	1			1	3	1	3	2	1	1	1			
卸売業	21		2	2	1	2	4	2	3		1	2	1	1	
小売業・飲食店	69	6	4	6	2	4	5	11	6	6	5	8	3	3	
不動産業	1													1	
サービス業	32		1	4	2		3	1	7	1	4	3	4	2	
その他の非製造業	1					1									
複合業種(大分類の複合業種)	27				4	1	1	1	2	2	2	4	6	3	1

2. 地区別の構成

地区別の構成をみると、石川県を地区としている組合が36.7%と最も多く、次いで単一市町が33.1%、複数市町が24.8%となっている。(図-2)

石川県が多い業種は小売業・飲食店、繊維工業、衣服・その他繊維製品製造業、建設業、鉄鋼業・非鉄金属・金属製品製造業、複合業種(大分類の複合業種)となっている。単一市町が多い業種は小売業・飲食店、建設業、サービス業となっている。複数市町が多い業種は小売業・飲食店、建設業となっている。(表-2)

[図-2] 地区別構成



[表-2] 地区別の組合業種構成

(回答数)

	単一市町	複数市町	石川県	複数都道府県	全国
食料品、飲料・飼料・たばこ	2	1	4		
繊維工業、衣服・繊維製品	5	8	15		
木製品、家具装備品、紙加工品	1	5			
出版・印刷・同関連産業			1	2	
窯業	2	8	3		
鉄鋼業、非鉄金属、金属製品	1	2	13		
一般機械器具、精密機械、武器	3	5	6	2	
その他の製造業	6	1	1		
農林漁業	1		2		
建設業	16	13	15	2	
運輸・通信業	1	5	6	2	
卸売業	10	1	9	1	
小売業・飲食店	34	13	18	4	
不動産業	1				
サービス業	16	7	8		1
その他の非製造業			1		
複合業種(大分類の複合業種)	4	8	12	3	
全体	103	77	114	16	1

3. 出資金の規模別業種

出資金の規模別構成について、1百万円未満の小額出資組合が15.9%と最も多く、2千万以上、5千万円未満を境に構成率は低下している。業種別で比較すると、鉄鋼業・非鉄金属・金属製品製造業は、2百万未満の比較的小規模な組合が多い。建設業は、5百万以上1千万円未満、2千万以上5千万円未満に分布している組合が多い。小売業・飲食業は、3百万以上5百万円未満に分布している組合が多い。(表-3)

[表-3] 出資金別業種

(回答数)

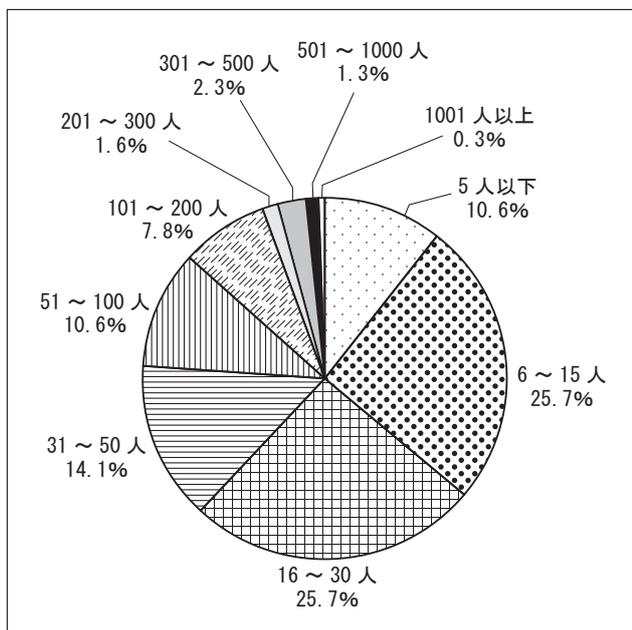
	全体	1百万円未満	1百万以上2百万円未満	2百万以上3百万円未満	3百万以上5百万円未満	5百万以上1千万円未満	1千万以上2千万円未満	2千万以上5千万円未満	5千万以上1億円未満	1億円以上3億円未満	3億円以上
全体	311	49	48	32	44	43	37	38	16	3	1
	100%	15.9%	15.4%	10.3%	14.1%	13.8%	11.9%	12.2%	5.1%	1.0%	0.3%
食料品、飲料・飼料・たばこ	7	3		1	2			1			
繊維工業、衣服・繊維製品	30	3	6	3	1	3	6	5	2	1	
木製品、家具装備品、紙加工品	6	1	1			3			1		
出版・印刷・同関連産業	1	1									
窯業	13	2	3	1	2	2		1	1	1	
鉄鋼業、非鉄金属、金属製品	16	6	5		1	2		1	1		
一般機械器具、精密機械、武器	16	3	2	3	1		2	4	1		
その他の製造業	8	1	1	2			1	2	1		
農林漁業	3	1				1		1			
建設業	46	2	8	5	6	12	4	8	1		
運輸・通信業	14	4	1		2	1	5		1		
卸売業	21	2	4	3	3	1	4	2	1		1
小売業・飲食店	69	11	7	8	13	7	9	7	6	1	
不動産業	1				1						
サービス業	32	7	3	6	4	4	4	4			
その他の非製造業	1				1						
複合業種(大分類の複合業種)	27	2	7		7	7	2	2			

4. 組合員の規模別構成

組合員数で規模を見ると6~15人、16人から30人、31人から50人が上位を占めている。(図-3)

業種別平均組合員数をみると卸売業、サービス業は比較的少人数で構成されている組合が多く、建設業、運輸・通信業、小売業・飲食店は比較的大人数で構成されている組合が多い。(表-4)

[図-3] 組合員数別構成



[表-4] 業種別平均組合員数

(単位:人)

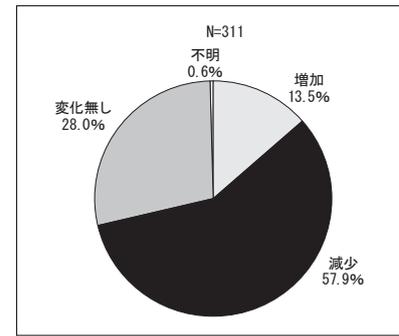
食料品、飲料・飼料・たばこ	24.1
繊維工業、衣服・繊維製品	37.2
木製品、家具装備品、紙加工品	22.7
出版・印刷・同関連産業	4.0
窯業	24.6
鉄鋼業、非鉄金属、金属製品	35.4
一般機械器具、精密機械、武器	30.3
その他の製造業	98.8
農林漁業	24.3
建設業	45.6
運輸・通信業	57.0
卸売業	21.6
小売業・飲食店	70.7
不動産業	53.0
サービス業	27.8
その他の非製造業	24.0
複合業種(大分類の複合業種)	201.6

5. 組合員の変動

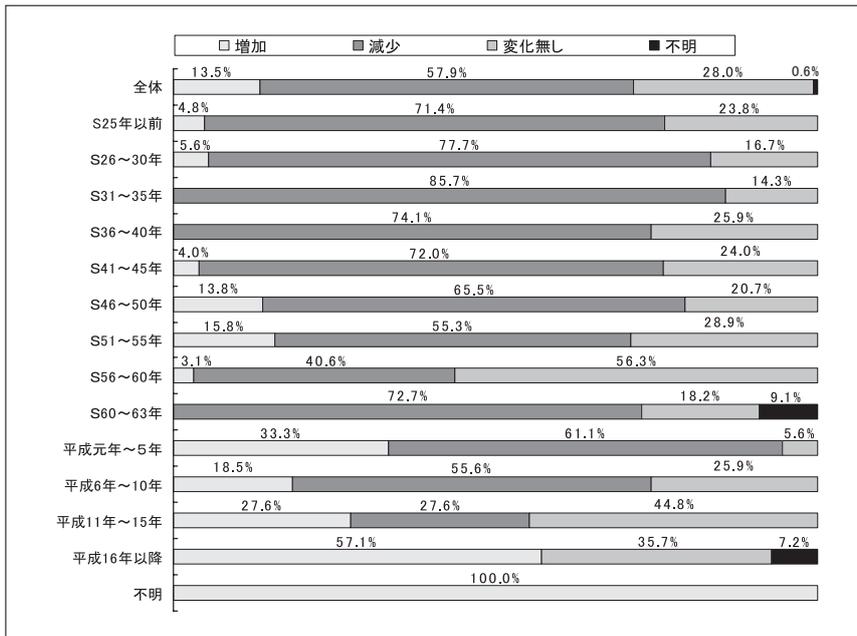
最近3年間の組合員の増減について全体でみると、「減少」と回答した組合が57.9%で多く、「変化無し」と回答した組合は28.0%となっており、「増加」と回答した組合は僅か13.5%となっている。(図-4)

設立年別にみると、昭和31年～35年に設立した組合は「減少」が85.7%と最も多く、設立年が古くなるほど減少傾向は強くなっている。「変化無し」が最も多くなっているのは、昭和56年～60年に設立した組合で56.3%、「増加」が最も多いのは、平成16年以降に設立した組合である。(図-5)

[図-4] 組合員の増減 (最近3年間)



[図-5] 組合員の増減 (最近3年間)



業種別でみると、「減少」は小売業・飲食店が72.5%、繊維工業・衣服・その他繊維製品製造業が63.3%、卸売業が61.9%、となっている。「変化無し」は、木材・木製品・家具装備品・パルプ・紙・紙加工品製造業が66.7%、運輸・通信業が50.0%となっている。「増加」は複合業種が29.6%、建設業が26.1%、サービス業が18.8%、鉄鋼業・非鉄金属・金属製品製造業が18.8%となっている(表-5)

[表-5] 業種別組合の増減 (最近3年間)

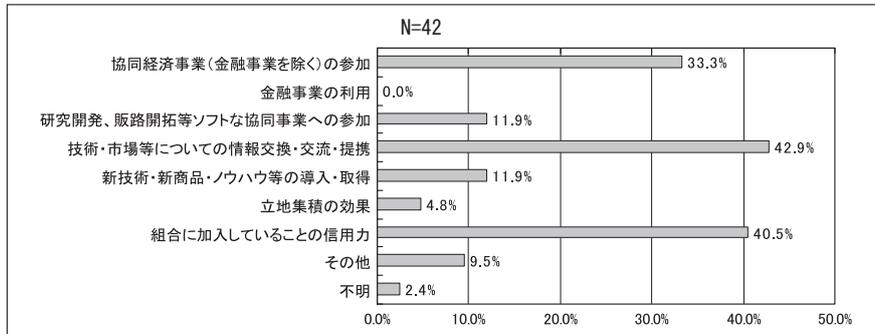
(回答数)

	増加	減少	変化無し	不明
食料品・飲料・飼料・たばこ		4	3	
繊維工業・衣服・繊維製品	1	19	10	
木製品・家具装備品・紙加工品	1	1	4	
出版・印刷・同関連産業		1		
窯業	1	7	5	
鉄鋼業・非鉄金属・金属製品	3	9	4	
一般機械器具・精密機械・武器	1	9	6	
その他の製造業		5	3	
農林漁業	1	2		
建設業	12	26	8	
運輸・通信業	1	6	7	
卸売業	2	13	6	
小売業・飲食店	4	50	14	1
不動産業	1			
サービス業	6	14	12	
その他の非製造業		1		
複合業種(大分類の複合業種)	8	13	5	1

「増加」と回答した組合の加入理由をみると、「技術・市場等についての情報交換・交流・提携」が42.9%と最も多く、次いで「組合に加入していることの信用力」が40.5%であり、組合事業に関する理由は3位以降となっている。(図-6)

その他の意見として、外国人研修生受け入れの為、販促事業の理解、共済制度への加入、各種保険・組合保証工事、勧誘、紹介、人的つながりなどが挙げられている。

[図-6] 加入理由 (最近3年間) (複数回答)

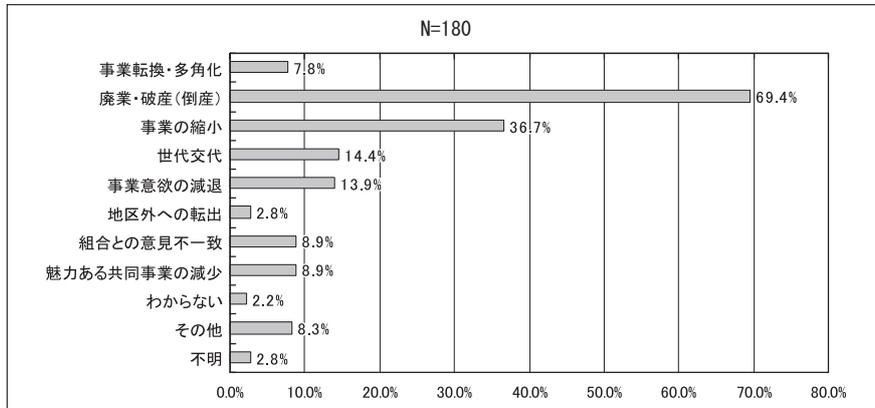


「減少」と回答した組合の脱退理由について、「廃業・破産(倒産)」が69.4%と圧倒的に多く、「事業の縮小」が36.7%、「世代交代」が14.4%になっている。(図-7)

その他の理由として、経費削減、合併、賦課金滞納の為除名、メリットがないなどが挙げられている。

業種で見ると、「廃業・破産(倒産)」は小売業・飲食店が88.0%、複合業種が84.6%、繊維工業・衣服・その他繊維製品製造業が84.2%、サービス業が78.6%となっており、ほとんどの業種が高い割合を示している。(表-6)

[図-7] 脱退理由 (最近3年間) (複数回答)



[表-6] 脱退理由 (最近3年間) (回答数) (複数回答)

	全体	事業転換・多角化	廃業・破産(倒産)	事業の縮小	世代交代	事業意欲の減退	地区外への転出	組合との意見不一致	魅力ある共同事業の減少	わからない	その他	不明
全体	180	14	125	66	26	25	5	16	16	4	15	5
食料品、飲料・飼料・たばこ	4		4	2	2							
繊維工業、衣服・繊維製品	19	3	16	9	3	2			1		1	
木製品、家具・装飾品、紙加工品	1		1	1	1							
出版・印刷・同関連産業	1		1									
窯業	7		3	4	1						1	
鉄鋼業、非鉄金属、金属製品	9	1	5	3	3			1	1			
一般機械器具、精密機械、武器	9		3	5		1	1		1		1	1
その他の製造業	5	1	5	1	1	1					1	
農林漁業	2			1								1
建設業	26	1	18	10	4	3	1	1	5	2	5	1
運輸・通信業	6	1	3	2	1	2		3	1			
卸売業	13	2	9	5	1	1		2				
小売業・飲食店	50	4	44	17	6	10	2	4	3	2	5	
不動産業												
サービス業	14		11	1	1	4		5	2			2
その他の非製造業	1		1	1								
複合業種(大分類の複合業種)	13	1	11	4	2	1	1		2		1	

II 事業の状況

1. 現在の実施事業

現在実施している事業の状況について、「情報の収集・提供」が53.7%、「共同購買・仕入」が32.5%、「教育・訓練、人材育成」が30.5%、と上位となっている。今後重点としたい事業は、1位は変わらないが「組合員の経営相談・コンサルティング」が大きく上昇している。(表-7)

[表-7] 現在の実施事業状況

(回答数)

事業の種類	実施事業	今後重点としたい事業
1. 共同生産・加工	33	22
2. 共同試験・検査	20	9
3. 共同販売	53	49
4. 共同受注	52	45
5. 共同購買・仕入	101	45
6. 共同保管・運送	19	17
7. 共同宣伝・販売促進・イベント	87	34
8. クレジット・商品券発行	15	9
9. 環境整備施設の設置	11	8
10. 共同計算	8	7
11. 機械・設備等リース・レンタル	13	7
12. 共同求人	6	9
13. 共同給食・宿舎	3	1
14. 労働保険事務組合業務	27	13
15. 購入代金の代払い	25	9
16. 製品・技術等の研究開発	35	34

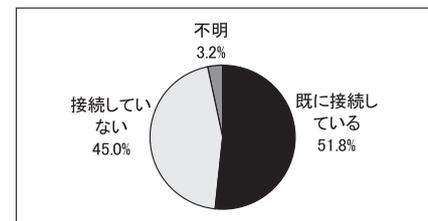
(回答数)

事業の種類	実施事業	今後重点としたい事業
17. 市場調査・販路開拓	47	48
18. 組合員事業に関する調査研究	46	36
19. 教育・訓練・人材養成	95	72
20. 情報の収集・提供	167	106
21. 組合員事務の代行	34	18
22. 施設・設備の共同利用(コンピュータ含む)	29	17
23. 事務資金の貸付	32	14
24. 金融機関に対する債務保証	16	7
25. 「24」以外の組合員債務の保証	3	1
26. 組合員・従業員の福利厚生	77	37
27. 外国人研修生共同受け入れ	10	15
28. 共済・保険代理	26	8
29. 取引先等との団体協約	11	9
30. 高速道路料金別納	14	13
31. 組合員の経営相談・コンサルティング	21	30
32. その他	24	15

2. インターネットへの接続状況

インターネットへの接続状況をみると、「既に接続している」が51.8%である。総務省の「平成15年通信利用動向調査」によると従業員5人以上の事業所でインターネットの普及率が82.6%ということからインターネットへの接続が遅れている組合が多いことがうかがえる。(図-8)

[図-8] インターネットへの接続の有無



3. パソコン又はその他情報機器を活用した事業の状況

パソコン又はその他情報機器を活用して現在実施している事業をみると、「組合の事務処理」(経理処理・組合員管理)が54.3%と最も多く、次いで「ホームページによる外部への情報発信」が25.7%、「情報ネットワークによる情報交換」が15.8%となっている。今後実施予定の事業についても、「組合の事務処理」(経理処理・組合員管理)が28.9%と最も多く、次いで「ホームページによる外部への情報発信」が22.1%、「情報ネットワークによる情報交換」が18.3%となっている。

[表-8] パソコンを活用した事業の状況

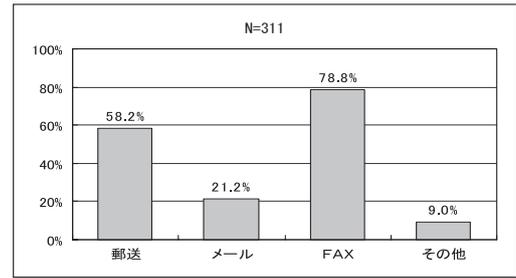
(複数回答)

事業の種類	現在	今後
1. ホームページによる外部への情報発信	80	69
2. 組合の事務処理(経理処理・組合員管理)	169	90
3. 共同計算・組合員の経理処理事務代行	19	14
4. 受発注システム	26	24
5. 共同保管・運送	5	10
6. 共同生産・加工	10	8
7. 情報ネットワークによる情報交換	49	57
8. 情報ネットワークによる共同仕入・調達	7	13
9. 情報ネットワークによる共同販売	8	17
10. ポイントカード・クレジットカード等カード事業	11	5
11. 電磁的方法による議決権又は選挙権の行使	1	0
12. その他	7	3

4. 組合員に対する案内等

組合員に対する案内等は、「FAX」が78.8%、「郵送」が58.2%、「メール」が21.2%、「その他」が9.0%になっている。「その他」の意見としては、電話や直接配布という意見が多かった。(図-9)

[図-9] 組合員に対する案内等 (複数回答)



5. 中央会からの文書や案内等

中央会からの文書や案内等が「メール」で可能なのは、38.9%であり、「FAX」で可能なのは85.2%となっている。(表-9)

[表-9] (回答数)

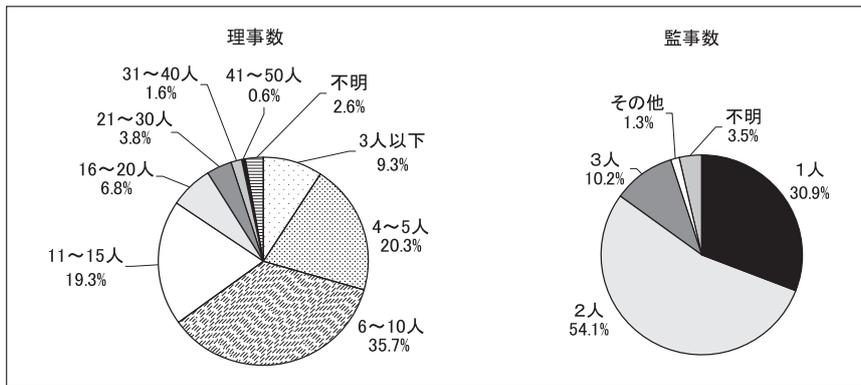
メール	121
FAX	265

III 運営体制の状況

1. 役員の設置状況

理事数は、6～10人が最も多く35.7%、次いで4～5人が20.3%、11～15人が19.3%となっている。監事数は、2人が54.1%で最も多く、次いで1人が30.9%となっている。(図-10)

[図-10] 役員の設置状況



2. 委員会・部会、青年部、女性部の設置状況

委員会、部会について、「ある」は39.9%、「なし」は51.4%となっている。青年部について、「ある」は21.2%で建設業に比較的多く設置されている。「ない」は56.3%となっている。女性部について、「ある」は5.8%で僅かであり、業種でみると小売業・飲食店でみられる。(表-10)

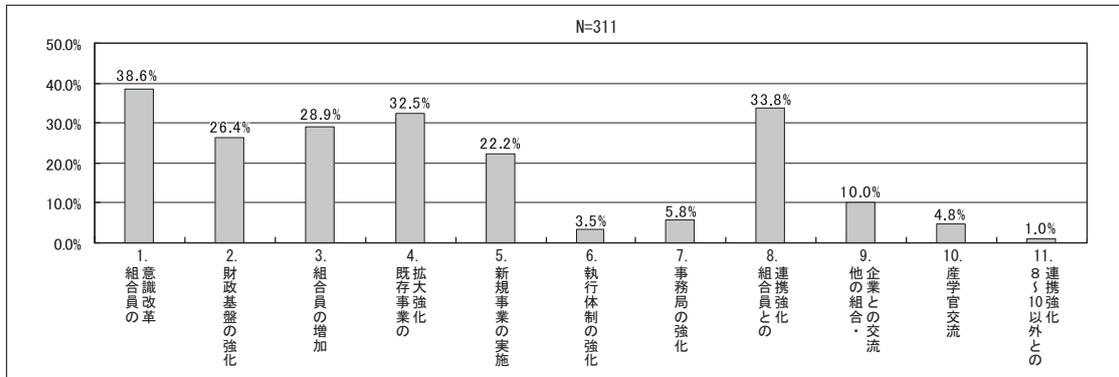
[表-10] 委員会・部会、青年部、女性の設置状況 (回答数)

	委員会・部会			青年部			女性部		
	ある	なし	不明	ある	なし	不明	ある	なし	不明
食料品、飲料・飼料・たばこ	1	6		1	4	2		5	2
繊維工業、衣服・繊維製品	10	17	3	8	17	5	2	22	6
木製品、家具装備品、紙加工品	1	3	2	1	4	1		4	2
出版・印刷・同関連産業		1			1			1	
窯業	10	1	2	3	6	4		8	5
鉄鋼業、非鉄金属、金属製品	3	13		5	8	3		11	5
一般機械器具、精密機械、武器	6	7	3	6	9	1		12	4
その他の製造業	4	4		5	2	1	1	4	3
農林漁業	1	1	1			3			3
建設業	26	17	3	13	22	11	1	29	16
運輸・通信業	4	10		2	9	3		9	5
卸売業	10	9	2	3	13	5	1	14	6
小売業・飲食店	29	35	5	10	40	19	7	45	17
不動産業		1			1			1	
サービス業	12	15	5	5	17	10	4	18	10
その他の非製造業	1			1				1	
複合業種(大分類の複合業種)	6	20	1	3	22	2	2	23	2
全体	124	160	27	66	175	70	18	207	86

3. 運営体制面で今後重点的に取り組みたい事項

運営体制面で今後重点的に取り組みたい事項として、「組合員の意識改革」が38.6%で最も多く、次いで「組合員との連携強化」が33.8%、「既存事業の拡大強化」が32.5%になっている。(図-11)

[図-11] 今後重点的に取り組みたい事項 (複数回答)



IV 財務の状況

1. 主な収入について

組合の主な収入について賦課金収入が73.0%と最も多く、次いで共同経済収入(金融事業収入除く)が50.2%、補助金収入が19.3%、補助会費(金)収入が14.8%、金融事業収入が7.1%となっている。

1位をみても全体とほぼ同じ傾向で、賦課金収入が46.3%と最も多く、次いで共同経済収入(金融事業収入除く)が33.8%、補助金収入が2.3%、金融事業収入が1.6%、補助会費(金)収入が1.0%、となっている。(表-11)

[表-11] 主要な収入について (単位: %)

主要な収入	全体	1位	2位	3位
共同経済収入(金融事業収入除く)	50.2%	33.8%	10.6%	5.8%
金融事業収入	7.1%	1.6%	2.6%	2.9%
賦課金収入	73.0%	46.3%	23.2%	3.5%
賛助会費(金)収入	14.8%	1.0%	8.0%	5.8%
補助金収入	19.3%	2.3%	9.6%	7.4%
その他	25.7%	9.0%	10.0%	6.8%

2. 決算状況について

直近3年間の決算状況について、14年度は剰余が出た組合が54.7%、損失が出た組合は33.1%、15年度は、剰余がでた組合が60.5%、損失が出た組合は28.9%、16年度は、剰余がでた組合が58.8%、損失が出た組合は33.1%となっている。(表-12)

[表-12] 業種別決算状況(最近3年間) (回答数)

	平成14年度			平成15年度			平成16年度		
	剰余	損失	不明	剰余	損失	不明	剰余	損失	不明
全体	170	103	38	188	90	33	183	103	25
食料品、飲料・飼料・たばこ	3	2	2	4	2	1	5	1	1
繊維工業、衣服・繊維製品	13	14	3	17	10	3	11	16	3
木製品、家具装備品、紙加工品	1	4	1	2	3	1	2	3	1
出版・印刷・関連産業			1			1			1
窯業	7	3	3	8	4	1	9	3	1
鉄鋼業、非鉄金属、金属製品	12	4		13	3		12	4	
一般機械器具、精密機械、武器	13	3		13	3		15	1	
その他の製造業	4	4		5	3		4	4	
農林漁業	1		2	1	1	1		1	2
建設業	26	15	5	23	18	5	25	17	4
運輸・通信業	13	1		12	2		13	1	
卸売業	14	5	2	14	5	2	13	7	1
小売業・飲食店	34	27	8	45	16	8	41	22	6
不動産業		1			1			1	
サービス業	17	10	5	19	9	4	19	11	2
その他の非製造業	1			1			1		
複合業種(大分類の複合業種)	11	10	6	11	10	6	13	11	3

3. 剰余金の処分

(1) 16年度の剰余金の処分(複数回答) N = 183

- ①法定利益準備金・・・55 (30.1%)
- ②特別積立金・・・53 (29.0%)
- ③法廷繰越金・・・47 (25.7%)
- ④全額繰越・・・112 (61.2%)

(2) 16年度の配当の状況について N=183

- ①配当した・・・41 (24.6%)
- ②配当しなかった・・・135 (73.8%)
- ③不明・・・7 (3.8%)

(3) 配当の種類について N=41

- ①出資配当のみ・・・12 (29.3%)
- ②利用分量配当のみ・・・23 (56.1%)
- ③出資配当と利用分量配当の両方・・・6 (14.6%)

V 今後の方針等について

1. 環境変化への対応状況

組合を取り巻く環境変化への対応状況について、現在は「特に対応しない」が17.0%で最も多いが、今後の対応については「組合の目的・事業の見直し」が23.2%、「委員会・部会の強化」が16.7%、「組合内部の情報ネットワーク化」が15.8%と環境変化に対して積極的に取り組みたいとみられる。(表-13)

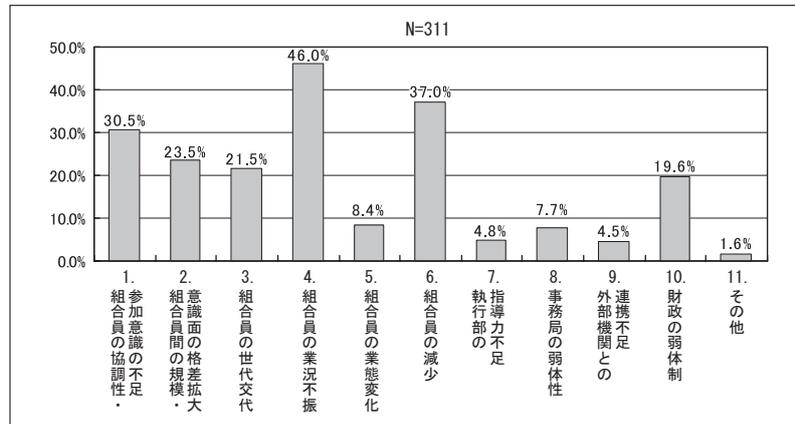
2. 組合における組織運営体制面における障害・問題点について

組織運営体制面における障害・問題点について、「組合員の業況不振」が46.0%と最も多く、「組合員の減少」が37.0%、「組合員の協調性・参加意識の不足」が30.5%と上位に挙げられている。(図-12)

[表-13] 環境変化への対応状況 (回答数)

事業の種類	現在	今後
1. 各種共同事業への情報機器の導入	21	23
2. 組合内部の情報ネットワーク化	39	49
3. 組合外部との情報ネットワーク化	22	37
4. スケールメリットの追求	10	16
5. 新製品の開発	32	36
6. 製品の新たな生産・販売方式の開発	14	32
7. 新たなサービスの開発	12	40
8. サービスの新たな提供方式の開発	9	27
9. 組合員の新分野進出、新事業展開への支援	27	43
10. 新たなノウハウ・技術の導入	10	48
11. マーケティングの強化	19	44
12. 国際化への対応(技術協力、ISO等)	9	15
13. 環境・リサイクル・エネルギー・安全問題への対応	32	39
14. 委員会・部会の強化	51	52
15. 組合の目的・事業の見直し	42	72
16. 専門家等人材の確保・養成	6	25
17. 組合組織の再編成(合併・分割・組織変更)	5	34
18. 特に対応はしない	53	37

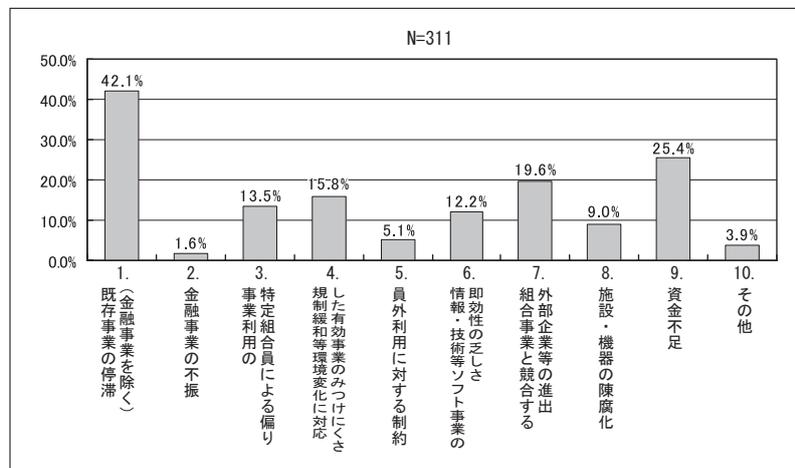
[図-12] 組織運営体制面における障害・問題点 (複数回答)



3. 組合における事業面における障害・問題点について

事業面における障害・問題点について、「既存事業の停滞(金融事業を除く)」が42.1%と最も多く、「資金不足」が25.4%、「組合事業と競合する外部企業等の進出」が19.6%で上位に挙げられている。(図-13)

[図-13] 事業面における障害・問題点 (複数回答)

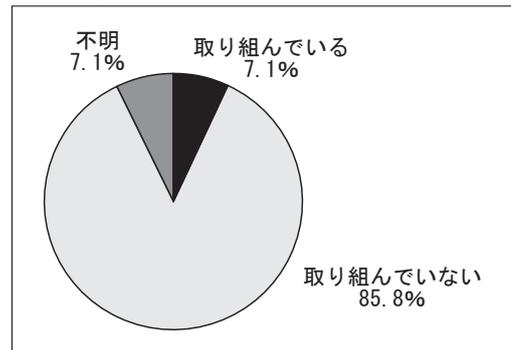


4. 産学官連携

産学連携について、7.1%の組合が「取り組んでいる」と回答している。(図-14)

具体的には、石川県工業試験場、石川県中小企業団体中央会、大学、県、市などと後継者育成事業や新商品開発について連携し、補助金やノウハウをうけていることが挙げられている。

[図-14] 産学官連携

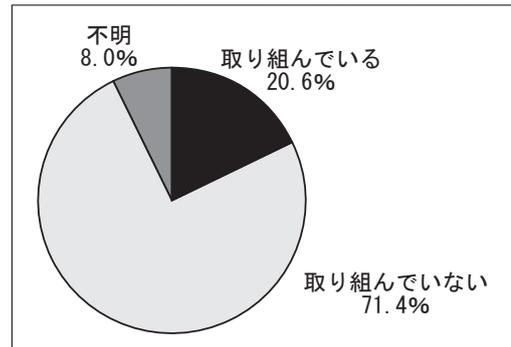


5. 環境問題や地域貢献等、新たな社会要請

環境問題や地域貢献等、新たな社会要請に対して20.6%が「取り組んでいる」と回答している。(図-15)

具体的には、廃棄物の分別、回収リサイクル、清掃、協賛金、イベント参加、緊急事態の対応等が挙げられている。

[図-15] 環境問題や地域貢献等新たな社会要請



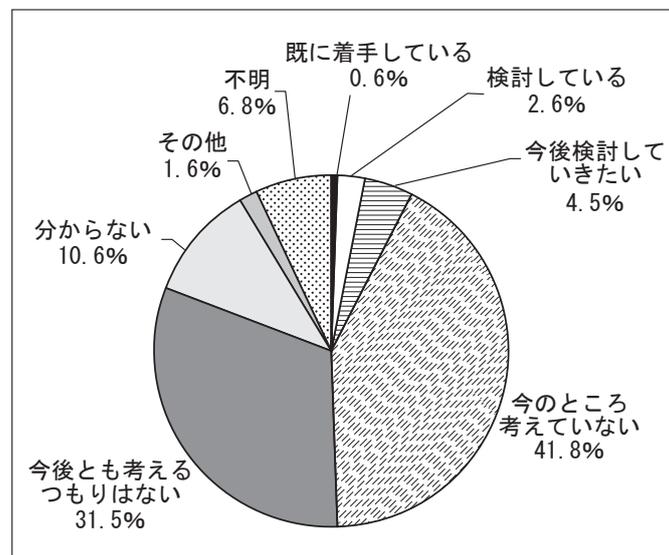
6. 組合から会社組織への変更

組合から会社組織への変更について、「既に着手している」と回答した組合は2組合で全体の0.6%、「検討している」と回答した組合は8組合で2.6%、「今後検討していきたい」と回答した組合は14組合で4.5%となっている。また、「今のところ考えていない」が41.8%で多く、「今後も考えるつもりはない」が21.1%となっている。(図-16)

出資金、設立年別による大きな傾向はみられない。(表-14)(表-15)

業種別にみると、「検討している」と回答した組合は、繊維工業・衣服・その他繊維製品製造業で4組合、建設業で2組合になっている。

[図-16] 組合から会社組織への変更



[表－14] (出資金別) 組合から会社組織への変更

(回答数)

	既に着手している	検討している	今後検討していきたい	今のところ考えていない	今後考えるつもりはない	わからない	その他	不明
全体	2	8	14	130	98	33	5	21
100万円未満		1		16	24	5		3
100万円以上200万円未満	1		2	14	17	7	1	6
200万円以上300万円未満	1	1	3	9	12	4	1	1
300万円以上500万円未満		2	2	24	9	4	1	2
500万円以上1000万円未満		1		23	16	1		2
1000万円以上2000万円未満			2	21	7	4		3
2000万円以上5000万円未満		3	2	13	9	5	2	4
5000万円以上1億円未満			1	10	3	2		
1億円以上3億円未満			2		1			
3億円以上						1		

[表－15] (設立年別) 組合から会社組織への変更

(回答数)

	既に着手している	検討している	今後検討していきたい	今のところ考えていない	今後考えるつもりはない	わからない	その他	不明
全体	2	8	14	130	98	33	5	21
S25年以前				11	4	2	2	2
S26～30年	1	2		6	6	3		
S31～35年				8	9	1		3
S36～40年		1	4	8	9	3		2
S41～45年			2	14	5	2		2
S46～50年				14	10	3	1	1
S51～55年			5	11	16	3		3
S56～60年		1	1	12	7	7		4
S60～63年		1		5	3	1	1	
平成元年～5年			1	7	9	1		
平成6年～10年		2		10	9	3		3
平成11年～15年	1	1	1	15	8	2		1
平成16年以降				8	3	2	1	
不明				1				

[表－16] (業種別) 組合から会社組織への変更

(回答数)

	既に着手している	検討している	今後検討していきたい	今のところ考えていない	今後考えるつもりはない	わからない	その他	不明
全体	2	8	14	130	98	33	5	21
食料品、飲料・飼料・たばこ			1	4	2			
繊維工業、衣服・繊維製品		4	2	9	9	3	1	2
木製品、家具・装飾品、紙加工品				2	3	1		
出版・印刷・同関連産業						1		
窯業			1	3	4	2		3
鉄鋼業、非鉄金属、金属製品				4	10	2		
一般機械器具、精密機械、武器	1		2	4	8	1		
その他の製造業				4	2	1		1
農林漁業				1				2
建設業	1	2		24	14	2	1	2
運輸・通信業				8	6			
卸売業			3	5	6	5	1	1
小売業・飲食店			2	27	20	13	2	5
不動産業					1			
サービス業		1	1	19	7	2		2
その他の非製造業				1				
複合業種(大分類の複合業種)		1	2	15	6			3

若年者の再就職に関する意向調査結果

石川県地域労使就職支援機構

●調査の趣旨●

厳しい雇用情勢が続いており、特に若年者には希望する就業先への再就職が困難な状況にあります。

本調査は若年者の再就職に対する意向を把握し、若者のニーズに応じた早期再就職施策の参考とすることを目的に実施したものです。

●調査の実施時期●

・平成17年6月～7月

●調査の方法●

・30歳未満の雇用保険受給者及び申請者988名に対し、アンケート用紙（質問票）を配布し、返信用封筒にて回収。

●調査の概要●

- ・調査対象ハローワーク：金沢・松任・小松・七尾・津幡
- ・総回答数：290名
- ・回答率：29.4%

●調査結果の概要●

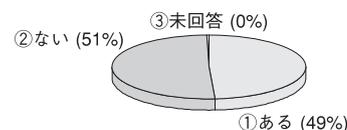
第1章 アンケート回答者について

1. 性別・年齢構成・地域

回答者の性別は、男性47名（16%）女性243名（84%）であった。回答者の年齢は、25歳～30歳未満が67%、20歳～25歳未満が30%で、20歳代の若年者が中心であった。

アンケート用紙を配布した地域（ハローワーク）は、金沢が68%を占め、次いで松任16%、小松10%、津幡4%、七尾2%の比率となった。

図1：（基礎）転職の経験

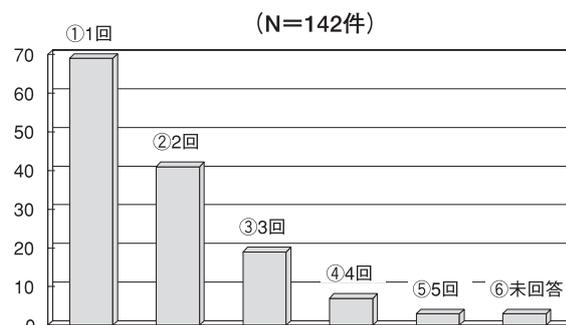


2. 最終学歴・配偶者の有無

回答者の最終学歴は「短大又は専門学校」が43%、「高校」29%、「大学又は大学院」27%である。男性のみでは「大学又は大学院」の比率が38%と高まり、女性のみでは「短大又は専門学校」が46%と高まる傾向がある。

配偶者の有無は「いない」54%、「いる」46%でおおよそ半々である。男性のみでは配偶者のいる傾向が19%と低い。全体として16%の回答者に扶養家族がいる。

図2：（基礎）転職の経験（回数）



3. 転職の経験

これまでに転職をした経験を持つ回答者が約半数（49%）いる。男女別では男性より女性に転職経験が多い。経験がある者のうち、転職1回が全体の24%、2回が14%であった。また、3回以上の転職経験も全体の10%に上る状況である。

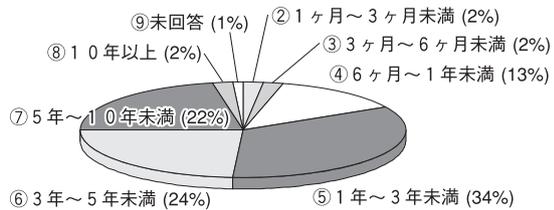
第2章 若年者の再就職に関する意向調査

1. 退職した仕事について

(1) 雇用形態と前職の期間

退職した仕事について、正社員だった者が全体の61%を占める。次いで契約社員10%、派遣社員10%、パートタイマー7%、臨時社員7%である。男性の方が女性より正社員であった比率が高い。職種は「一般事務」が20%、「その他事務職」11%で合計31%を占める。前職の期間は「1年～3年未満」の者が34%、「1年未満」17%を合わせ、前職の期間は3年未満が約半数を占める。

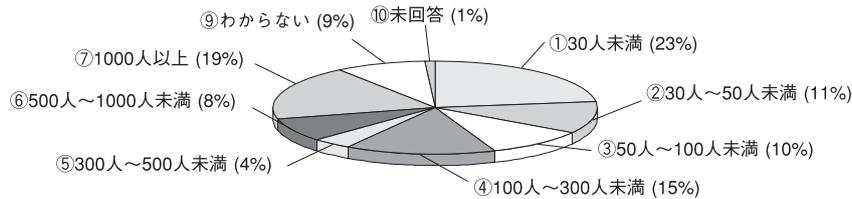
図3 前職の期間



(2) 会社規模と前職の賃金

退職した会社の規模は、従業員数で「30人未満」が23%と多いが、中規模・大規模を含め、様々な規模の会社が回答されている。賃金は1ヶ月あたり手取額で「15万～20万円未満」が43%と多く、「10万～15万円未満」36%と合わせ、約8割を占める。男性の方が賃金額でやや高い傾向がある。

図4 前職の会社規模



(3) 退職した理由

退職した理由は「自己都合」が44%を占める。この傾向は男性の方が高い。自己都合理由として「賃金・勤務形態などの不満」「仕事が合わなかった」等が回答されている。男性では「会社の先行きが不安だった」との自己都合理由が多い。次いで退職の理由として「契約期間満了」が16%あった。また「その他」の理由が32%回答されており、「結婚」「出産」「育児」を女性が理由としてあげている。会社都合による退職は7%にとどまった。離職・退職後の期間は「1ヶ月～3ヶ月未満」が37%、「3ヶ月～6ヶ月未満」が19%で半数以上を占める。

図5 退職の理由

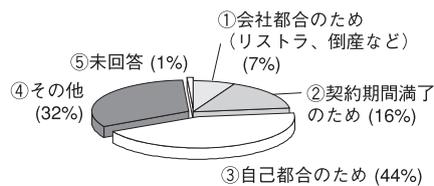
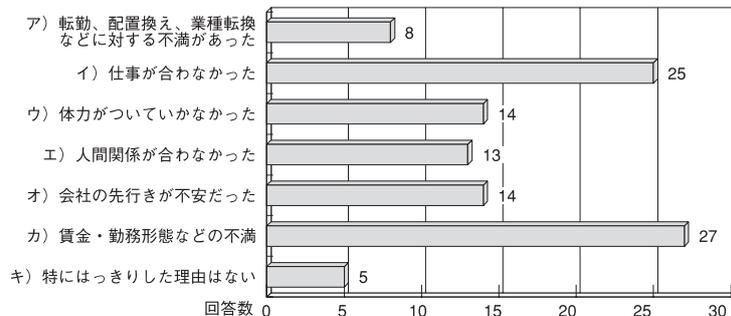


図6 自己都合の理由 (N=106件 理由未記入を含まない)



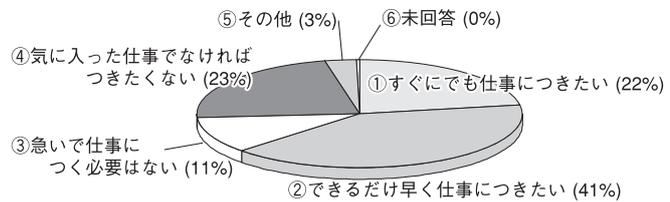
2. 現在の暮らしなどについて

(1) 生計と再就職の時期

現在、生計をたてている方法は「家族からの援助」が42%と最も高い。この回答は女性に多い。次いで「自分の貯金」が29%であった。男性は約半数が「自分の貯金」と回答している。先の退職後の期間、退職理由とも関係し「雇用保険の給付」は27%にとどまっている。

再就職の時期について「すぐにでも」「できるだけ」を合わせ約6割が“早く仕事に就きたい”と回答している。この傾向は男性が強く8割に近い。一方、23%が「気に入った仕事でなければつきたくない」と答えている。

図7 再就職の時期について



(2) 求職活動と資格取得等の実施

求職活動として「ハローワーク・ヤングハローワーク」93%のほか、「求人情報誌や新聞」が65%と高い。「インターネット」も38%にのぼる。男性は「若者仕事情報館やジョブカフェを利用している」率が高かった。

仕事に関する資格などを取るために、何かの方法で実施している者が約3割いる。一方、「特に勉強や職業訓練などを受けていない」という回答が63%にのぼる。離職・退職後1年以上の“長期離職者”について見てみると、回答者のうち、何かの方法で実施している者が約2割、実施していない者が約8割となる。失業期間の長期化にともない、能力開発実施の比率が低くなる傾向がある。「公的な職業訓練」の受講は、わずか2%であった。この点について、公的職業訓練をすでに受講している者は、各種手続きや求人資料の一部を訓練施設内で閲覧できるため、アンケートを配布したハローワークに出向かず、回答対象者となっていない可能性が高いものと考えられる。

仕事に関する資格などをすでに持っている者が約4割いるが、約6割の人は仕事に関する資格を有していない。この傾向は女性に多い。資格の保有と自己啓発・能力開発の関係では、「資格はあるが、自己啓発・能力開発を何もしていない」者が27%、「資格が無く、自己啓発・能力開発を実施していない」者が最も多く、全体の36%を占めた。数の上では、資格の無い方で“何もしていない”件数が多い。ただし、比率で見ると、資格を有している者の方が“何もしていない”比率が高い。

図8 現在どのような求職活動をしているか（3つまで回答）

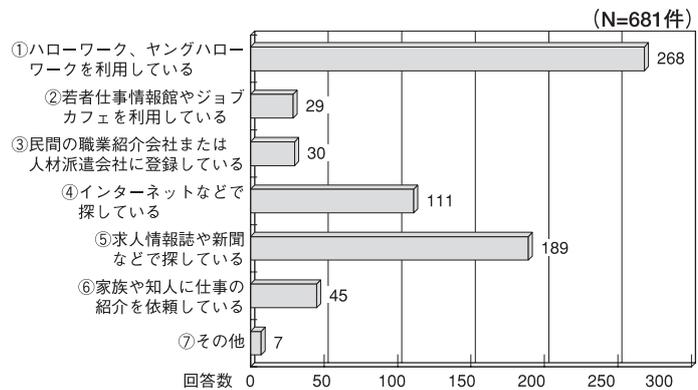


図9 仕事に関する資格取得など何かしているか（複数回答）

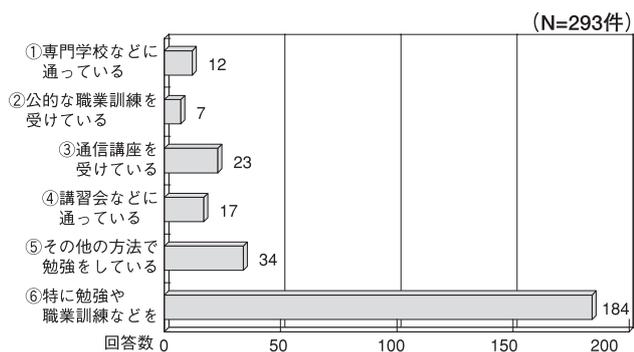
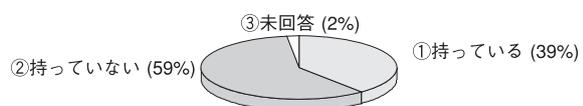


図10 仕事に関する資格



(3) 自分自身の性質・能力の自己評価

自分自身の性質のプラス面について「ある」「普通」以上の回答が多く、高く自己評価している。特に「真面目さ」「責任感」の評価が高い。「ビジネスマナー」「積極性・実行力」は比較的、自己評価が低い。男女とも同様な傾向にある。一方、自分自身の能力について、自己評価は高くない。特に「企画発表能力」「専攻した専門知識」の評価が低い。「コミュニケーション能力」「基礎学力」は普通以上にあるという評価をしている。この能力評価についても男女同傾向にある。

図11 あなた自身について
(各回答N=290件)

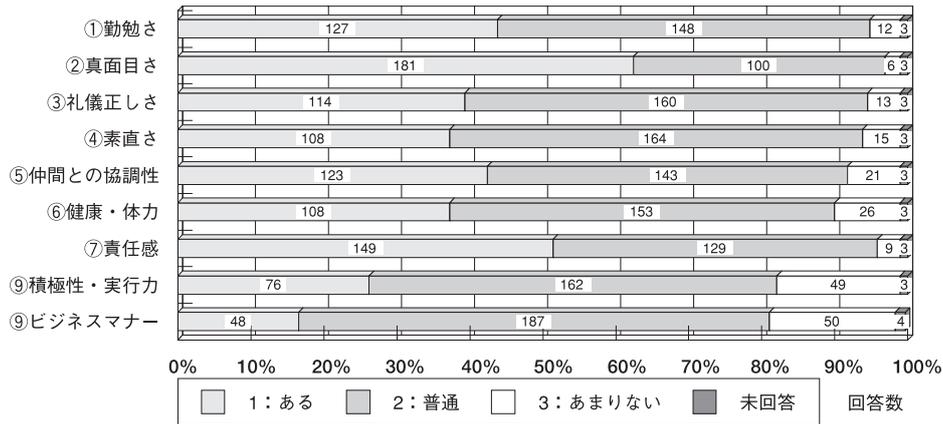
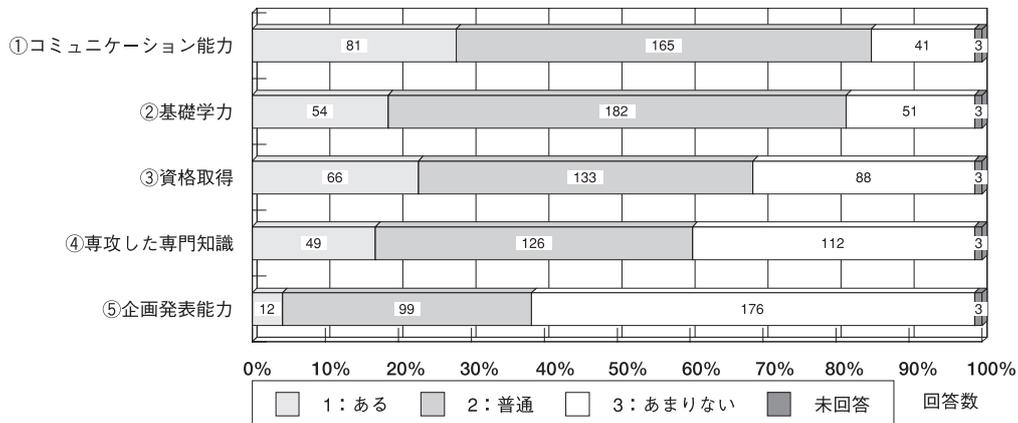


図12 あなたの能力について
(各回答N=290件)



3. 今、探している仕事について

(1) 希望する業種・職種

「医療・福祉・介護」を30%の者が希望業種のひとつとしている。次いで「どのような業種でもよい」が24%と高く、求職において「業種」の意識は高くない。複数回答であるが10%の希望を超える業種は4業種のみであった。希望する職種については、「一般事務」が25%と最も高く、特に女性において希望が圧倒的に多い。前職が「一般事務」であった者58名の内、再度希望する者が37名いた。一般事務の希望者73名の約5割を占め、残り半数は、他職種から一般事務を新規に希望している。色々な前職種から一般事務を希望する傾向がうかがえる。他の職種に関しては「その他の専門・技術職」が12%、「保健・医療従事者」が11%と回答された。男性は「その他の専門・技術職」が多く、希望は、いくつかの職種に分散している。全体を通じ、前職種と同じ職種を希望する者の数は290件中121件（42%）に過ぎず、6割の者は前職と異なる新しい職種への再就職を希望している。

図13 今、探している仕事（希望業種）

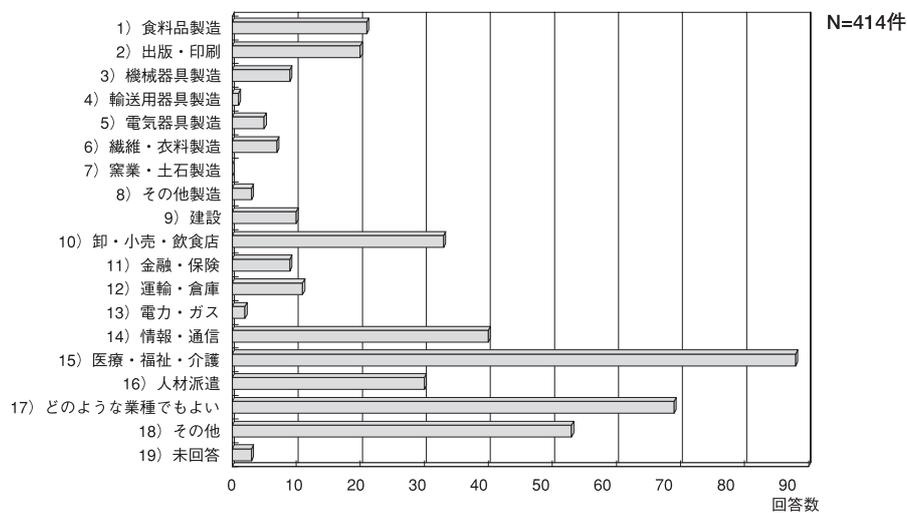
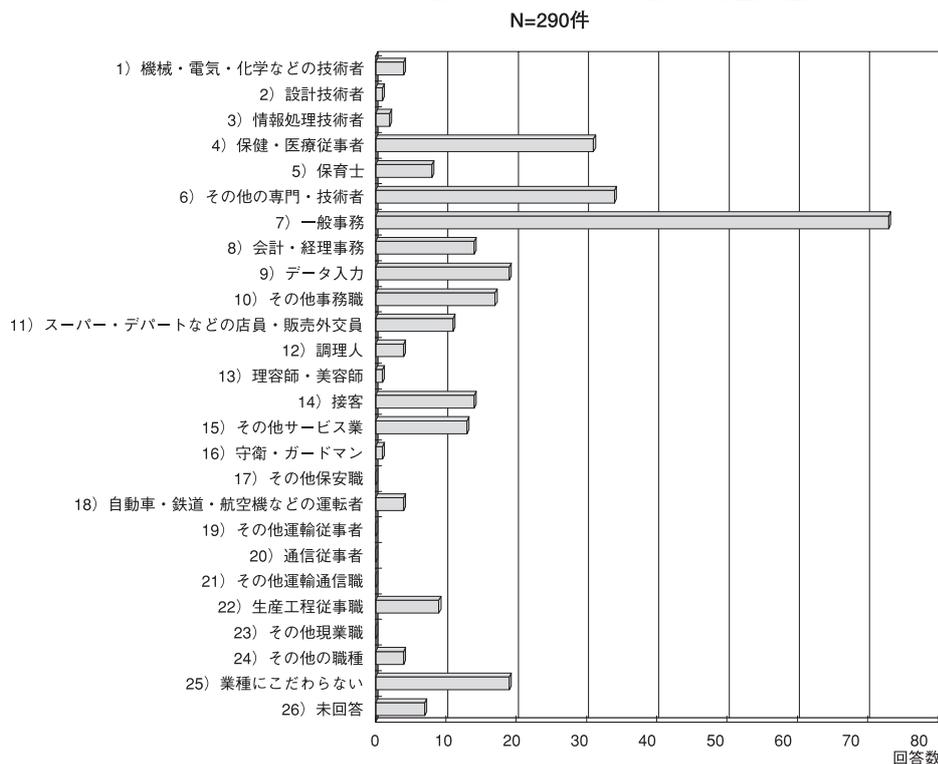


図14 今探している仕事（希望職種）



(2) 希望する会社規模・雇用形態

希望する会社の規模（従業員数）は「どのような規模でもかまわない」と回答する者が44%と最も高く、次いで「30人未満」が21%。特に規模（従業員数）の大きな企業を希望していないという結果であった。

雇用形態について、64%が正社員での再就職を望んでいる。男女により相違があり、男性では9割以上が正社員を求めている。また就職先の場所について、「自宅からの通勤圏内」を希望する者が84%と圧倒的に高い。最低必要な賃金（1ヶ月あたり手取り）は「15万～20万未満」が39%、「10万～15万未満」が34%で全体の約7割を占める。

図15 希望する会社の規模（従業員数）（N=290件）

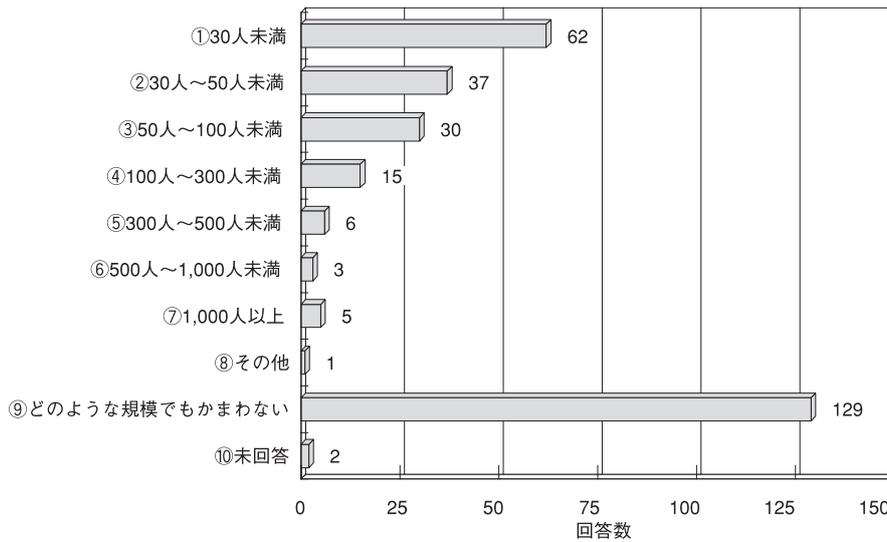
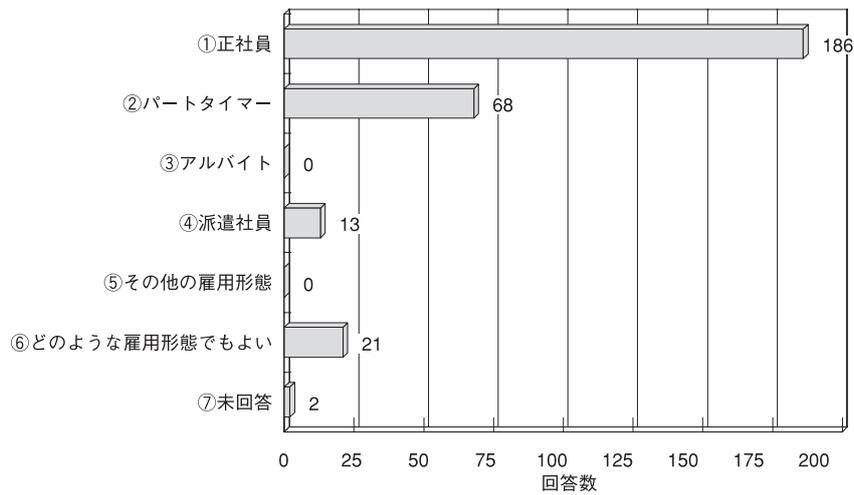


図16 希望する雇用形態（N=290件）



(3) 再就職で重視すること、不安に思うこと

再就職するときに重視することは、「仕事の内容」「勤務場所（通勤時間）」「休日」「労働時間」「社会保険の有無」と回答された。「仕事の内容」は男女とも最も多く回答された。女性は「勤務場所（通勤時間）」「休日」「労働時間」を重視するという回答が多く、男性にこの傾向はない。一方、「会社の規模」「会社の業績」「会社の将来性」「会社のイメージ」はあまり重視されていない。

再就職するうえで不安に思うことは、「実務経験が少ない」41%、「資格がない（又は少ない）」39%である。不安の有無は、「まったく」「あまり」を合わせ23%の者は不安がない。一方、「多少」「大いに」を合わせ77%の者が、再就職に対し不安を感じている。上記2点の“不安の度合い”をみると、「多少の不安はある」との回答がとても多い。弱い不安と解釈するより、若年者の再就職では、広く漠然とした不安感を求職者が抱えているものと考えられる。

図17 再就職するときに重視すること (N=290件)

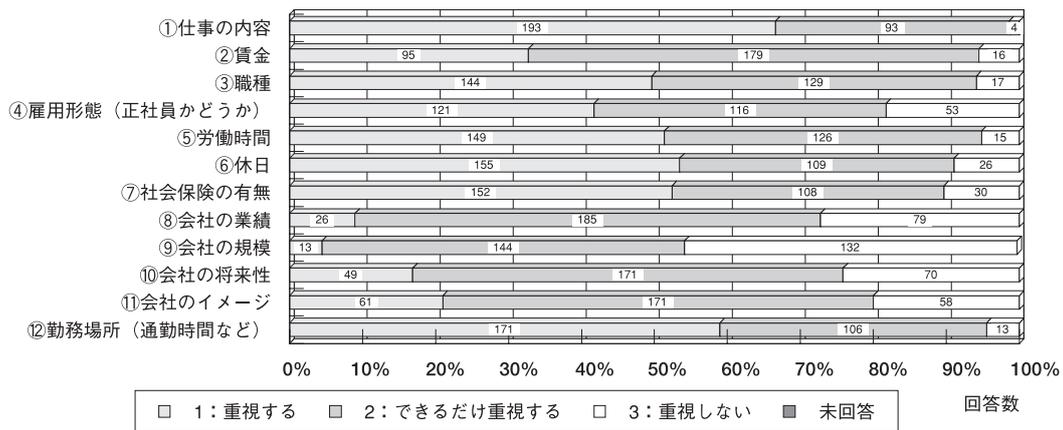


図18 再就職で不安に思うこと (N=422件)

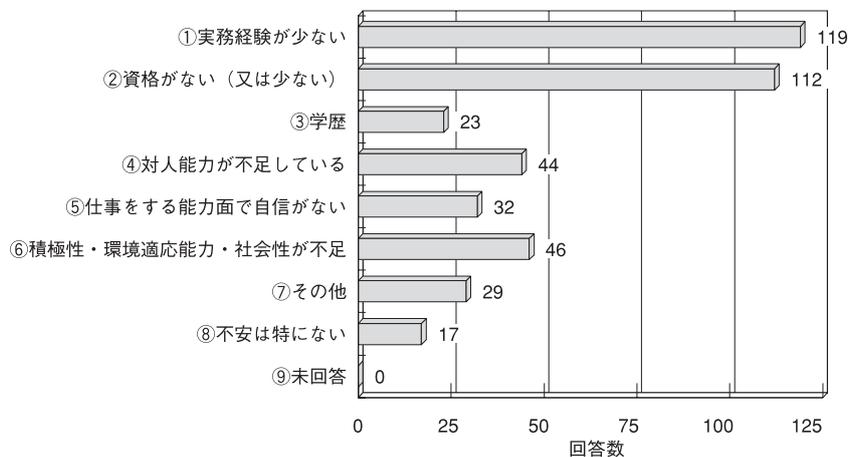
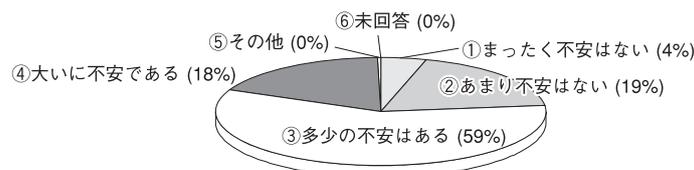


図19 再就職に対する不安



第3章

課 題

1. 若者をめぐる雇用環境の変化

いま、日本の若者をめぐる雇用環境は著しく変化している。まず第1に、正社員として働ける職場が大幅に減った結果、従来の「学校から仕事への移行システム」が大きく変容している。たとえば、1992年当時、167.6万人あった高卒求人（求人倍率3.34倍）は2004年には22.3万人（同1.26）へ、求人数はピーク時のおよそ8分の1にまで落ち込んだ。新規学卒者を卒業と同時に正社員として一括採用し、職業能力養成は企業自身の手で自前のコストで行うという日本的雇用慣行は今や解体しつつある。高卒者ほどではないが、大卒についても同様の変化が生じている。企業は正社員の採用を抑制しつつ、採用する場合でも中途採用の割合を増やすようになった。

若者の雇用環境変化の第2の特徴は、パートタイマーやアルバイト、派遣社員、契約社員などの非正規雇用（フリーター）が著しく増加していることである。総務省が5年ごとに実施している「就業構造基本調査」によれば、1997年から2002年までの5年間に正規雇用（正社員）が399万人も減少する一方で、非正規雇用は368万人増加した。この期間に正規雇用から非正規雇用へのすさまじい規模での代替が起こったのである。正規雇用の減少は、そのスピードはやや低下しているとはいえ、2002年以降も続いている。

若者の雇用環境の変化をめぐる第3の特徴は、20代および30代を中心に正社員の労働時間が近年、著しく増加していることである。職場のなかで正社員が縮小するにつれて、少なくなった正社員に仕事の量と責任が集中するようになった。総務省「労働力調査」によれば、1週間に60時間以上働く雇用者は1998年当時は549万人（従業者総数の10.4%）であったが、2000年には631万人（同12.0%）、04年642万人（同12.2%）へと増加傾向にある。

2. 離転職を繰り返す若者の増加とその要因

このような雇用環境の変化を背景に、離転職する若者が増加していることが近年の特徴である。厚生労働省「平成16年雇用動向調査」によれば、19歳以下の離職者の場合、9割近くが前職の勤続期間が「1年未満」である（うち53.7%は「6ヵ月未満」）。20～24歳の勤続期間は「6ヵ月未満」が27.9%、「6ヵ月～1年未満」22.8%、両者合わせるとほぼ50%になる。25～29歳層になると勤続期間1年未満の離職者は33.8%に減少している。

比較的短期間で離職する若者が増えている要因として以下の点が考えられる。

第1に、パートタイマーやアルバイト、派遣社員、契約社員などの非正規雇用のように、雇用契約が短期間に限られている場合、契約の満了とともに離職を余儀なくされる。それゆえ、上述のような非正規雇用の増加は離転職する若者の増加を意味している。

第2に、正社員の採用が減る中で不本意な就職を余儀なくされた若者の多くはわずかの期間働いただけで離職する傾向にある。特に、高卒就職者の就職先（職種）の変化は離転職の増加に拍車をかけている。

第3に、若年正社員の労働負担の増加もまた離職率を高め、正社員としての働き方を忌避する若者を生み出している。いわゆる「七五三現象」（中卒者の7割、高卒者の5割、大卒者の3割が就職後3年以内に離職する）が生まれる背景には企業の働き方問題も作用している。離職率を引き下げ、フリーターを減らすには、若者にたいする意識改革や就業支援を強化するだけでなく、正社員を含む職場の労働環境を改善することも重要であろう。

3. 若者の求職意識と対応

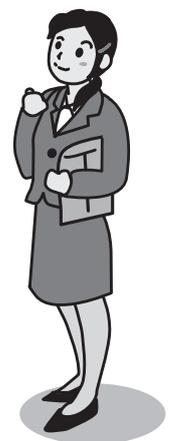
若者の再就職の動向は彼らの求職意識が大きく左右している。20代の若者が求職にあたって最も重視する条件は、「生きがい、やりがいをもてる仕事であること」や「自分の希望にあった勤務形態・勤務時間であること」、「仕事の内容に興味をもてること」が多数を占めている。他方、「会社に将来性があること」や「会社の規模が大きい、知名度が高いこと」はあまり重視されていない（厚生労働省「平成15年求職者総合実態調査」）。今回実施した調査結果もこれとよく似た傾向を示しているが、近年の若者は他の年代に比べ、仕事の内容ややりがいをより重視する傾向が強いと言えよう。

4. 再就職の支援策

若年層の離転職者が増加しているもとの、再就職を促進するためには公的支援策が重要である。今回実施した調査では8割近い若者が再就職に対する不安を示している。なかでも「実務経験が少ない」とか「資格がない（又は少ない）」というような職業能力に関わる不安が大きい。転職を繰り返す若者や、雇用期間が限られた非正規雇用の場合は、企業による職業能力開発は期待できない。イギリスの若年雇用対策で実施されたような若者に対する生活支援を含めた公的職業能力開発や再就職支援のカウンセリングが不可欠であろう。とりわけ長期失業者にたいしては再就職支援の個別相談が大切である。

今回の調査対象に含まれていないが、フリーターの再就職支援（正社員への転換支援）策も重要である。現状では学卒時にフリーターであった若者が、正社員に転換することは容易ではない。企業が従業員を中途採用する際に、フリーターとしての就労経験をマイナスに評価する場合が少なくないからである。だが、フリーターの肥大化や固定化は、社会保険未加入者の増加や納税者の減少、結婚できない若者の増加、少子化の促進など、社会全体にとってマイナスの影響が大きい。公的技能教育を行うなどして、フリーターから正規雇用に転換できるルートを拡大することが重要であろう。

若年失業者やフリーターを多数抱えることは社会全体の浪費であることを理解して、求職者自身はもちろんのこと、企業も行政も再就職支援に努力することが望まれる。



▶ 文化資産を活用した交流の促進

- ・ 金沢城の魅力の発信
「金沢城・兼六園四季物語」の展開 20,000 千円
金沢城や兼六園を活用した多彩なイベントを開催

▶ 世界に開かれたくにづくり

- ・ 中国江蘇省との地域活性化交流の推進 35,495 千円
経済・観光・人材・環境分野での交流
- ・ 日本語・日本文化研修センターの運営 49,324 千円
本県独自の日本語・日本文化研修プログラムの実施
- ・ ⑨ アルゼンチン・ラプラタ日本語学校における「石川文庫」の開設支援 500 千円
- ・ ⑨ 国連加盟 50 周年記念フォーラム・セミナーの開催支援 4,000 千円

(2) 産業の革新に向けた取り組み —産業革新戦略の展開—

▶ 産学・産業間連携の強化

- ・ プラットフォームの整備と重点分野のマッチング 7,250 千円
ニーズ・シーズの発掘、産学連携コーディネート協議会の設置、
分野別マッチング研究会の設置、支援企業のフォローアップなど
- ・ 脳機能計測診断支援システムの開発研究 5,000 千円
知的クラスター創成事業（5 億円×5 年間（H16～20））に対する支援
- ・ 製品化・事業化につながる研究開発の支援 53,500 千円
国の大型研究開発プロジェクト採択に向けた可能性調査、
新技術・新製品の研究開発に対する支援など
- ・ 研究開発成果の実用化支援 83,490 千円
試作品の評価・改良など
- ・ ⑨ 大学の研究シーズを活用した新事業の創出支援 20,000 千円
県立大学に開設されるいしかわ大学連携インキュベータ（i-BIRD）の
入居企業に対する賃借料助成
- ・ 今後の成長を支える重点分野の研究開発（工業試験場） 42,900 千円
情報通信、生命科学・バイオ、ナノテク・新素材、環境分野
- ・ 実用化・製品化促進のための企業参画型研究開発（工業試験場） 3,000 千円
公募企業の参画による共同研究開発

▶ 産業競争力の強化

- ・ 次世代型企业群の創成支援 8,000 千円
新たなニッチトップ企業等の育成のための集中支援
- ・ 石川経営天書塾の開催 2,000 千円
県内企業等の実例を教材にした企業経営のケーススタディ
- ・ 高度専門技術人材の確保 2,000 千円
相談窓口の設置、首都圏等の人材紹介会社とのネットワーク構築

▶ **新産業分野の創造支援**

- ・「石川新情報書府」第3期構想の推進 40,400 千円
ブロードバンド、地上デジタル放送に対応した映像コンテンツの製作、
国内外メディアへのビジネス展開
- ・コンテンツビジネスの事業化促進 3,000 千円
新たなビジネスモデルの事業化に対する支援
- ・いしかわサイエンスパークの新産業創造拠点化 66,505 千円
いしかわフロンティアラボ入居企業に対する賃借料助成、
いしかわクリエイトラボ入居企業に対する支援

(3) 新たな少子化対策の展開 —新しいしかわエンゼルプランの推進—

▶ **子どもを産み育てたくなる環境づくり**

- ・企業における次世代育成支援の取り組みの促進 1,400 千円
ワークライフバランス企業登録・表彰、**新**ワークライフバランス塾の開催

2 本県経済の活性化と雇用のセーフティネット拡充

(1) 全国的・国際的なビジネス展開

▶ **本県製品の販売戦略の強化**

- ・首都圏等での販売戦略の強化 7,000 千円
首都圏バイヤーズミーティングの開催
新製品の説明会、展示会
石川県観光物産 PR センター運営に対する支援（再掲） 15,700 千円
- ・新たな販売ルートの開拓 27,360 千円
石川ブランド優秀新製品の販路開拓支援
見本市出展に対する支援、専門家指導など

▶ **本県企業の海外戦略の強化**

- ・企業の国際ビジネス展開の支援 2,700 千円
国際ビジネスサポートデスクの設置
- ・海外受注・販路開拓支援 4,000 千円
海外見本市への出展支援 10,000 千円
中国における販路開拓支援
中国ビジネス研究会の開催、展示商談会の開催（江蘇省、上海市）など
- ・韓国における販路開拓支援 4,000 千円
大邱 IT ベンチャー企業との商談会の開催など
- ・伝統工芸産業の海外展開支援 8,733 千円
海外見本市出展、コーディネータ確保、**新**海外ギャラリー出展への支援

▶ 港湾の活用推進		
・ ⑨ 港湾物流調査の実施		5,000 千円
・ 国内外でのポートセールス等の実施		10,320 千円
▶ 企業誘致の推進		
・ 雇用拡大関連企業立地促進補助金による企業誘致の推進		29,000 千円

(2) 既存企業の体質強化

▶ 中小企業再生・事業転換支援プログラムの推進		
・ 再生・事業転換への支援		14,533 千円
特別相談、経営改善計画策定、フォローアップ診断など		
・ 再生・事業転換のための融資・保証枠の確保		
事業転換支援融資	新規融資枠	5,000,000 千円
中小企業再生・事業転換支援保証制度	新規保証枠	12,800,000 千円
▶ 企業ニーズに対応した金融円滑化支援		
・ 地区別金融円滑化懇談会の開催		2,601 千円
中小企業者の金融事情の聴取と金融施策への反映		
▶ モノづくりの再生支援		
・ モノづくり技術の高度化		
新技術・新製品の事業化可能性調査及び研究開発の支援		7,000 千円
電子・電気産業の信頼性評価技術の高度化支援		40,000 千円
冷熱衝撃試験機、顕微赤外分析装置の整備（工業試験場）		
・ 繊維ニューフロンティアへの進出支援		6,000 千円
産業資材等非衣料分野における新商品開発など		
・ 伝統工芸の新分野開拓に取り組む企業への支援		11,000 千円
・ ⑨ 伝統的工芸品月間大会の開催に対する支援（再掲）		30,000 千円

(3) 雇用のセーフティネット拡充

▶ 若者向け就業支援		
・ 若年者職場実習の実施（800名）		64,842 千円
・ 若年者向けデュアルシステムの実施		26,275 千円
企業実習と一体となった教育訓練（80名）		
・ 若者しごと情報館の運営		20,912 千円
職業情報の提供、職業意識形成の支援、		
ジョブカフェ石川（加賀・能登サテライト）での就業支援、		
ヤングハローワーク金沢での職業紹介		
・ フリーター等に対する就職準備講座の実施（220名）		5,000 千円

▶ **中高年齢者・離職者等への就業支援**

- ・中高年齢者職場実習の実施（500名） 45,484千円
- ・離職者等中期職場実習の実施（150名） 15,988千円
- ・育児女性の再就職支援講座の開催（30名） 6,700千円
- ・離職者等の高度人材養成研修の実施（740名） 182,443千円
- ・企業ニーズに対応した在職者向け訓練の実施（1,300名） 8,431千円

▶ **県外からの人材誘致**

- ・UIターンの促進 11,759千円

首都圏における土曜相談窓口の設置、求人・求職情報の提供

3 豊かで活力ある地域づくりの推進

(1) 中心市街地の再生・活性化

▶ **魅力ある商店街づくり**

- ・活性化モデル商店街への支援 35,923千円
近江町市場商店街など
- ・商店街の賑わい創出のための取り組みへの支援 9,000千円
マーケティング等調査、不足業種誘致等のための個店改修

(2) 県民の新たな社会参加の促進

- ・男女共同参画の推進と女性の社会参画の促進
育児女性の再就職支援講座の開催（再掲） 6,700千円

4 地方分権時代にふさわしい新たな行財政システムの構築

(1) 県民の視点に立った行政サービスの向上と業務の効率化

- ・施設管理の効率化
社会経済情勢を踏まえた公の施設の廃止
坪野キャンプ場

(2) 特別会計・公社及び外郭団体の経営改善

- ・県民ふれあい公社の経営改善
 - ⑨のとじま水族館におけるアシカショーの導入 5,933千円
 - ⑨ホテルのときんぷらにおける露天風呂、エレベーターの整備 25,000千円
辰口丘陵公園・能登勤労者プラザ振興協会の公社への統合の検討
- ・外郭団体の運営のあり方などの検討

▶ **金沢勤労者プラザ**

営業日数の増、利用率の低い休日夜間の閉館など運営の効率化

共生によるまちづくり・中小企業活力強化集会開催される

共生によるまちづくり・中小企業活力強化集会が、1月27日（金）午後3時半よりホテル日航金沢において、90名を超える出席者のもと開催されました。

まず、五嶋耕太郎中央会会長挨拶の後、石川県商工労働部産業政策課課長 菊川人吾氏を講師に迎え、先般策定された石川県産業革新戦略について、策定の背景、体系、目標、今後の見通しなどについて、大変わかりやすく講演がなされ、参加者は熱心に聴講していました。



菊川産業政策課長による講演

講演の後、中小企業者の声をより効果的な形で施策に反映させることを目的に活力強化集会が開催され、青年中央会 松本雅之会長が下記8項目を含む宣言文を読み上げ、満場一致の賛同を得、集会は盛会裡に終了しました。なお、ここで採択された宣言は、石川県中央会の総意として全国中央会へ提出されます。

宣言事項

- I まちづくりの推進と地域産業の振興
- II 中小・小規模企業対策予算の十分かつ安定的な確保
- III 中小企業の活力増進のための税制改革の実現
- IV 中小企業の人材確保・育成支援
- V 給付水準の引下げを含めた社会保障制度改革の実現
- VI 少子化対策の抜本的拡充
- VII 環境税の導入反対
- VIII 中小企業における企業年金制度の充実



松本青年中央会会長による宣言

引き続き、消費税の期限内納付を推進する宣言式が行われ、石川県間税会連合会の中島秀雄会長より趣旨説明があり、五嶋会長から会員組合を代表して石川県醤油協同組合連合会 直江茂行理事長とウイング北陸総合衣料商業協同組合 小西國夫理事長に推進ステッカーが手渡されました。また、宣言式終了後には会場を移し、石川県谷本知事を迎えて交流懇親会が行われました。



消費税期限内納付推進式
(左から直江理事長、小西理事長、五嶋会長)



懇親会のようす

平成 18 年度中央役員会、表彰式 並びに通常総会の日程について

●開催期日 平成 18 年 5 月 29 日 (月)

①役員会

開催場所 石川県地場産業振興センター 本館 第 1 会議室

②表彰式及び第 51 回通常総会

開催場所 石川県地場産業振興センター 新館 コンベンションホール

③懇親パーティー

開催場所 石川県地場産業振興センター 本館 アイエリア

※なお、時間等詳細につきましては、決まり次第、ご案内いたします。

個別専門相談室開催のご案内

さて、このほど組合並びに組合員のみなさまが直面する多種多様な問題に対応するため、本会では個別に専門家を招聘し、個別専門相談室を設け、下記により開催することになりました。

なお、相談につきましては、組合等、中小企業任意グループ及び公益法人等についても対象となります。又、相談は無料となっておりますのでお気軽にご相談ください。

相談希望の方は当日までに本会へご連絡願います。

TEL 076-267-7711 担当 総務課

《日 程》

開催日	時間	内容	専門相談員
4月20日(木)	10:00～12:00	税務・経営相談	税理士 坂井 昭衛
	13:00～15:00	法律相談	弁護士 久保 雅史
5月18日(木)	15:00～17:00	登記相談	司法書士 久保 均

《場 所》

金沢市鞍月 2 丁目 2 0 番地

石川県地場産業振興センター新館 5 階 石川県中小企業団体中央会 会議室

平成 18 年度中小企業制度融資説明会のご案内

標記説明会を次のとおり予定しております。

事前の申し込みは必要ありませんので、直接最寄りの会場にてご参加下さい。

1. 目的

中小企業者向け制度融資のうち、石川県制度融資をはじめ、県内各市等の地方公共団体の融資制度について、これらの制度の周知を図り、かつ、中小企業者の資金調達の円滑化を目的とします。

2. 対象者

中小企業者及び組合の役職員、取扱金融機関、商工会議所、商工会等の担当者

開催日時	開催場所	説明制度名
平成18年4月13日（木） 10：00～	松任産業会館3階 301・302号室	<ul style="list-style-type: none"> ・石川県 ・財団法人石川県産業創出支援機構 ・社団法人石川県鉄工機電協会 ・石川県信用保証協会 ・開催各市の商工担当課 ・商工組合中央金庫金沢支店 ・中小企業金融公庫金沢支店 ・国民生活金融公庫金沢支店
平成18年4月13日（木） 14：00～	石川県地場産業振興センター 本館3階第5研修室	
平成18年4月14日（金） 10：00～	小松商工会議所 3階305・306号室	
平成18年4月14日（金） 14：00～	加賀商工会議所 3階会議室	
平成18年4月17日（月） 10：00～	羽咋市商工会館 2階会議室	
平成18年4月17日（月） 14：00～	七尾産業福祉センター 2階研修室	
平成18年4月18日（火） 13：00～	輪島商工会議所 大会議室	
平成18年4月19日（水） 13：00～	珠洲商工会議所 1階第1研修室	
平成18年4月20日（木） 14：00～	高松産業文化センター 2階会議室	
平成18年4月21日（金） 14：00～	寺井社会福祉センター 1階視聴覚室	

共催：石川県商工会議所連合会、石川県商工会連合会

お問合せ先：石川県中小企業団体中央会 情報企画課 TEL 076-267-7711

65 歳雇用導入プロジェクト事業だより

「高齢者雇用安定法」の改正により、企業ではその対応が迫られておりますが、高齢者雇用が進まない大きな理由の1つに賃金の問題があります。

賃金は、種々の労働条件の中でも労使とも最も関心の高いものの1つですが、継続雇用される高齢者の賃金の決定について、多くの企業が公的制度を利用した賃金決定をしているようです。公的制度を活用することにより企業の人件費負担を軽減することができるうえに、極端に高齢者の賃金負担を引き下げないで済むというメリットがあります。

1, 公的制度を活用した場合の賃金額

60歳以降の賃金について公的制度を活用して設計した場合、賃金額は以下のようになります。

$$\boxed{\text{60歳以降の収入}} = \boxed{\text{給料}} + \boxed{\text{在職老齢年金}} + \boxed{\text{高齢雇用継続給付}} - \boxed{\text{在職老齢年金の支給停止額}}$$

賃金を構成する要素は、「会社が支払う給料」、「在職老齢年金」、「高齢雇用継続給付」、そして「在職老齢年金の支給停止額」の4つになります。給料を除くそれぞれの制度の仕組みについては以下の通りです。

①在職老齢年金

在職老齢年金とは、60歳以降も働いて厚生年金に加入しているときに受け取る老齢厚生年金のことをいいます。

在職老齢年金の受給額の計算は、まず「総報酬月額相当額」と「基本月額」を用いて支給停止額を算出し、これを基本月額から差し引いてもとめます。

- * 総報酬月額相当額＝その月の標準報酬月額＋その月以前一年間の標準賞与額の合計額÷12（但し、標準賞与額は一回の賞与について150万円が上限）
- * 基本月額＝年金額（加給年金額は除く）÷12
- * 支給停止調整開始額は現行28万円
- * 支給停止調整変更額は現行48万円

◎(65歳未満の在職老齢年金受給月額(加給年金を除く)の計算式及び在職老齢年金早見表(加給年金除く)が別にありますのでそちらを利用すれば便利です。)

②高齢雇用継続給付

高齢雇用継続給付は、60歳時に比べ賃金が75%未満に下がった状態で働く人に対し賃金の低下率に応じて給付金を支給するものです。

高齢雇用継続給付には「高齢雇用継続基本給付金」と「高齢再就職給付金」とがあります。

高齢雇用継続基本給付金は60歳以降引き続き雇用される場合に支給されるもので、又、高齢再就職給付金とは、失業後、基本手当を受給し、再就職した時点での支給残日数が100日以上の場合に支給される給付金です。

- * 支給額

支給額の計算は、「60歳到達時賃金」と「60歳以後の各月の賃金」を用いて算出します。算出方法は、賃金の低下の程度に応じて異なっており、下記のとおりとなっております。

支給対象月の賃金が60歳到達時点と比べて	支給額
○ 61%未満に低下した場合	→ 支払われた賃金額の15%相当額
○ 61%以上75%未満に低下した場合	→ 低下した賃金の率に応じて15%から一定割合で 減するように定めた率を乗じた額 ($-183/280 \times \text{支給金額} + 137.25/280 \times 60 \text{歳時点の賃金月額}$)

＊ 支給限度額

支給される額には限度額が設けられており、厚生労働省が調査・集計している毎月勤労統計の平均定期給与額の上昇・低下比率に応じて自動変更され、毎年8月1日に改定されることになっています。支給対象月に支払われた賃金額が支給限度額以上であるときは、給付金は支給されず、支給対象月に支払われた賃金額と高年齢者継続給付との合計額が支給限度額を超えるときは、支払われた賃金額と支給限度額との差額分が支給されます。

平成17年8月1日から適用：支給限度額 33万9,484円

＊ 支給額として算定された額が1,656円以下の場合支給されません。

◎ (高年齢雇用継続給付早見表が別にありますので、そちらを利用すれば便利です。)

③在職老齢年金と高年齢雇用継続給付の併給調整

在職老齢年金と高年齢雇用継続給付とを合わせて受給する場合には、「併給調整」といって、年金額から最大で標準報酬月額6%の額が支給停止されます。

◆支給停止額◆

標準報酬月額が60歳到達時賃金月額の	支給停止額
61%未満	→ 標準報酬月額 \times 0.06 (0.1)
61%以上75%未満	→ 標準報酬月額 \times 年金停止率 (厚生労働省令で定める率) *年金停止率(%) = $-183X + 13725/280 \times 100/X \times 0.4$ ($X = \text{標準報酬月額} \div 60 \text{歳時賃金月額} \times 100$)

平成15年5月の改正前の旧制度の適用を受ける場合は計算式が異なります。

〔注1〕 上記で算出された支給停止額に2.5を乗じた額と標準報酬月額との合計が支給限度額(平成17年8月から適用：33万9,484円)を超える場合は

$$\text{支給停止額} = (\text{支給限度額} - \text{標準報酬月額}) \times 0.4$$

〔注2〕 高年齢雇用継続給付を受給しない月または上記で算出された支給停止額がゼロまたはマイナスになる場合は、支給停止額はゼロとなります。

◎ (在職老齢年金の支給停止早見表が別にありますので、そちらを利用すれば便利です。)

以上、公的給付を活用した場合に賃金を構成する要素である「在職老齢年金」①、「高年齢雇用継続給付」②、そして「在職老齢年金の支給停止額」③について概略を掲載いたしました。詳しくは社会保険事務所またはハローワークにお問い合わせ下さい。

県内の情報連絡員報告

■ 2月

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
製 造 業	食料品	調味材料製造業	醤油の出荷量は前年同月と比べて大幅な減少となった。前年同月の落ち込み幅よりもやや多いのが気がりである。
		パン・菓子製造業	2月は大きなイベントがあり、観光客による売上増を期待したが、思ったほどの売上はなかった。
	繊維・同製品	織物業	絹分野では海外激安製品の圧迫が更に強まり、多品種・極少ロットの発注に終始し、繭の出来不良により生糸が高騰し、原料高、製品安の状態に陥り、過去の幾多の困難より増して厳しい状況で推移している。合繊分野では創造性・企画力を備え、少ロット・短納期に対応し、ブランド品等の厳しい品質要求に応えられるカーテンやマイクロ繊維など差別化織物分野で受注を確保している。トレンドをうまく捉え比較的好調な企業も見られるが、総じて高品質対応と低コストの強い要請、開発費の増大等から採算が厳しいまま推移している。あと一部地域ではあるが、景気の回復基調の波及効果により売上が好転しているところが見られるようになった事が全体として少し明るい材料である。
		ねん糸製造業	ナイロンを中心にしたスポーツ衣料及び車輻関係並びにエアバッグ等には依然と根強い需要があるものの、長繊維衣料分野においては依然として縮小均衡の過程を辿り、特に婦人衣料は大きく減退し、先行き長期低迷を余儀無くされる極めて厳しい状況下にあります。
		その他の織物業	先月から定番品(受注残含む)及びスポット的な製品の動きが好調。一部企業においては、国内だけではなく輸出製品も堅調に推移している。全体的な好転の兆しは無いが、特殊及び付加価値製品はコンスタントに出荷されている。翌月以降の動向が不透明なため、かなりの不安感が先行するが前向きに行動している企業が多く見られる。月末に、天然ゴムの大幅値上げの依頼があり、4月以降の製造に影響が出てくるものと思われる。原油高騰による原糸・染色の値上げに加え、今回の引き上げは個々の企業にとって製品への価格転嫁を余儀無くされ、今後の商社の対応が懸念される。
	木材・木製品	製材業、木製品製造業	2月度は、昨年と比べ21%売上が減少した。依然として収益の悪化が収まらず、その影響か、組合員企業1社が廃業した。組合員だけでなく、組合経営にとっても依然として厳しい状況が続いている。
			大雪の影響も一段落し、林道・作業路の通行も可能となり、出材量も例年通りとなったが、需要量はまだ少ない。 2月度は例年に比べ受注増であった。雪が例年より早く降った為、受注が先送りされた事により増えたものと思われる。
	窯業・土石製品	砕石製造業	2月分の組合取扱い出荷量は、対前年同月比アスコン向けが101%増加したものの、大口の生コン向け出荷が10.6%減少しており、今年度のトータルの全体量では5.3%減少した。3月に期待したいが、この減少をカバーできる見込みも無く、厳しい年度となる気配である。
		陶磁器・同関連製品製造業	業況については特に変化は見られない。地域団体商標については、検討委員会を設けて意見交換を重ねている最中である。

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
製 造 業	窯業・土石製品	生コンクリート製造業	県内の生コンクリートの出荷状況は、2月末現在、前年同月比98.1%とマイナスの出荷量となった。2月の地区状況は、南加賀、鶴来・白峰、羽咋・鹿島、七尾地区がプラスとなったが、金沢、能登地区はマイナスとなった。官公需、民需では、官公需は相変わらず厳しく、民需が活発に推移している。今年度の累計では全ての地区が前年に比べマイナスで推移しており、厳しい状況である。だが2月は先月に比べ少し明るさが出てきたように思われる。
		粘土かわら製造業	プロパンガスの価格が昨年10月から本年2月にかけて約30%以上の値上げとなった。今後も値上げが続く見通しである。プロパンガスの他にも梱包材や原土も値上がりし、大変なコスト高となっており、今後はさらに商品の値上げをしなければならなくなる。
	鉄鋼・金属	非鉄金属・合金圧延業	特に変化は見られない。
		鉄素形材製造業	業界は比較的安定した状況である。生産量も月々の変動はあるものの、前年同期を上回る状況が続いている。これからもこのような状況が続けばと願うものである。 特に変化は見られないが、概ね順調に推移しているものと思われる。
	一般機器	機械、機械器具の製造又は加工修理	引き続き好景気が継続している。但し、業種によってバラツキがあるものの総じて好景気が継続する見込みである。機械関係の流通業界も一部でバブル景気を超えているところもあり、今後の動向が逆に危惧される面も出始めているのが現状との見方をする専門筋も出て来ている。今後、人材面で不安感があり、技術伝承が問題とされている。今一度、ハイテクよりローテク技術の伝承を業界で見直す必要がある。
		繊維機械製造業	繊維機械向けの部品加工は12～2月の間で約30%落ち込んでいたが、3月からは回復する見通しが立った。工作用機器向けの部品加工は好調である。組合員は建設機械、工作機械、産業機械向けの仕事量を確保しているようである。
		プレス、工作機械	機械金属業界全体は大きな変化も無く依然として好調である。ただ組合員からの話で、最近では単価の引上げどころか引下げの要求が多くなってきている。さらに、納期短縮も迫られている。
		機械金属、機械器具の製造	建設機械や工作機械は相変わらず高水準の生産を続けている。繊維機械も一時の停滞から上昇傾向が見られ、全体的に売上増となっている。設備や人の手当ても何とか一段落した模様で、落ち着いた操業を持続しており、この状態が最も安定した姿である。調達部材の価格上昇が懸念されるが、長い間据え置かれている受注価格のアップが果たされれば、収益状況も良い状態を維持できるであろう。
	その他の製造業	漆器製造業	2月は組合事業による消費地展示会が都内3ヵ所で開催された。いずれもエンドユーザー対象の展示即売会であるが、昨年対比での入場者数や売上高は共に減少した。売れ筋の商品は箸やスプーン等の小物や各社企画によるオリジナル商品が多く、従来のプロパー商品は振るわなかった。同様に産地内でもオリジナル商品を多く有する企業とそうでない企業との格差が顕著になりつつある。
	非製造業	卸売業	繊維品卸売業
農畜産物・水産物卸売業			水産物の売上は下がる一方である。いつまでこの状態が続くのか全くわからない。

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
非 製 造 業	卸売業	一般機械器具卸売業	2 月度も前年割れであった。住宅関連もほとんど動きが無く苦戦を強いられている。官公庁の年度末工事も極めて少なく、見込みが立たない状態である。世間では景気が回復していると言われているが、建設業絡みの電気工事業は軒並み大苦戦の状態である。中小企業には冷たい国政と言わざるを得ない。
	小売業	燃 料 小 売 業	2 ヶ月連続で仕入高にもかかわらず末端価格の転嫁は不十分である。3 月も仕入高がアップする事により過去の未転嫁分を含め値上げは必至である。石川県はセルフ式のガソリンスタンドの比率が全国第 3 位の県であり、その影響から価格競争は激化している。
		機 械 器 具 小 売 業	2 月度は、液晶・PDPテレビ・DVDプレーヤー等のデジタル機器が全般的に不調で、冷蔵庫等の白物家電品の動きも悪く、地域店ルートでの需要は 90%と見込まれる。液晶・PDPテレビの新製品発売と、7 月から始まる地上デジタル放送開始による需要に期待したい。
		男 子 服 小 売 業 婦 人 ・ 子 供 服 小 売 業	2 月は冬物バーゲンに徹底したが、中旬までしか売上が伸びなかった。婦人・服飾小物が前年並で肌着や寝具、子供服は前年対比減であった（総体的には 98.5%）。本来なら中旬以降は春物の動きがあるのだが、寒気が緩まない影響から低調であった。
		鮮 魚 小 売 業	2 月前半は入荷の少ない日が少なかった。全般的にやや強含みの値段で推移している。組合員の方から売行きが芳しくないとの声が日に日に増えている。消費者の魚離れを止めるような周知や方策の考慮が必要である。
		百 貨 店 ・ 総 合 ス ー パ ー	2 月の売上は予算比 81.5%、前年比 91.2%と今年度の中で一番悪かった。特に前半はほとんど前年割れで推移していた。2 月前半のイベント企画の一つとしてバレンタイン関連の企画を行ったが集客には結び付かなかった。2 月後半の毎年恒例のファッション関連のイベント企画は成功し、ファッション関連の売上は伸びた。部門別に見るとファッション・呉服は 97.3%、服飾・貴金属で 86%、生活雑貨で 86.9%、食品 95.4%、飲食 93%、サービス関連 101.2%であった。また、店舗別でも前年を超えた店舗は全体の約 3 割しかない。
		米 穀 類 小 売 業	毎年 1～2 月の売上は減少している。前年同期に比べると約 3 割も減少している。2 月は日数的にも短い事から減少が目立つ。価格も前年同期に比べ約 175 円程下がっているが、さらに下がる可能性があり非常に厳しい状態である。いずれにせよ販売増に繋がる様に努力していかなければならない。
		他に分類されない その他の小売業	兼六園への入場者数は大変少なくなっている。旅行業者等を通じ、兼六園への入場の働きかけを行うために入場のクーポン化を早急に進めて行きたい。
	商店街	近 江 町 市 場	景気が回復傾向にあると言われているものの、実感がわからないのが現状である。
		尾 張 町	商業者から見て大企業と呼ばれる会社が安定しているように見えながら、経営的になりふり構わない姿勢を示し出している。必ずしも日銀が話している上向き景気とは思えない事態が生じている中、昨日も一年前も・・・そして十年前からも商売を続けている店に対する信頼が静かな注目を集めているような気がする。
サービス業	旅 館 、 ホ テ ル	積雪情報による風評被害で観光客の出足が悪く、大変厳しい状態となっている。	
		大雪の風評被害の影響により、予約数が減少している。	

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等	
非 製 造 業	サービス業	旅館、ホテル	雪によるキャンセルが大きかった。大雪の風評被害の影響により、新規の予約が獲得できず、前年同月比10%強の減少となった。新規旅館や既存旅館で増加傾向にあったが、全く厳しい現状となった。	
		自動車整備業	継続検査実績車両数は、前年同月比13.3%増、前月比55.8%増。新規検査状況は、前年同月比6.5%増、前月比71.6%増で推移している。	
	建設業	一般土木建築工事業	建設工事の受注高は、前年同月比8.5%減となった。内訳は民間土木17.4%減、民間建築108.5%増となり、民間では79.7%の増となった。公共土木は21.6%減、公共建築88.5%減となり公共では49.9%の減となった。前年同月比に比べ民間建築は増加したが、公共建築は悪化した。	
		鉄骨・鉄筋工事業	2月の稼働率は前年同月に比べ90%と落ち込んでいる。企業間で格差はあるものの全体的に人手不足の感じである。3月迄は忙しい状態が続くものと思われる。	
		板金・金物工事業	年末からの豪雪により売上は減少傾向にある。2月20日以降から工事の発注が見られるようになってきた。木造注文住宅の減少から業界を取り巻く情勢は厳しくなるものと予想される。それに加え、住宅メーカーの発注単価の切り下げは組合員の転職や脱退につながるのではないかとと思われる。	
	運輸業	一般貨物自動車運送業	原油価格が2月、3月と高騰しているが、運賃への転嫁が進まない状態にあり、非常に厳しい状態である。	
			前年同月並みの売上を計上しているが、燃料価格の上昇によるコストアップが利益を抑え、経常利益が限りなくゼロに近い状況にある。年末に軽油価格がやや落ち着いたように思えたが、今年に入り再び値上げされておりその対応に苦慮している。	
			一般乗用旅客自動車運送業	最近タクシーの乗車率が35%を切る状況下となり、当面は生き残りをかけた競争が激化するものと思われる。その他に一部のバスに対する公的助成や施策が活発に行われている一方で、同じ公共交通機関と言われるタクシー業界には公的助成がなされていない。さらにNPO団体による自家用有償運送の許可に向け、認可方針が先行された福祉有償運送協議会が開催されたが、安全対策を含め今後不法行為がまかり通るような認可だけは避けてもらいたい。

2月 情報連絡員からの行政庁・中央会に対する要望事項

分類業種	具体的な業種	行政庁・中央会に対する要望事項、または関心のある事項、意見等
小売業	燃料小売業	道路特定財源の一般財源化を反対する。

組合 決算期を迎えたら～決算関係書類等の提出をお忘れなく～

組合は法律の規定に基づき、毎事業年度、通常総会終了の日から2週間以内に、事業報告書、財産目録をはじめとする財務諸表等を取りまとめた決算関係書類を、所管行政庁に提出しなければなりません。

また、役員の変更（氏名・自宅の住所の変更、選挙・選任による変更）があったときも、その変更の日から2週間以内に、役員変更届を所管行政庁に提出しなければなりません。

さらに、組合の定款を変更する場合は、所管行政庁へ定款変更の認可申請を行い、認可を得なければなりません。

《決算関係書類の提出について》

組合は、定款で定めるところにより、毎事業年度終了後2ヶ月以内に1回、通常総会を開催しなければなりません。また、組合は、毎事業年度の決算関係書類提出書を、通常総会開催の日から2週間以内に、所管行政庁に提出しなければなりません。

提出書類は、

1. 様式に基づく決算関係書類提出書
2. 事業報告書
3. 財産目録
4. 貸借対照表
5. 損益計算書
6. 剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書類
7. 決算に係る通常総会議事録又は通常総代会議事録（謄本）

※決算関係書類の提出は、理事の義務です。

所管行政庁に対する決算関係書類の提出を怠った場合、行政庁による検査等の対象になります。

《役員変更届書の提出について》

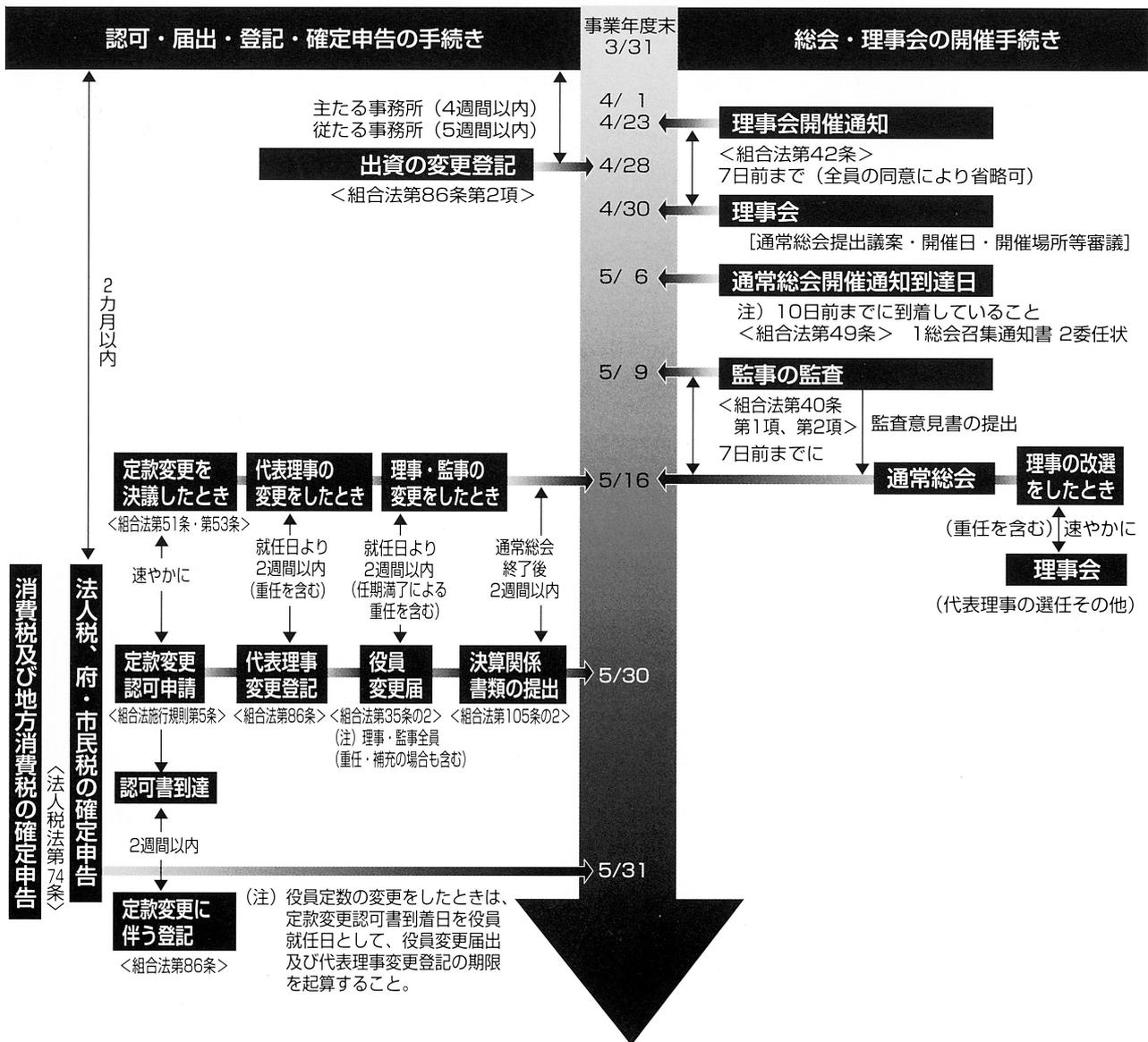
役員の変更（氏名・自宅の住所の変更、選挙・選任による変更）があったときも、その変更の日から2週間以内に、役員変更届を所管行政庁に提出しなければなりません。例えば、改選期の場合、全ての役員が再選されたとしても役員変更届を作成し、提出しなければなりません。

※ 代表理事の変更（同一人の重任・再任を含む）があった組合は、変更の日から2週間以内に、変更登記をしなければなりません。

《定款変更について》

事業を追加する、役員の数を変更するなど定款を変更する場合は、所管行政庁の認可を必要とします。また、その内容によっては総会決議前に所管行政庁との協議が必要となる場合もありますので、事前に所管行政庁又は中央会にご相談下さい。

年度末事務手続フローチャート



各提出書類について、ご不明な点がございましたら、お気軽に中央会までお問い合わせ下さい。

TEL 076-267-7711 <http://www.icnet.or.jp> → **組合運営**

会社法 Q&A 新しい会社法がはじまります

新たに施行される会社法は、現行の商法、有限会社法、商法特例法など既存の会社法制を整理・統合するとともに、法律の文言自体についても平仮名・口語体に改められました。

大きな改正点は次の3つ、ここでは Q&A 形式で解説します。

1 最低資本金制度の廃止

2 取締役の最低人数の制限廃止

3 有限会社制度の廃止

1 最低資本金制度の廃止

新会社法では、資本金1,000万円未満でも株式会社を作れるようになります。

これまであった、1円会社（確認株式会社*1）はどうなるのでしょうか？

従来の1円会社は、「5年度に資本金を増やせなかったら組織変更か解散すること」と登記されています。したがって新会社法のもと、5年後の解散を避けるために、新会社法の施行後、株主総会等でこの解散事由の定款削除を決議し、登記簿から削除するように登記申請することが必要です。

今後は、小規模な会社もすべて株式会社に求められるルールが課せられるのですか？

たしかに、今後有限会社が設立できなくなると、どんな零細企業も株式会社として法律が適用されます。新会社法では、会社の実態に応じた運用を可能にするために、今回、法規制を「株式譲渡制限*2があるか否か」で、その運用を大きく変えることにしました。

<株式譲渡制限会社に認められる制度>

- (ア)取締役1人でも良い
- (イ)定款に定めることで、役員任期を10年以内に延長することが可能である。
- (ウ)監査役を設置する場合でも、その権限を会計監査のみに限定できる。
- (エ)定款に株券発行の定めがあっても、株主から請求が無い限り発行しなくて良い。

2 取締役の最低人数の制限廃止

これまで株式会社は取締役会を設け、取締役3名、監査役1名を選任する必要がありました。今後は、株式会社でも、取締役1名で設立可能になります。

(ア) 取締役が1人でも良いということについて

この制度は、前述のとおり株式譲渡制限会社に認められた制度で

す。従来は、株式会社であれば、オーナー企業であっても、取締役会および監査役を設置する必要があり、どうしてもその役割が名目的になっている実態がありました。今回の改正により、取締役1人で会社設立が可能になることで、より会社設立しやすくなりました。

(イ) 役員任期を最長10年以内に延長できることについて

従来の株式会社は、取締役は2年、監査役は4年という任期があったため、継続する場合でも、そのつど登記が必要であり、コストがかかっていました。新会社法で最長選任後10年以内の最終決算期に関する定時株主総会の終結時まで延長できるようになりました。したがって、より手続きには楽になりますが、一方で、たとえオーナーから見て自社の取締役にふさわしくないと途中で気づいても容易に解任することは出来ません。正当な事由なくしても解任したならば、残りの任期分の役員報酬分程度を損害賠償請求される可能性も考えられます。

会社運営の自由度が増した分、様々なリスクに対して十分考慮しておく必要があるといえます。

3 有限会社制度の廃止

新会社法では、有限会社は作れなくなります。経過措置として、既存の有限会社はこれまで通り、有限会社のままで有限会社法の措置を受けることができます。

現在の有限会社はどうなるのですか？

現状では、既存の有限会社を必ず株式会社に変える必要はありません。有限会社のままで存続できます。運営についても、従来どおり有限会社法等で定められた運営を行うことが可能です。

<主な有限会社の運営上のおもな簡便措置>

- ①役員任期がない。
- ②決算広告*3をしなくても良い。
- ③休眠会社のみなし解散に関する規定（整備法案32条）の適用もありません。

▶ 新会社施行後に、株式会社に変更したいのですが？

もちろん、現状の資本金のまま株式会社に変更できます。ただ施行直後は関係部局に対して手続きが殺到することも考えられますので、ご注意ください。

<資本金300万円の有限会社を株式会社に変更するために必要な主なコスト>

- ①登録免許税（有限会社解散登記3万円＋株式会社設立登記3万円）
- ②定款の変更にかかるコスト
- ③印鑑や名刺などの変更にかかるコスト
- ④その他（司法書士に作成を依頼する場合のコストなど）

従来、有限会社より株式会社の方が信用力があるというイメージがありました。新会社法によって、将来的にこれらのイメージがどのように社会に根付いていくか、を考慮する必要があります。ひょっとすると、有限会社の方が「歴史がある、最低300万円は資本金がある」というプラスのイメージが生まれてくる可能性もあります。

▶ 現在、債務超過^{*4}ですが、株式会社に変更できますか？

現行の法制度では、変更が可能です。もちろん会社として健全な状態とはいえないので、債務超過を解消する経営努力が必要であることは言うまでもありません。

▶ 株式会社に変更した場合、新しい会社として事業年度を計算するのですか？

登記手続上は、有限会社の解散登記と株式会社の設立登記を行います。新設とは異なります。したがって、次のようなものは、株式会社に変更しても引継ぎされず。

- ・事業年度
- ・法人税法上の計算（たとえば過年度の欠損繰越控除の恩典など）
- ・消費税の課税の基準年度の計算
（資本金1,000万円未満の会社に限り、設立後2年以内は基準年度がないので消費税の納税が免除されます。資本金を1,000万円以上であれば、この恩典はありませんのでご注意ください）

新会社法では、オーナー企業のような形態は「株式譲渡制限会社」として定義され、「有限会社型の株式会社」という位置づけになります。株式譲渡制限会社は実態として、経営と所有が分離していないと考えられるので、前述のとおり、取締役を何人にするのか、取締役会を設けるのかという会社の機関を一定のルールに従って自由に決められるようになります（→別表を参照）。このように会社の機関の形式を最低限にすることによって、役員報酬の支給を見直して経費の削減を目指すこともできます。また取締役・監査役の任期を最大10年までの任期とすることで、登録免許税などの事務手続きコストも削減可能になります。

経営の自由度が増すということは、経営者の皆さんの経営の責任がより厳しく問われ、経営者の意識によって、会社が大きく左右されるということになります。

経営者を補佐し、経営の充実を支援する制度として、新しく会計参与制度が導入されることになりました。会計参与制度とは、税理士や公認会計士などの会計の専門家によって、決算書の信頼性を高めるために導入されたものであります。決算書は、経営者によって粉飾されることが多く、その信頼性が常に問われます。また、経営者自身も、決算書を正しく理解しておらず、会社の財政状態や経営成績を誤解したまま、会社の舵取りをしてしまう、という非常に危うい状態が懸念されます。会計参与制度は、会社が自由に選択でき、会社の定款でその設置を定めることができます。また取締役会を置く会社は、監査役を設置が必要ですが、中小企業では監査役の代わりに会計参与を置くことも認められています。

▶ 最後に

今回の記事では、紙面の都合により新しい制度のすべてを網羅しているわけではありません。関連機関に問い合わせる、外部専門家に相談するなど、ぜひ今回の改正を活用して、自分の会社を主体的に変革していただければと思います。

<別表>新会社における株式会社の組織設計 (出典：週刊経営財務 No.2732)

	会計監査人	株式譲渡制限	取締役会	会計参与	監査役	監査役会	委員会
中小会社	設置しない場合	株式譲渡制限会社(注1)	設置しない場合(注2)	任意	任意(注4)	設置不可	設置不可
		公開会社	設置する場合	いずれかを設置(注3,4)		設置不可	
	設置する場合	株式譲渡制限会社(注1)	設置しない場合(注2)	任意	設置	設置不可	
		公開会社	設置が必要	任意	いずれかを設置		
大会社	設置が必要	株式譲渡制限会社(注1)	設置しない場合(注2)	任意	設置	設置不可	
		公開会社	設置する場合	任意	いずれかを設置		
			設置が必要		設置不可	いずれかを設置	

注1) 定款で取締役の資格を株主に限定したり、取締役会（委員会設置会社を除く）や監査役の任期を選任後10年以内の最終決算期に関する定時株主総会の終結時まで延長することが可。
 注2) 取締役の員数は、1人でも可。
 注3) 会計参与と、監査役または監査役会を併設することも可。
 注4) 定款で、監査役（監査役会設置会社を除く）の権限を会計監査に限定することが可。

- *1 確認株式会社 ● 商法の最低資本金規制の特例として、資本金が1円でも起業を可能にした（2003年より施行）。その制度に基づいて設立された株式会社。
- *2 株式譲渡制限 ● 「当会社の株式を譲渡するために、取締役会の承認を得なければならない」という規定を定款上設けて、登記している会社。
- *3 決算広告 ● 株式会社は、官報ないし日刊紙において、貸借対照表（大会社は損益計算書も）の要旨を掲載しなければならない。インターネットで電子広告することも可能である。現実としては、中小企業では広告していない会社が多い。今後新しい会社が株式会社になるにあたり、この制度運用がどのようになるか、ゆくえが見守られている。
- *4 債務超過 ● 自己資本がマイナスの状態。資本金が300万円でもこれまでの経営成績で累積された利益剰余金がマイナス400万円あれば、自己資本は300-400=-100万円の債務超過ということになります。自己資本は会社の累計の総合通信簿ですので、債務超過は健全な経営状況とはいえません。